再検討要請(経済産業省)

								各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
297	基づく補助対象施設の 柔軟な活用を図るため の経済産業省通知の 見直し	を短期で実施できるよう、たとえ償却期間内の補助対象 プラントであっても、返還等 を行わず商用ベースに転用	【支障事例等】 補助対象となったブラント等は目的外の使用が限定的にしか認められていない ため、例えば、試験研究用に導入した設備等の場合、その試験研究が事業化に つながる場合でも、事業化においてはその設備を使用することはできず、設備を 十分に活用できない状況が発生する。 (制度な正の必要性等) このため、債却期間内の補助対象ブラントであっても、補助金返還等を行わず商 用ベースに転用できるように適用を見直し、企業の事業活動に即した形で、補助 金対象施設の柔軟な活用を図り、企業の数争力を強化すべきである。具体的に は、平成16年6月10日付け平成16・66・10会課等5号通知「相助事業等により 得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」の「5、承認申請等の 特例」の(2)に開発試作用能を未来の開発意図に沿った用途に転用する場合 を追加し、補助金返還等が生じないようにするべき。	得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて (平成16年6月10日大臣官房会計課通知)	经济産業省	三重県	D 現行規定 により対応可 能	「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて(平成16年6月10日大臣官房会計譲通知)」において、中小企業者が研究開発主たる目的とする補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するために行う処分制限財産(設備に限る。)の転用については、その取得財産の処分に伴う収益の国庫納付条件を付さないことができるとしており、現行規定の運用で対応できるものと考えております。 なお、個別に問題等生じるケースがありましたら、経済産業省大臣官房会計課又は各事業担当課までご相談ください。
685	直接交付している補助 金の地方移管	地方自治体が独自制度と一体的に実施できるよう、展極 体的に実施できるよう、展極 見がまたが自治体を接受 付している中心業実が実施の変め、補助 動域に大力を対象ので変が、 が地域のに未体る「空飛ぶ桶交 付金化	多くの地方自治体では、それぞれの割意工夫のもと、地域の実情を踏まえた中小企業に対する独自の助成制度を実施している。 カブで、国の平成25年度構工予算事業作中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」は、平成24年度補正予算事業を拡大して実施されている。 素・サービス革新事業」は、平成24年度補正予算事業を拡大して実施されている。 が、地方自治体が直接関与しない制度となっており、地域の事業者の様々な豪望や要請等を踏またに運用がしにくい仕組みとなっている。 非た、「エネルギー使り合理化等事業で展者補助を上間様に、地方自治体が関与とない制度となっている。 様漢所では、新技術・新製品開発に取り組む中小企業を支援する「中小企業新技術・新製品開発に最大の中心を実施者で行う設備投資等についてを表替表的、一般の事業を受け、一般の支援となっていない。 株実の事態に事態に事業については、地域の中小企業の課題を把握している地方自治体が、より柔軟に運用できる代組みとすることが必要を考える。 にはいて、過去2か年の構工予算事業をも含め、同種の事業を長期するのであれば、上記の趣旨を踏まえ、地方自治体が関与できる制度としていただきたい。 ※・機助金の流れ・経済産業省一横浜市で交付金) 地方自治体が、国の交付金を活用し、独自動度と一体的に中小企業への支援を実施することで、自治体の判断による対象の上乗せや制度拡充、地方の実情や中小企業からの要望等を踏まえた効果的・効率的運用、申請手続きの簡素化等が可能となる。 ・また、地域の中小企業にとっては、ワンストップでの申請・利用が可能になるなど利便性の向上となる。	ものづくり中小企業・ ・小規模等要は、 ・小規模等要は、 ・大学を交替を表する。 ・大学を交替を表する。 ・大学を変数を表する。 ・大学を表する ・大学を表する。 ・大学を表する ・大学を ・大学を ・大学を ・大学を ・大学を ・大学を ・大学を ・大学を	经済産業省	横浜市	C 対応不可	【ものづくり・商業・サービス補助金】 ものづくり・商業・サービス補助金」 ものづくり・商業・サービス補助金については、補正予算に基づく経済 対策の一環として、我が国産業の国際競争力の強化等を図るものであ り、8月11日に公募を終了。 したがつて、その執行に当たっては、全国的視点を要するほか、(補正という性格上、原則連続性を有さない事業であるため、)移管できない 【エネルギー使用合理化等事業支援者抽成・ 当該事業は、内外の経済的社会環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的としている。そのため、全業 程を対象に全国一律で同じ要件で同一に審査等を行っているところ。 自治体により、特定の事業に対しての支援が必要という判断がある場合は、国で実施する当該補助金とは別に自治体の事業として実施する のが適切と考える。 く参考> (交替の目的)第2条 この補助金は、足間団体等(以下/補助事業者)という。)が行う、事業者が計画したエネルギー使用合理化及び電質需要 平海化の取扱のうち、会エネルギー性の高い。健康及び設備並いに電かビーク対策に費する経費の一部を制かする事実(以下/補助事業)という。)の実施に要する経費を開かる事実(以下/補助事業)という、の、実施に要する経費を指動することにより、各部門の省エネルギーを推進し、もって、内外の経済的社会環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給補造の構築を図ることを目的とする。

再検討要請(経済産業省)

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	生派争乗60項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
291	研究開発支援制度に 基づく補助対象施設の 柔軟な活用を図るため の経済産業省通知の 見直し	国の研究開発支援制度では、開発を開発を開発を商業を開発した場合を商業を表現を開発した場合を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」 となっているが、事実関係について提案団体との間で十 分確認を行うべきである。		
681	国が地方自治体を経 由せず民間事業者に 直接交付している補助 金の地方移管	地域の産業振興のための補助金(いわゆる「空飛ぶ補助	地域の産業振興に密着した事業については、地域の中小企業の課題を把握している地方自治体が、より柔軟に適用できる仕組みを構築することがより効果的である。 お無動助金 新設する場合は、国的直接中小金等に補助する乗むらず、国がら地方自治体へ交付金として交付し、自治体の判断により上乗せや拡充など地方の実情や中小企業からの要望等を踏まえた適用が可能となるような、地域の個性を尊重した手法を考慮していただきたい。	都道府県が実施する中小企業・小規模事業者ものづく り・商業・サービス革新やエネルギー使用合理化等事業 支援に関する事業人の連携を別の条弾 する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め た上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交 付すること。	追肘束の例子が制たに加わることで、中間寺に求る事	

	All of the All				turt o Fr fr			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
64	特定家庭用機器再商 品化法に基づく権限の 広域連合への移譲	特定家庭用機器再商品化 法に基づく報告・立入検査・ 指導・助言および勧告・命を に係る事務・程限の広域事業 所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内に ある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・ 再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策とし ての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・機関と広域連合へ移 譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3 R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	特定家庭用機器再 商品化法第15条第 16条第27条第28条 第52条,第53条		関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在 する小売業者、製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的 に把握するともに、特定家庭用機制廃棄が取り巻く国の時宜的な 状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統 一的な規点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められ ることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。
154	特定家庭用機器再商 品化法に基づく報告・ 立入検査・動告・命令 に係る事務・権限の移 譲	歩門の砂 鈴木平はた 押送点	がある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、報告・立入のほ	特定家庭用機器再 商品化法第14~16 条、第27~28条、第 47条、第52~53条		鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者、製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機需要物を取り巻くは国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域にある不参中が生じることのない。人 全国統一的な親点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
64	特定家庭用機器再商 品化法に基づく権限の 広域連合への移譲	指導・助言および勧告・命令 に係る事務・権限の広域連 合への移譲を求める(事業	リー都道府県を越えない場合は各都道府県への移験は検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の連いはないと考え また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保の ための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
154	品化法に基づく報告・	況は様々であることから希 望する都道府県の手挙げ方 式とする。			【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合 は、手上げ方式による移譲を求める。	

	相字本环				制度の記録			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
772	特定家庭用機器再商 2 品化法に基づく権限の 都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内 事務所への家電リサイクル 禁務所への家では大き報告要 となる人員。財際人を終生した。 国から都造ともに、 国とは、行道中の並行を 関とする) 事業者等への立入機関、助言 事業者等への動告、命令 事業者等への勧告、命令	【現行】 現在、一の都道府県内にのみに事務所がある小売業者はもとより、複数府県にまたがって事務所を有する小売業者に対する権限は都道府県には付与されていない。 【支障事例】 未県の廃業物処理計画では、リサイクル車の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないこから、報告徴収、立入検査を実施するために事業者を指導する権限はないこから、報告徴収、立入検査を実施でしたし、指導、助高等の権限が帰いければならがは、また、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支険があっても把握できない。(現体的に問題が表したしても、指導、助高等の権限が振いため、支険があっても把握できない。(現体的に問題が表のである。) 【容線による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づ権限を有する県として、適正に処理される心理及び清掃に関する法律」に基づ権限を有する県として、適正に処理されることでもができる。また、大臣と並行権限とすることで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び治療に関する法と、行をしまし、指導、助言、勧告、命を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、もに、指導、助言、勧告、命を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、もい、指導、助言、勧告、命を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、就ない、これらの権限の移譲により、全国規模の大手量販店への立入が可能となり、引取義務、引渡義務について、小規模店舗と足並みをそろえた指導が可能となる。	特定家庭用機器再 商品化法第15条、第 16条、第52条、第53 条	7年4本/小	兵庫県、和歌 山県、鳥県 県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者、製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するともに、特定家庭用機器廃棄が取り巻ぐ室の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な規点で実施される必要があり、引き接き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。
772	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 3 促進等に関する法律に 基づく権限の都道府県 への移譲	事業者等の各都道府県内 事務所への容器包装リサイ ルル法にの基づ以下の権限を 総の要となる人員・日本の主 に国から都原ともは に国から都原ともは まるにという。 を を として、 として、 として、 として、 として、 として、 として、 として、	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業も指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助事等の権限が無ければ実效性がない。現状では、立入検査を関心を被収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後患いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念、は業余するのである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助等等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づ、権限を有する限として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、また、日本と地行権限とすることで、適正に処理されることができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、動告、命を行うこあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	別収集及び再商品		山県、鳥取	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条) 放び毛療大臣の認定を得で容器型級の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命等の措置は、各履行方法(次18条)が存金が合うつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も認まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取用しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
772	特定家庭用機器再商 2 品化法に基づく権限の 都道府県への移譲	事業者等の各都遺府県内 事務に基づく立入検査・必要 技化基づく立入検査・必要 技化等以下の権限を、必要 と国から・都面・別事後ともに、 国から・都面・知事ともにする に関から・都面・知事とを 限とする) 事業者等への力・入検査・報 等業者等への制導、助言 事業者等への制告、命令	・廃榻法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
773	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 3 促進等に関する法律に 基づく権限の都道府県 への移譲	事業者等の各都道府県内 事務所への容器乙を経済を が立て入検を が必要となる人員府県へ移並 等ととなる人員府県へ移並 等まであ立立人検索 等等での立立人検索 事業者等への勧告、公表、 の数目が、の報度とも は、が、のでは、のでは、のでは、 のので。 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のので。 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 の。 のので。 の。 のでは、 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

	担实市场				制度の記録			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
974	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の は進等に関する法律に 基づく権限の広域連合 への移譲	容器包装に係る分別収集及 び再商品をの促進等立入検 を活力を対象とび動き。 を指導・助き形・標度の広 域連合への保護を求める (事業所が複数ある場合は 区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・ 再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を組まて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3 R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	ス:土体物7冬の5 等	環境省、経済体 資産業企業 基準企業 製厚 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製	関西広域連 合	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づ省指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)が存在する、報告領収・立人検査・指導・助言、必定行う方法(法15条)が存在する、報告領収・立人検査・指導・助言、当告・令令等の措置は、各履行方法について整合的位判断を保ちつ、立域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。
978	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律に 基づ、報告・む入検査・ 勧告・命令に係る事 務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集関 び再商品化の促進等に係る分別収集関 び再商品化の促進等に る法律を が一個では が一個では が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道所 県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監 智は国が行っており、一連の施設としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各所者が共管していることにより、報酬り行政の等者が生じるおそれ がある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都 道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置す ることが必要である。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19~20条、第39~40	環境省、経経 漢字產倫省、財 務 名 名 名 名 名 名 、 日 、 日 、 日 、 日 、 日 、 日 、 日	鳥取県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づ代指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自合再商品化を行う方法(法15条)及び手務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、動告・命令等の措置は、各限行方法について整合的な判断を保ちつつ、成域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び設定の取消しの主体である固が、全国統一的な製点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
974	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 4 促進等に関する法律に	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関す 気法律に動きが報告・立人を 査・指導・助言がよび観合・ 体で、の移譲がる場合に 域連合への移譲がる場合の区 は東新が低域をある場合の区 域内にある場合に限る。)	以に、付金が産来向に安正されている報告では、一人代金正に向いている。他的な り一都道府東を起えない場合は各都道府東への移議に検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保の ための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は 可能しまする。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
978	容器包装に係る分別 収集放び再商品化の 促進等に開立法律に 基立、報告、立入核査・ 勧告・命令に係る事 務・権限の移譲	る法律に基づく国の報告・立 入検査・勧告・命令に係る事 する。 教・権限を都道府県へ移譲 する。 各自治体、地域の状 況は様々であることから参う 立さる。 を受けた都道府県の手上げ方 式とする。 権限の移譲を受けた都道府 限は、希望する市町村に一	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準 や通知等容踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市 財材実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づ・等務については、 国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、 廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながる ことから、移譲が必要である。 なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品とを行っている事業 者はご、假とれており、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いに よって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業者:7 4、371者、自立回収認定業者:70者(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3 R推進に関する小委員会資料))	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合 は、手上げ方式による移譲を求める。	

	All of the All				turt o Fr Mr			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
775	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律に基づく権限の都 道府県への移譲	徴収等以下の権限を、必要 となる人員、財源とともに、 国から都道府県へ移譲する こと。(大臣・知事の並行権 限とする)		食品循環資源の再 生利用等の促進に 関する法律第8条、 第10条、第24条	歷林水產名《 基本 建 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本	兵庫県、和歌 山県、徳島県 県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措 置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動してい る事業者も含めた他の本。食品での最相状況や、近隣の県城も含めた再生 利用事業者の以後その時点における全 国的な状況も踏まえながら、全国動一的な観点から実施される必要が あり、引き練き国による実施が求められることから、これらの権限を地方 に移譲することは困難である。
975	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律に基づく権限の広 域連合への移譲	食品循環資源の再生利用 等の促進に関する法律に基 可保護・立教告・協導・ 対意部・植限の応導・指導・ る事務・植限の応導業所が 複数あるはそ明合の区域内にある が複数あるに、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用 再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策とし ての連携が取りにい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ 移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の 3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再 生料用等の促進に 関する法律第3条、第 10条、第24条第1項か ら第3項		関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、 食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事 業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の原域も含めた再生利 用事業者の状況と、食品質労逐を助とその時点における全国 的な状況とは含まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があ り、引き練き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に 移譲することは困難である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	生素・データの場合についます。 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
771	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律に基づく権限の都 道府県への移譲	事業者等の各都道府県内 事業所への食品がイクト が表示人教養・必要 とは、「大学・の本権のでは、必要 となる、大学・の本権のでは、では、 をなる人遺所財果へを接続する。 では、大学・の大学・の大学・の大学・の大学・の大学・の大学・の大学・の大学・の大学・の	・廃掃法に基づく権限を有する限として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
971	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律に基づく権限の広 域連合への移譲	助言および勧告・命令に係	ための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

	担实市环				制度の記録			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
978	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律に基づく報告・立 入検査・勧告・命令に 係る事務・権限の移譲	告・命令に係る事務・権限を 都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状 況は様々であることから希 望する都道府県の手上げ方 式とする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府 県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監 督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各所名が共管していることにより、維制り行政の参害が生じるおそれ がある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都 道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限(係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置す ることが必要である。	食品循環資源の再 生利用等の促進に 関する法律第8条、 第24条	農林水產省、落本 環境省、経済、基本 建立省、財務 東全 名名 東全 名名	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立人検査、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイク ル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた 他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状 沢など、食品電積資源を取り整くその時点における全国的な状況と除ま えながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国に よる実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは 困難である。
776	資源有効利用促進法 に基づく権限の都道府 県への移譲	事業者等の各都道府県内 事務所への資源有効利用 促進法に基づ立入検査、 報告徴収等以下の棒限を ・		資源有効利用促進 法第16条、第13条、第 16条、第26条、第20条、第20条、第25条、第32条、第35 条、第32条、第35 条、第37条	経済產業省 済進名、財務 関境省、原土 財務 制造 名、農 林水水産 省省 省省 省	兵庫県、徳島 県	C 対応不可	同法の目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、動告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を要譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聴いて行うこととおれまり、社会的変見を聴いて行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一の必表示の標準を示し、その過守を求めているところ、他の事業者の取り組み、状況等を踏まえ、全国統一的な親点から国がこれら措置を行うことが適当である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
978	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 3 法律に基づく報告・立 入検査・勧告・命令に 係る事務・権限の移譲	なお、各自治体、地域の状 況は様々であることから希 望する都道府県の手上げ方	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立 入終金、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準 や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市 町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が 等務処理基準等を示すことで都道府県、市町村による実施が可能であり、廃棄 物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながること から、移譲が必要である。		【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合 は、手上げ方式による移譲を求める。	
774	資源有効利用促進法 3に基づく権限の都道府 県への移譲	事業者等の各都道府県内 事務所に基本の名称道府県内 事務所への登滅不力執行。 便進告徴収率しての権限を必要国となる人員所県へ移登 となる人員所県へ移立 行権限と等への立入検査、報 事業者等等への勧告、公表、 の動告、公表、 の動告、公表、	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

	in the state of							各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
584	都道府県が行うJA等 に対する計量証明事業 の登録に係る規制緩 和	て、分析値を提供する場合、計量証明事業とされ、当 該事業の実施に当たって は、環境計量士を配置し、事業の子には、環境計量士を配置し、事 の登録を受けなければなない。 ム等が行う土壌診断	【制度改正の経緯】 平成24年2月、全国計量行政会議において、農協等が行う土壌分析は、計量法に基づ代制産即申業に該当するとの見解が示され、農協等が計量証明事業の登録(環境計量士の配置義務)を行わなければ、農業者に分析値の提供ができななった。 【支障事例】 農業者は、土壌の分析値により自作地の状況を的確に把握し、作物ごとに自らが判断して施肥量を決定することで、環境への配慮とコスト明減に契めている。 のため、26年0月日、北海道と農業団体が開催した、土壌分析に20間係者を対象とした説明会では、接数の農協から、「農協が行う土壌分析の30円代表・対象とした説明会では、接数の農協から、「農協が行う土壌分析に201円代表・対象とした説明会では、接数の農協から、「農協が行う土壌分析に201円代表・対象とした説明会では、接数の農協から、「農協が行う土壌分析に201円では、力・シー農業の環境を全型農業と推進しているが、分析値の提供が困難となれば、安全安の金銭の場において信用様の意見が出ている。ららに、北海道では、クリーン農業(環境保全型農業)を推進しているが、分析値の提供、拓展となれば、安全安とな変積が生じる恐れがある。 「制度改正の必要性】 JA等が行う土壌分析のある。とらに、簡易な測定に基づく、簡便な分析値であり、分析機里の評価についても、元程度の幅が設けられているのが実態である。このため、計量法が求める厳格な分析値を担保する必要がないものと考える。 「懸念の解消策)計量法施行令第28条第1号「大気、水又は土壌中の物質の濃度」に、ただし書きとして、JA等が行う土壌分析を適用除外とするよう規定すること。	計量法第107条第2 号 計量法施行令第28 条第1号	轻済産業省	北海道	C 対応不可	計量法における「計量証明」とは、法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果に関し、業務上他人に真実である旨を表明することであり、反復継続して行う場合は「計量証明事業」に貼当する。したがって、JAが無知の土壌分析を行り、その分析値を農業者に示すことは、計量証明に該当し、当該分析を反復継続して行う場合は、計量証明事業としての登録が必要となる。 ただし、例えば、 JJAが土壌分析を行うものの、その分析値を農業者に示さずに、適正施肥量等について、農業者を指導する場合や 2農業者自身が土壌分析を行う、その分析値を農業者に示さずに、適正施肥量等について、農業者を指導する場合や 2島農業者自身が土壌分析を行うし、その分析値を農業者に示さずに、適正施肥量を決定する場合などは、計量法における計量証明事業には該当しない。
634	計量法で定める基準器 検査に係る規制緩和	全量25Lを超える液体メーター用基準タンク(燃料油メーターの検査を行うもの)の基準器検査を都道府県が行えるよう規制緩和すること		計量法施行令第25 条 条 等 1項第3号	轻涛産業省	長崎県	C 対応不可	10L、5L、その他の基準フラスコを用いて全量25Lを超える50L、20 OLといった液体メーター用基準タンク(燃料油メーターの検査を行うも の)の基準器検査を行うことは、検査の精度を確保することができない ため、適正な計量の実施の確保という計量法の目的に照らして適切で はない。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	- 生 ボッボル おおいま 提案募集検討 専門部会から指摘された 主な再検討の視点
584	和連州系列 JOA 等 (に対する計量証明事業 の登録に係る規制緩 和	計量法では、大気、水又は 土壌中の物質の濃度につい て、分析値を提集する場 は、環外管証明第に当たって は、環外計量が高速所にしい事 を設計量がある。 は、環外計量がある。 は、環外計量がある。 は、環境が自動では、 は、環境が自動では、 は、環境が自動では、 は、これでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	計量法については、高度経済成長期における公審問題を契機に、昭和49年の 法改正により環境計量上が新設されるとともに、平成4年には、環境計量士を 「濃度関係」と「騒音・振動関係」に区分することにより、環境計量士の専門性を 高めることとして法改正が行われたものと理解している。 そもそも農家の施肥設計のためにJAA等が行う農地の土壌分析については、公 吉問題などの有害物質の測定を目的としたものではないこと、また、環境計量士 でなければ適正な土壌分析ができないとは言い難く、特に専門性が求められる ものではないと思われることから、計量法の数正の主旨には馴染まないもの おり、また、これまでも何ら問題が生しておらず、現行の計量法が農地の土壌分析の実態に合っていないものと考える。 また、土壌分析値を農家に提示できないことにより、①作物ごとに最適な中間値、 現なるが、任意の理影が行えない、②基・領域内であっても、上限値・中間値、 下限値なのかがわからないため、施肥湿の誤整を行うことができない、③土壌 美分の傾向が蓄積傾向なのか欠乏傾向なのかや理値できないため、施肥による 土壌養分のコントロールができない、などの問題を生じることとなる。特に②につ いて、北海道は都所探し比べ入規模な専業農業が多いことから、土壌分析結果に に基づく施度の関連とよるコント削減に情報のに取り組んでいるが、それらが 実施できないことにより、農家経営に大きな影響を及ぼすことになる。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
634	計量法で定める基準器 検査(二係る規制緩和	全量25Lを超える液体メーター用基準タンク(燃料油メーターの検査を行うもの) 数準器検査を行うもの) 数準器検査を都道府県が行えるよう規制緩和すること	一たり ることに、即足所示が、快直を打 プロピル・じゅん ブ、の原いしたい。	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。		

	AD rely size wat				Auto a Er Ar			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
456	等の都道府県への移譲	JISマークの認証に関して 一の都道内側の管轄区域 内のみにある認証機関の登 設証を受けする報告しま。 実所等に対する報告しま。 立入検査等に関する業務	製造業者にとっては、登録、検査事務ともに移動時間の短縮につながる。 本県の公試機関には、工業品等の試験・検査を行っている技術職が配置されて おり、これまで行ってきた業務での見地を充め、レて本事務を行うことは可能であ り、件数にもよるが、特に新たな組織の設置は要しないものと考える。 ただし、地域別に手続きの相違が生じないよう執一した手引きなどの整備は事 前に必要となるものと考える。	工業標準化法19条1 項上項。20条1項·2 項(21条1項,20条2項。 20条1項、29条2項。 31条2項。33条2項。 31条3項。34条、36条。 37条、38条、40条1 項	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	●登録認証機関の登録等については、WTO/TBT協定等の関係もあり、 国内だけにとどまらず、国際的な整合性・信頼性確保の視点が重要で ある。国際的に、信頼性や質の向上等の現点から登録配定する主体 を各国内で集約化していく流れがある中、登録主体の複数化や輻輳化 を名国内で集約化していく流れがある中、登録主体の複数化や輻輳化 を名取って無額が開始である。 を招来する広域的実施体制への移域を討に、国内の登録業務の整合性・効率性を任下させるのみならず、制度の国際的な信頼性低下や国際貿易紛争等を悲起するおそれがある。また、認証機関の事務所の変 更(追加・廃止等)により、その登録先が変更になることが想定されるが、 登録主体が現なる以上、新たな登録主体は現地審査を含めた登録審査を自めた登録審査を自かの主義を自分のを登またが現立るのと、新たな登録主体と認証機関のいずれにとつても、極の下事の事な業務執行となる。 ●認証を受けた事業者等に対する大後査等の移譲については、昨年 1月の「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の 方針に係る事務・権限の意向確認」において「工業理準化法(昭24法 18)に基づと認証を観音を書を、認証加工業者(一の都造府県の区域内 のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査」については、国 から地方公共団体への移議が可能としたところ、全国知事を書から 同り、「提示された内容では、地方が求める処分権限との一体移譲ではなく、 報告徴収・立入検査事務のみ移譲することとされており、これでは責任 ある対応が収止ないため、総貌の受け入れは困難である」 したがつて、現在の状況では、対応は不可能。
504	適切な計量の失地の 確保に関する事務・計量法に基づく製造、修理、販売業者等の都出、応用への機関を確	計量法に基づく電気計器(電気・一ター)の検定を免除された製造事業者(指定製造事業者をして経済産業大臣が研究の製造事業でついての各種周田の受理、定期的な立入検査、命令	各都道府県が、製造事業者の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることで、届出受理や命令も金かと移動時間の超線、地域の実情に応じたきめ細かい後の実施につながる。現在は、国経済産業大臣)が事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることを行っていることで、手続きが時間がかかり過ぎ、かつ、地域の実情に応じた対応ができていないという支障がある。	計量法第93条、第94 条、第98条	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	電気計器の品質確保は、電気の取引の適正な実施の確保、ひいては電気の安定供給の確保に不可欠であり、スマートメーターの早期導入が求められる中、その重要性は増している。このように、電気計器の品質値保は、我が国のエネルギー政策に密接に関わることであり、指定製造業者への立入接受等は、全国数十的な基準の下で実施される必要があることから、引き続き、国が実施することが必要である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	- エーザーの場合についた 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
456	等の都道府県への移 譲	JISマークの認証に関して 一の都道府県の管轄区域 内のみにある認証機関の登 等に関する者の向上、事 家所等に対する報告徴収 立入検査等に関する業務	思えなし	・報告徴収、立入検査の権関のほか、認証製造業者等への措置命令権限についても包括的に移譲すべき。 ・機関移譲後の国による近年限行使については、国 民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。		
004	理、販売業者等の届出、命令、検査等の都	計量法に基づく電気計器 (電気) エーターの検定を免 除された製造事業者(指定 製造事業者として経済産業 大臣が指定の製品につい ての各種届出の受理、定期 的な立入検査、命令	きることから、手続きに係る時間の短縮及び地域の実情に応じた対応を図るためにも	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 電気計器に関する立入検査等に当たっては全国統一的 な対応が求められることから、権限移譲については慎重 に検討すべきである。	

	担实市场				他体の記念			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
470	地域技術の振興に関) する事務の都道府県 への権限移譲	の産学官連携による高度技 術の開発に係る事前相談、 応募受付、実施体制等の審 査、執行管理、プロジェクト 管理、プロジェクト終了後の	アップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定 している。	科学技術基本計画 地域域 地域 地域 地域 地域 地域 地域 地域 地域 地域	经济定業省	神奈川県	C 対応不可	地域新成長産業創出促進事業費補助金に関し、地域新産業集積戦略 推進事業(以下、戦略推進事業)及レイパベーション基整強化事業(以 下「基整強化事業)以、地域が自治体の行政の域を跨称必成総接法圏に おいて、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより、地 域が持つ様々な強みや特長、潜在力等を有効に活用した。新たな成長 産業群の創出・育成を推進し、全国的に展開することを目的としていた。 に対していた。このでは、は一般では、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のなりには、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の
940	産学人材育成パート ナーシップに関する事 務の都道府県への権 限移譲	術の開発に係る事前相談、 応募受付、実施体制等の審 査、執行管理、プロジェクト	「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び原果普及業務等を都道府県に移譲。 * 後期のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。現行・国2/3 = 例 国2/3 = 例	「産学人材育成パートナーシップ今後の トナーシップ今後の 取組の方向 ものづくり中小企業・ 小規模事業者等連 業公募要領	轻济産業省	神奈川県	C 対応不可	「産学人材育成パートナーシップ事業」は、平成22年度で終了しており、 現在当該事業に関する事務は、存在しない。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
471	地域技術の振興に関) する事務の都道府県 への権限移譲	大学、研究機関、企業など の産学管連携による高度技 析の要では、 がの要では、 のでは、 である。 大学では、 フェットの では、 フェットの では、 フェットの では、 フェットを でした。 では、 フェットを では、 フェットを では、 フェットを では、 フェットを では、 フェットを では、 フェットを では、 フェットを では、 フェットを では、 フェットを では、 フェットを では、 フェットを フェット フェットを フェットを フェットを フェットを フェットを フェットを フェットを フェットを フェットを フェットを フェッ と フェ と フェ と フェ と フェ と シ フェ と シ フェ と シ フェ と シ フェ と と シ と シ と シ と シ と と と と と と と と と と	意見なし	を上げることかできる。 御追所宗が夫肥する地域技術の 作用に明まれまました事業との事業を同じも思まる。	市町村への交付分については、国の関与とは別に、都 道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事 発手練きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討	
944	産学人材育成パート ナーシップに関する事 務の都道府県への権 限移譲	大学、研究機関、企業など の産学官連携による高度技 術の関発に集係る事制相談、 応査、執行管ジェクト 登現、プロシェクト で現、プロシェクト で現、プロシェクト で現、プロシェクト で見いた管理	意見なし	・産学官連携による高度技術の開発に係る支援は、都 道府県の関与を強化して地域の実情を遭切に反映する とともに、都道所県が実施する事業と遭切に長映する とによって、より効果を上げることができる。都道府県が 実施する産学直携による高度技術の開発に関する事業との過程を図り効果を最大限に発揮する規点から間 素との連携を図り効果を最大限に発揮する親点から間 超があるため、今後同種の事業を行う場合は、自由度を できるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、 都道府県に交付すること。		

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所官・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
235	済産業大臣の認可権 限の都道府県知事へ	商工会議所法に基づく商工 会議所に係る経済産業大臣 の定款変更の認可権限を都 道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府 県に移譲されることにより定款変更の窓ロー元化、申請者の負担軽減につながる。 (愿念の解消】 第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次のとおり、 都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 (目的)法で実施事業が規定され、日本商工金議所による標準定款例に做って 6商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できな ぐなるをは考えにくい。 (名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同 を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。 (地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について 国に権限を残すという対処も検討できるのではないか。	商工会議所法第25 条第1号,第29号及第 第6工会議所法施行 令第7条第1項第4号	経済産業省	広島県	C 対応不可	第4次一括法で移譲とならなかった定畝変更の3事項(目的、名称及び 地区)は、商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として 結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を 行う上で根幹となる事項である。また、商工会議所を他の経済団体と区 別する4つの特性・地域性・公共性・総合制・国際性を確保する上で、 全国的に就一性を維持する必要がある事項である。そのため、その変 更については、国の認可権限としている。
334	商工会議所に係る経 済産業大臣の許認可 権限の都道府県への 移譲	事務の効率化や地域の商 工関係団体に対する事務の 一元化を進めるため、商工 会議所に対する認可や取り 消し等の権限を、都道府県 等に移譲すべき。	①商工会については、認可や取り消し等を含め都道府県等がすべての指導監督を行っている。一方、商工金護所については、認可や取り消し等を終く日常の管を行っているが、のずれも、地域において商工業の発展に向けて活動する団体に変わりはない。 ②第19回地方分権改革推進委員会において、経済産業省から、「商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明など国境を越えた事業への支援活動世界を国に存在し、輸出品の原産地証明など国境を越えた事業への支援活動を行っており、国際的な信用を維持するために固が指導・整督について一定の権限を保持する必要があるとの回答がされているが、そのことのみをもって、一部の権限のみを国に残すことに具体的なシリッは不明である。 ③少なくとも希望する団体に対しては、手挙げ方式により権限移譲が可能となるようにすべき(ただし、該当商工会議所の了解が要)。	第2項第1号、2号、4 号及び第4項、第59	経済産業省	群馬県	C 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる、設立の認可や取消しの処分等は、国の権限としている。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
235	商工会議所に係る経 済産業大臣の認可権 限の都道府県知事へ の移譲		(名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同 を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。 (地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について 関土物田を開せ、はる光明は、粉土がまる、のではたいる。	・商工会議所の国の権限については第4次分権ー括法 により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたもの の、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における はながた地道部を冬本派・、地域の事権を効率する・ル	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
334	商工会議所に係る経 済産業大臣の許認可 権限の都道府県への 移譲	事務の効率化や地域の商 工関係団体に対する事務の 会議所に対する認可や取り 消し等の権限を、都道府県 等に移譲すべき。	①商工会議所は、「ア地域性一地域を基盤としている、イ総合性一会員はあらゆる業種・業態の商工業者から構成される、ウ公共性一少益法人としての組織と活動などの面で強い必共性を持っている、工国際性一世界各国に商工会議所が組織されている。「のの時性があるともれているが、アーツについては、都道府県は、商工会・農業協同組合等同様の性格を持つ組織の指導・監督を既に行つており間度ない。 ②工に関して、経済産業省は、19回地方分権改革推進委員会提出資料で、「商工会議所の活動に対する日常的な監督は、都道府県に権限を移譲しているが、国際関連業務である原産地証明が移譲の支障になっているたり、2としているが、国際関連業務である原産地証明が移譲の支障になっているというな。許認可権限とは分析で、原産地証明申募和に関して国が多までよっているというな。許認可能限とは分析、原産地証明申募和に関して国が3また。としているが、日本商工会議所の事務ではなく、日本商工会議所の支所としての事務となっているが、これは各商工会議所の事務ではなく、日本商工会議所の支所としての事務となっているが、これは各商工会議所の事務ではなく、日本商工会議所の支所としているが、これは各商工会議所の事務ではなく、日本商工会議所の支所としての事務となっているが、これは各商工会議所の事務ではなく、日本商工会議所の支所としての事務となっているが、これは各商工会議所の事務ではなく、日本商工会議所の支所としての事務となっているが、京田・経済を発展しているが、日本の経済を発展しているが、日本の経済を発展しているが、日本の経済を発展している。日本の経済を発展しているが、日本の経済を表現する。日本の経済を表現する。日本の経済を表現によりまする。日本の経済を表現する。日本の表現する。日本の経済を表現する。日本の経済を表現する。日本の経済を表現する。日本の経済を表現する。日本の経済を表現する。日本の経済を表現する。日本の経済を表現する。日本の経済を表現する。日本の経済を表現する。日本の経済を表現する。日本の経済を表現する。日本の表現する。日本の経済を表現する。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現を表現する。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現れる。日本の表現まる。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現する。日本の表現	・商工会議所の国の権限については第4次分権一括法により一部、都道府県、政令指定都市に移議されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を整まえた一体・歴のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全での権限を都道府県、移譲すべ	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	AD other size of E				turt o er tr			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
494	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可 権限の都道府県への	現在、一部移譲されている 「商工会議所法」に基づく許 認可等について、第3条第2 項の名称使用の許可を除 く、すべてを権限移譲する	商工会議所法幹認可関係事務について、現在、一部しか都道府県事務になっていない。特に、商工金議所法第46条第2項の定款変更的許可については、第25条の定款記載事項により所管行政庁が経済産業有であったり、都道府県であったりする。権限移譲により、このような工重行政の解消を図ることで、県民サービスの向上につながるもの考えられる。 商工会議所側からすると、定款変更する事項により、国に申請して外属に申請することにより、上時間的にも登用的にも少なくて済む点が、県民サービスの向上につながるものと考えている。 のと考えている。 ただし、第3条第2項の名称使用の許可については、都道府県区域を越えた広域的対応が必要なことから、都道府県への移譲にはなじまないと考えるれるまた、類核の団体である商工会の設立、定款変更等の許認可は、「商工会法第60条」において、都道府県外処理する事務になっており、このことからも都道府県、第4年程限移譲すべきものと考える。	商工会議所法第3条 第2項以外	经济産業省	神奈川県	C 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる許認可や処分等は、国の権限としている。 なお、定款変更の認可権限のうち、目的、名称及び地区に係る事項以外は、第4次一括法により、届出制に変更した上で地方に移譲する旨改正したとこのであり、申請者(商工会議所)の負担軽減、ひいては県民サービスの向上につながるものと考える。
592	済産業大臣の許認可 権限の都道府県への	商工会議所法に基づく商工 会議所に係る設立、解散等 国に残っている全ての権限 を都道府県に移譲する	商工会議所については、多くの権関が都道府県に移譲されているが、地域の中小企業支援などの産業集関施策と密接な関わりをもち、都道府県の実施する産業援興策と関連が深いことから、現在国に残されている設立・解散等の認可についても地方において権限を有すべきであり、未た国において権限を有する設・解散等の認可についても移譲を求める。なお、第4次一括法の成立に向けた整理の中で、本件について経済産業省からは、商工会議所は、国境を起うた事業への支援活動を行っており、・・国際的な信用を維持するために国が・・・指導・監督について一定の権限を保持する必ずがあるとの同等がなされているが、その事業実態から而工会議所の業務は地域の中小企業支援などの産業振興施策と密接な関連を持ち、都道府県の施策との関連が深いことから、移譲を求めるもの。	商工会議所法第84 条 商工会議所法施行 令第7条	经济産業省	京都府、兵庫東、東北山東、徳島県	C 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の南上会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる、設立や解散の認可等は、国の権限としている。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
494	商工会議所に係る経 済産業大臣の許認可 権限 都道府県への 移譲	「商工会議所法」に基づく許		・商工会議所の国の権限については第4次分権一括法 により一部、都道府県、政令指定都市に移譲されたもの の、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における 体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体 感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に貸す るために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべ きである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
592	済産業大臣の許認可	商工会議所法に基づく商工 会議所に係る設立、解散等 国に残っている全ての権限 を都道府県に移譲する	商工会議所の4つの特性のうち、地域性、公共性、総合性については、各都道 府県内の範囲にとど書る商工会議所については、衛工会議所の事務として特定原と 支障はないと考える。国際性については、商工会議所の事務ではなく、日本商工会議所の 証明書の発行があるが、これは各商工会議所の事務ではなく、日本商工会議所 支際はないと考える。都道府県へ権限が議した場合に、どのような具体的な支 障事例を想定されているかご教示いただきたい。	により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたもの の、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における 一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体 感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資す	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	担实市环				他体の記念			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
946	済産業大臣の認可権 限の都道府県知事へ	会議所に係る経済産業大臣	【制度改正の必要性】 定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府 戻計変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府 原に移譲されることにより定款変更の窓ロー元化、申請者の負担軽減につなが る。 (歴念の解消】 第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次のとおり、 都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 (目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って 各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できな なるとは考えにくい、 (名称)既会議所の名称は果においても把握でき、果に移譲することで誤認混同 を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。 (地区)県境を越えに区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について 国に権限を残すという対処も検討できるのではないか。	商工会議所法第25 条第1号,第2号及订 第4号,第46条法施行 令第7条第1項第4号	经济産業省	中国地方知事会	C 対応不可	第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項(目的、名称及び地区)は、商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で根幹となる事項である。また、商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特任地域性、公共性・総合制 国際性 を確保する上で、全国的に統一性を維持する必要がある事項である。そのため、その変更については、国の認可権限としている。
424	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	れている工業用水道からの 雑用水の供給条件の緩和 や手続の簡素化、工業用水 道事業法で規定されている 供給対象業種及び供給方 法の拡大及び河川法で規定	【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要のかい離が拡大している中、工業用水及び離用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び延に規定されての供給条件(供給区域、供給対象)や手続が供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。 植物工場等への給水が工業用水では不可(植物工場は、日本標準産業分類上においてはに悪事」とで整されるため) 工業用水は、工業用水高事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水 においてはに悪事」とで整されるため) 工業用水は、工業用水高事業法第2条第3頃で、導管による(製造業への)給水 を定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できな 定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できな においてはに乗り返ぎ等に対応できない。 後期水や大規模災害時の他用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的なできなの利用(等に伴う水利権上の削約1本来的には、維用水等の供給は工業用水の 18間夜並定の受性[1工業用水の末利雨水を観広く活用することは、工業用水通 事業の経営改善のみならず、国内外の水利頭に関する課題に対応できることや 6、農業用水、都市活動用水や海水での大震に開かる課題に対応できることが 6、農業用水、都市活動用水で多の手様な水需要に対応できるよう、雑用水の 従税を受性権和や手続きの簡末化、工業用水道等、工業の連携を越入が 権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。	工業用水道事業法 第2条 河川法第23条	経済産業省、 国土交通省	熊本県、福岡 県	D 現行規定 により対応可能	工業用水道事業法においては、工業用水としての水の需要が計画よりも少なく、工業用水道事業者が供給できる水の量に余力が生じた場合に、工業用以の用途通うる水として供給するものを除く。)に水を供給することは妨げられていない。なお、産業構造審議会地域程済産業分科会第5回工業水道政策小委員会における議論を指考工、今後、工業用水道事業の雑用水に関する制度改正(手続きの簡素化、供給条件の報和等)を行う予定。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
944	済産業大臣の認可権		3事項(目的,名称及び地区)が商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で報幹となる事項であるとしても、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。(目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できななるとは考えにい。(名称)金額所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できななるとは考えにい。(名称)金額所の本款体においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与う思さ組入る称変更が発生することは考えにい。(地区)環境を超えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に関係を提入という対処も検討できるのではないか。 4つの特性(地域性・公共性・総合性・国際性)を確保するために「全国的な統一性の維持」が必要であっても、国が運用指針等を定めることにより担保可能と考えられ、むしろ、定款変更の内容により窓口が分散していることのデメリットの方が大きい。	・商工会議所の国の権限については第4次分権一括法により一部、都道府県、政令指定都市に移議されたものの、いまた国に残る権限が存在する。都道府県における一体的な指導監修通止、地域の実情を整まえた一体感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
42-	工業用水の用途拡大 に関する規制緩和	道事業法で規定されている 供給対象業種及び供給方	第1次回答により、植物工場等や都市活動用水、船舶等への供給についても			

	担实市环				和中の記念			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
503	工業用水道事業法の 施行に関する事務(給 水開始前の届出、事業 休止等)の都道府県へ の権限移譲	工業用水道事業法の施行 に関する以下の事務の権限 を移譲 工業用水道の屈出・許可 終する 対策可 大工業用水道事業に関する報 計算 大工業用水道事業に関する報 水質測定項目免除の承認 の申請(ほか	県内の工業用水道事業者である横浜市及び川崎市にとって、届出や報告等の 提出先が場になれば、地域の実情に応じた相談対応が可能となることから、県 が行うべきである。 現在のところ大きな支障事例はないが、次年度計画に関する国からレアリング などを、国ではなく地域に近い場が行うことにより、距離の面を含めて、県内の工 素水道事業者が相談しやすい環境になると考えられる。 県ではこれまで工業用水道率素法に係る事故は行っていない。なお、法第15条 第1項及び第2項では、工業用水道施設の設置や変更のための土地の立ち入り について、知事の許可を受けるように規定されている。 横浜市及び川崎市からは、手続の際、距離的なメリットが生じるとの意見を聞い ている。		经济産業省	神奈川県	C 対応不可	工業用水事業法は、工業用水事業の運営を適切かつ合理的ならしめることによって、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発達に寄与することを目的としている。 国に周出・許可を申請することについては、工業用水の豊富低廉な供給の確保という観点から、国が企業敬策との整合性等も踏まえつつ、各工業用水道事業者が事業の確実性と経営の合理性を確保するのに必要な要件を構え、また、国民経済的に適切であるかどうか等について検証する必要があるため、今後とも国が手続きを維持することが重要である。 また、大規模災害の発生リスクが高まっている中で、災害に強い国土及び地域を作ることが急務であり、昨年、事前防災・減災に係る施策を見び地域を作ることが急務であり、昨年、事前防災・減災に係る施策を国策として推進するため国土強靭化基本法が成立したところ。同法に基づく基本計画において、工業用水道の災害対応力の強化を進めることとしており、工業用水道の整備・強靭化を国の政策として実施していべことが必要。
844	液化石油ガス販売事 業者の登録等の市町 村への権限移譲	登録等の事務について、効	現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する販売事業者でありながら、県域内のみに事業所を設置する販売事業者に対して都道府県は指導できるが、県域をまたがつて事業所を設置している販売事業者は国所管であり相道府県で指導できるが、県域をまたがつて事業所を設置している販売事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防ではの股企の関係が深く、これら之道能して対応することが有効であるものの、現在、当該事務は原に一部国が所管しており、効率的、効果的な行政運営の妨げどなっている。例えば、事故の届出しついては、国所管の事業所をあった。所述にあいている。例えば、事故の届出しついては、国所管の事業所を現まれば乱が名がであった。所述にあいては、国所での事業的な事業の指しまなどになっているなど、事務、処理が混乱するおされが指摘されている。本業務に従事する国の人件長、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事業所は地域で統一した指導をすることができる。一般消費者や地域店舗、定義近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な行政連営が可能となる。また、火災事故等の際に、消防を所管する基礎自治体の方がより際に消防と対策できる。	液化石油ガスの保 安の通保及び取る 心理保及び取る 心理保及び取る 心理保及び取る 心理解系 。 第10条第3項、第13条 第10条第3項、第16条第 21条第20条、第10条 第21条第20条、第10条 第21条第20条、第10条 第21条第20条、第10条 第21条第20条。第10条 第31条第08 第31条第08 第31条第08 第31条第08 第31条第08 第318年 第318年 第31	経済産業省 (資源エネル ギー庁)	愛矮県	C 対応不可	国所管の液化石油ガス販売事業者及び保安機関の中には、50以上の販売所又は保安機関の事業所がそれぞれら以上存在しているケースもあり、国所管の液化石油ガス販売事業者や保安機関に係る仕組みを、事業所単位を基礎自治体で所管する制度とした場合、広路排導の現底から規制の実効性が乏しくなってしまうことに加え、液化石油ガス販売事業者や保険機関の負担省(接数の市町計1・事業所がある事業者の場合、その登録等在前町村が行うとすると、事業者は事業所のあるすべての市町村へ申請等を行わなければならず、事業者に対して着しい負担を強いることになる)になることからも、全国一律に事業所単位で基礎自治体(市町村が落水石油ガス販売事業者の登録等なば保安機関の認定等を行うようにすることはできない。また、渡石弘に係る事務処理を都道府県から基礎自治体は機関終型することは、地方自治法において、条例による事務処理の特例を認めており、都道府県は「条例の定めるところにより市町村が事務の理することができる。」(同法第282条の17の2)こととなっているため、現行制度においても対は「事情の表現、原代の事情のと関係に関係している。」(同法第282条の17の2)こととなっているため、現行制度においても対は「事情の表現、原代の事情のと関係に関係している。」(同法第262条の17の2)こととなっているため、現行制度においても対は「事情の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	- エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
503	の権限移譲	工業用水道の届出・許可 給水能力の変更等の届出・ 許可	工業用水の豊富低廉な供給の確保という観点から、彦業政策との整合性等も踏まえつ つ、各工業用水道事業者が事業の確実性と経営の合理性を確保するのに必要な要件 を備え、また、風民経済的に適切であるかどうか等の検証については、法令や運用の 基準を整備すれば都道府県でも可能であると考える。 また、国土金駅が基本法部を実は、国上金町公理分別社を踏まえて、施策を総合的か つ計画的に策定し、実施する責務を有するとおり、東日本大震災に見られるように、大 規模災害時の程や企業への支援の実施主体として都道府県の役割の大きさを踏ま えると、都道府県の役割とすることが適当であると考える。	・提案団体の提案に沿って都道府県へ権限移譲すべきである。		
844	業者の登録等の市町 村への権限移譲	率的・効果的な事務が可能	「現行制度においても対応は可能」との回答であるが、今回の提案の趣旨は、国	「液化も油ガス吸水中来もの登録等の性酸に プいくは、市町村に移譲するべきである。	【全国市長全】 事業者が複数の市町村に事業所を持つ場合、申請先が 増加することとなり事業者の負担が増大することから、 市への移譲については慎重に検討すべきである。	

	in the state of							各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
428	石油貯蔵施設立地対 策等交付金の国庫補 助事業への充当制限 の撤廃	昭和53年の資源エネルギー 庁 石庫部計画課長通知によ 庁 石庫報事をのうな。 身 算補助について国による補 動率が「2世に下の補助金 だけに同交付金を予当でき 補助率の制限を撤廃し、同 交付金の弾力的適用を可能 としてい。	【提案の背景】石油貯蔵施設立地等の市町村は、住民の安全を確保し、不安のない地域社会を構築するため、特段の安全・防災対策等の環境整備を推進している。特に、防災対策については、首都直下地震・南海トラフ巨大地震に備えるペ更なる対策の推進が喫緊の課題となっている。 「支障等例別が施設等の整備には、財政負担が大きく、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」は、貴重な財源となっている。同交付金は、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」は、貴重な財源となっている。同交付金は、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」で付規則」の備事により、「国からを養型・一部を負担」又は補助の割合が、法令により定められているもの一条の監費に対する国の負担又は補助の割合が、法令により定められているもの一条の場合、以内の割合で負担又は補助の割合が、は今により定められているもの一条で割合「以内の割合で負担又は補助の割合が、できる。」ともれている。それにも関わらず、知知33年9月2日の「資源エネルギー庁石油部計画課長」通知により、補助の割合が「2より高、事業に予当できないなど適用と刺観及が振されている。「解消策」立地を対策を持つを当ていなど適用と刺観をが振されている。「解消策」立地交付金は、特別会計法及び同法施行令等上、交付対策等交付金」では、すでに充当制限が撤失されており、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」では、すでに充当制限が撤失されており、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」では、すでに充当制限が撤失されており、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」では、すでに充当制限が撤失されており、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」では、すでに充当制限が撤失されており、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」では、すでに充当制限が撤失されており、「石油貯蔵施設立地対策等で分金」の充当制度が撤失者ないにより、日本に対している。	石油貯蔵施設立地 対策等交外、第4条、 財別第9条、第4条、 財の取53章の計算を 15章が15章が15章が15章が15章が15章が15章が15章が15章が15章が	経済産業省 (資源エネル ギー庁)	苫小牧市、市 原市、高石 市、山陽小野 田市	C 対応不可	国の財源に限りがある以上、自治体のニーズに細やかに対応するためにも、他に国庫補助のない事業への支援を原則とすることが有益である。一方で、自治体からの要請に応え、現行規定上、他の国庫は本安付金の配分を認めるという本めると認めあると認めるかる学業については、本安付金の配分を認めるという準制がにより措置できる事業は、本交付金の交付が真に必要である事業とは認められない。
378		カ団を排除できるよう、条例 委任又は法改正による暴力	【支障】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、採石法第22条に規定する接口系の登録については、同法第22条の4第・項及び第22条の10第 に国表力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を括名し、又は原則消すことできない状況にあり、現に警察からの通報により場力目と登録を明らいできず、対応に吉進した果もある(ある企業に対して、産業廃棄物関係の許可(改正の必要性)及社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策の間後は取り消すことができなから、犯罪対策の間後にあいても、16 を全体で収り組む必要があり、犯罪対策の間後を関係の第1 世界・安全な日本・創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底が明知されている。このため、採石法を対し、暴力団排除規定を自治体が設けることができるよう条例要任するか、又は暴力団等の対除規定を法令上の要件比て追加することを求める。なお、採石法と同じく業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除集定を法令上の要件とし、追加することを求める。なお、採石法と自己にく業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。	探石法第32条の4第 1項及び第32条の10 第1項		九州地方知事会	E 提案の実 現に向けて対 応を検討	提案事項の重要性については十分理解している。 一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係 部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措 置内容を検討していてこととする。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
428	助事業への充当制限 の撤廃	庁石油部計画課長通知により、国庫補助事業の方ち、 関補助事業の方ち、 関補助について国による。 助率が1/2以下の補助金 だけに同交付金を充当でき はちになっているが、その 補助率の制限を撤廃し、同	石油貯蔵施設立地等の市町村にとっては、防災施設等の整備に係る財政負担は大きいものである。 各府省からの第1次回答には「真に必要とされる事業には柔軟に対応しているところではあるが、事業費の2分の1以上を他の国際補助により措置できる事業は、本交付金の交付が其に必要である事業とは認められない。」とあるが、「真に必要とされる事業」の基準についてで教授いただきたい。 石油貯蔵施設立地対策等交付金は、特別会計法及び同法施行令等上、交付対象事実にの基準目の基準では、ためで、自然の発出制限があった「電温立地域域等交付金は、平成21年1月の行政財策全議の事業仕分けにおいて「地方の裁量拡大」の指摘を受けて、充当制限が見直されている。	_	【全国市長会】 提楽団体の提楽の実現に向けて、積極的な検討を求め る。	
378	採石業からの暴力団 排除のための採石法 の改正	採石法に基づく業者から暴 力団を排除できるよう、条例 要任収は法改正による暴力 団独除条項の追加を行うこ と。	犯罪対策關僚会議「「世界一安全な日本」創造戦略」や、地方分権改革推進本部第1回会合を踏まえ、提案の早期実現に向けた対応をお願いしたい。	・採石業の登録及び取消の基準については、地方分権 改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、都道府県の判断 により条例で補正することができるようにするべきであ る。 ・なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準と するべきである。		○ 提案主体は「提案の早期実現」を求めているが、「第1次回答」や9月3日 (水)の上アリングにおいて「具体的な措置内容を検討していく、とのことであった が、検討結果を出す時期等のスケシュールについて、現在の見通と明示して いただきたい。 ○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて「立法事実の把握が課題」とのことであっ たが、把握に向けた現在の進捗状況を示していただきたい。

	担实市场				他体の記念			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
853	東寺文刊並文刊規則 3における事業採択及び	石油貯蔵施設立地対策等 交付金における事業の採択 や交付額の配分などの権限 を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続!-柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。当立ではない。なが対象事業は公共用施設の整備に限定されていることから、その他の行政需要には充当で含ない。 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条に規定する交付対象経費(公共用施設の整備)について、県が必要と判断する経費に充当できるよう権限を移譲する。 交付対象を公共用施設の整備に限定しない制度設計とする。 反移録する。	石油貯蔵施設立地 対策等交付金交付 規則第3条、第11 条、	経済産業省(資源エネルギー庁)	愛媛県	C 対応不可	当該交付金事業は、補助金適化法対象である以上、申請内容について 交付目的に照らし適切か否か、国として十分に内容を審査した上で、交 付決定をする必要があることから、事業採択における権限委譲は、適切 ではない。なお、現行規定上、交付対象については、自治体からの要望 を踏まえ、可能な限り拡大してきたところである。
774	使用済小型電子機器 等の再資源化の促進 に関する法律に基づく 権限の都道府県への 移譲	事務所への小型家電リサイ クル法に基づな入検査、 報告徴収等以下の権限を、 必要となる人員、財源ととも に、国から都道府県へ移譲 すること。(大臣・知事の並 行権限とする)	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成の 木県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成の ために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施する にしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとして も、指導、助言等の権限が無ければ実效性がない。現状では、立入検査 徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案する である。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元元(東美物であり、「廃棄物 の処理及び清掃に関する法律」に基づ、権限を有する県として、適正に処理され ているかどうかを確認することが可能となり、事業者への動・的な指導を表する ことでもる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとと もに、指導、助言、動き、命を行うこあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	使用済小型電子機 器等の再資源化の 促進に関する法律 第15条、第16条、第 17条	環境省、経済産業省	兵庫県、和歌 山県、鳥県 県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き終き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	. 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
853	石油貯蔵施設立地対 策等交付金交付規則 記念討合事業採択及び 交付額配分等の都道 府県への移譲	石油貯蔵施設立地対策等 交付金にお配うなどの権限 を都道府県に移譲する。	事業採択についてはやむを得ないが、交付対象については制限しないなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。			
77.4	使用済小型電子機器等の再変源化の促進 等の再変源化の促進 4に関う法律に基づく 権限の都適府県への 移譲	事業者等の各都道府県内 事務所への小型家電リサイ クル法に基づく立入検査、 報告徴収等以下の権限を、 必要となる人員、財源ととも に、国から都原保・科達 すること、(大臣・知事の並 行権限等への立入検査、報 等業者等への立入検査、報 事業者等への勧告、命令	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認 することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手挙げ様式や社会実験による検討を求める。		

	相字本系				他体の記念			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
977	使用済小型電子機器 等の再資源化の促進 7 に関する法律に基づく 権限の広域連合への 移譲	使用済小型電子機器等の 再資源化の促進に関する法 律に基づ、報告・立、保を 基本が報告・立、保を 務・権限の広域連合への移 務・権限の広域連合をの移 ある場合はそのすべてが広 に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用 再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策とし ての連携が取りにい状況にある。 事業所が一の辞県の反域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ 移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の 3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	使用済小型電子機 器等の再資源化の 促進に関する法律 第15条から第17条	環境省、経済 産業省	関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法 の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の 認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から 実施される必要があり、引き終き国による実施が求められることから、こ れらの権限を地方に移譲することは困難である。
981	使用済小型電子機器 等の再資源化の促進 に関する法律に基づく 報告・立入検査・勧告・ 命令に係る事務・権限 の移譲	使用済小型電子機器等の 再資源化の促進に関する法 律に基づく国の報告に関する法 律に基づく国の報告・命令に係る事 務・権限を都道府県へ移譲 なお、各自治格、地域の状 知道は様々で造成によいらず 立なお、各自治格、之からが 対立すする。 種限の移鍵を受けた都道府 服の移鍵を受けた都道府 般策業物処理関係の権限を 移譲 をきるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道所 果・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監 智は国が行っており、一連の施設としての連携が設切にくい状況にある。 また、国の各所者が共管していることにより、報酬り行政の等者が生じるおそれ がある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都 道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置す ることが必要である。	使用済小型電子機器等の再資源化の 促進に関する法律 第15条~第17条	環境省、経済産業省	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まながら、全間紙一的な製点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
977	等の再資源化の促進 7に関する法律に基づく 権限の広域連合への	使用済小型電子機器等の 再資源化の促進・立人検査 および指導・助言に立人検査 および指導・助言に必要されるである。 ・	また、指導・明言、勧告・命令等の措置については、国による就一性の健保の	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
981	等の再資源化の促進 に関する法律に基づく 報告・立入検査・勧告・	なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立 人核査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準 や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市 町村が実施している。 同様に、小型家電りサイクル法に基づく等能ごのいても、 国が事務処理基準等を示すことで都道府県、市町村による大等能が可能であり、 廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながる ことから、移譲が必要である。		【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合 は、手上げ方式による移譲を求める。	

	to the total				***			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
500	コンテンツ産業等の振 興に関する事務の都道 府県への権限移譲	中小コンテンツ企業等の事業制出、新市場開拓、海外 展開のための見本市開催や海外へのミッジョン派遣 コンテンツ・ビジネススキル 向上、新技術の電かとかるストル ライン・アー開催や異業種交流会 のである。 アー開催や異業関連調査研 第一次で、アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・	国際庁が4座しの美能スはこれへの参加に対する文法、コンナングに係る海外市 場に関する情報の収集及び提供その他の必要支施策を護することにより、地域 独自のコンテンツ事業の事業規模の拡大を図るとともに、その地域の海外にお はそこいニン、ツの事故を治して日本の条地性のないを行ったすると原の人との		轻济産業省	神奈川県		「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に係る国及び地方公共団体の責務が定められているものであり、国が事業を独占的に行う権限を定めたものではない。同法第:9条の国の海外における事業展開の促進についても、国が講ずるべき施策が定められているにすぎず、したがって当該条項は地方公共団体による当該施策の実施について何ら禁止しているものではない。そのため、地方公共団体においても、各地の特色を出したコンテンツの海外への事業展開の促進に係る事業を独自に進めていただきたい。
502	伝統的工芸品産業の 振興に関する事務等の 適高庁県への権限移 譲	振興計画等、各種計画の認 定業務の権限の移譲 伝統的工芸品産業支援補 助金の交付に係る事務の移譲	振興計画等、各種計画の認定・補助金交付決定は、地域の産業の振興の観点 からも重要な業務であり、その対応としては、都道府県が「市町村」、「商工会、 商工会議所」、「業界回体、観光振興団体」等、地域の実情に即した上で、地域と 緊密に連携し、総合的かつ継続的な支援を実施していくことが、より有かである と考えられるため、権限の移態を求める。 具体的な支酵争例としては、(分計画の認定及び補助金の申請について、国と事 業者が調整しており、県が計画認定に関与していないため、県が計画認定に関与 りこしていないため、県が計画認定に関与していないため、果が計画認定に関 身していないため、県が計画を注し関与していないできた伝統的工芸 品が、支援計画の対象に入っていなかった事例や、②どの事業者が計画を検討 しているか、国から支援体制を構築できた可能性がある事例がある。	伝統的工芸品産業 の振興に関する法 律第4条 伝統的工芸品産業 の振興に関する法 律施行規則	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	国指定の伝統的工芸品は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の目的が、「伝統的工芸品産業の振興を図り、国民生活に豊かたを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、以下略り、2規定されているように、伝統的工芸品産業は貴重な地場産業であり、その振興を図るには、国と地方が連携・調整することが不可欠。ゆえに、同法において、(伝統的工芸品産業支援補助金申請の前提条件となる)各種事業計画の認定については、「都道府県知事(又は市町村の長)は、伝統的工芸品産業の銀合が作成する振興計画を受理したときは、これを検討し、意思を付して移済産業大臣に送付するもの」と規定し、自治体が主体的に関与する権利を担保している。また、政令において、第2次以降の振興計画の認定は、都道府県知事又は市町村の長が行うものと規定されている。

	10-1-1-7		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
500) 興に関する事務の都道 府県への権限移譲	中小コンテンツ企業等の事業制出、新市場開拓、開拓、海州 海州 海州 海州 海州 海州 海州 海州 南州 南州 南州 南川 東州 南川 東州 南川 東州 南川 東州	意見なし	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。なお、所管金からの回 各が現行規により対応可能」となっているが、事実関 係について提案団体との間で十分確認を行うべきであ る。		
502	伝統的工芸品産業の 振興に関する事務等の 都直府県への権限移 譲	定業務の権限の移譲 伝統的工芸品産業支援補	* 御追府宗小夫肥りる伝統的工云吅性未の振興に関りる手未との建携を凶り効果を	○ 申未との連携を凶り効果を取入限に完排する観点か ↓	直府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事	

	担实市环				他体の記念			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
668	の希望市町村への移	で地域振興に資するもの は、希望する指定都市など	これまで国が実施していた施策の中でも、伝統産業の接関に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)など、地域機関に資する支援事業については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な影像して包含計画計画を表現して国告さい。申請者となる伝統産業の組合や事業者は、従事者の高齢化等もあり、公募事業に関する情報の収集や補助金等の関係書類の作成が困難なことが多く、地域の実情を動物の集や補助金等の関係書類の作成が困難なことが多く、地域の実情をおりても、必要に対しても、をしまいました。といまないます。本者望する基礎自治体に、地域類に貫かる固から交付金により予算が配分され、移議される権限と財源をそとに制度設計や運用をできるようになれば、地域でまたができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を伝すとないます。任務は企業事業者等に身近な基礎自治体が実施変しておいかしまれば、地域をすことが可能となります。 伝統産業事業者等に身近な基礎自治体が実施することにより、地域に集積する伝統産業事業者等に身近な基礎自治体が実施することにより、地域に集積するような取り組みとなることも期待できます。また、地域振興に資する補助金のでも、全国的な視点のもと園が実施する必要があるものについては、適用ので基礎自治体がより関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考えます。	の振興に関する法 律第16条	经济産業省	绣市	C 対応不可	国指定の伝統的工芸品は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の目的が、「伝統的工芸品産業の振興を図り、国民生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、(以下略)」と規定されているように、伝統的工芸品産業は貴重な地場を集なり、その振興を図らには、国と地方が遺操・調整することが不可欠、ゆえに、同法において、(伝統的工芸品産業 支援制制金申請の前提条件となる)を基本業計画の認定については、「都道府県知事(又は市町村の長)は、伝統的工芸品産地の組合が作成する展展計画を受理したときは、これを検討した。 見を付して経済産業大臣に遂付するもの」と規定し、自治体が主体的に関与する権利を担保している。 また、政令において、第2次以降の振興計画の認定は、都道府県知事又は市町村の長が行うものと規定されている。
941	情報処理の促進に関する事務の都道府県 への権限移譲	ア産業の振興事業、中小企業のIT化の推進 企業・地域住民等に対する コンピュータウィルス対策や 情報セキュリティ強化の普及・促進	「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び原果普及業務等を都道府県に移譲、	ITの戦略的導入のための行動指針、IT経営力指針、IT経営力指針、IT経営力能等・小規 下等等中小企業・小規 提換対策費補助か金交 付要網	经济産業省	神奈川県	C 対応不可	御提案事項にある「情報処理の促進に関する事務」が具体的に何を指しているのか不明であるが、まず下請中小企業へが規模事業者自立化 支援対策資制動金に関する事務は、情報処理の促進に関する事務ではなく、下請事業者の自立化を促進するための事務であるとは多えられない。同じ欠款の者置の具体的な内容に関しても、「相談内容」、「従前のスキーム」が具体的に何を指すのようとはなく、下請中小企業・小規模事業者自立化支援が衰費補助金は、下請中小企業、小規模事業者自立化支援が衰費補助金は、下請中小企業機法の法認定を受けた事業計画の下で、全者以上の下請申外企業の新たな取引先の別名を図る事業等を支援するものであり、下請中小企業の新たな取引先の別名を図る事業等を支援するものであり、下請中小企業の新たびと対けたの別名を図る事業等を支援するものであり、下請中心業の新などは、

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
668	地域伝統産業活性化地域機関に資する事務の希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものに で地域振興に資するものに 地域に最も身近な基礎自治 体に移譲すべきである。	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下、「法律」)」における各種計画等の認定について、都道府県知事(又は市町村長)が主体的に関与する権利が担保されているということについては、改めて理解しましたが、この度の要望態は、法律に基づいて行われている「伝統の工芸品産業支援制動金(以下、「補助金」)」について、希望する基礎自治体が、制度設計や適用できるような変更、及びそれに伴う必要な財産地で実行のである。補助金メニューのうち、特に、地域機関に資する「振規の計画(伝産法第4条)」に基づく事業については、伝統産業事業者に受けて、規模の計画・(伝統法第4条)」により、自治体が特つ研究施策と一体のに地域の伝統産業振興に取りになれば、自治体が特の研究施策と一体のに地域の伝統産業振りにかいる基礎自治体が、計画の最初の認定をはじめ、補助事業の設計や適用を担えるようになれば、自治体が特の研究施策と一体のに地域の伝統産業振興に取りによることができ、伝統産業事業者に対して、タイムリーかつ分かりやすい施策策が、また、伝統産業事業者に対して、タイムリーかつ分かりやすい施策策が、活任を出てといると考える。また、伝統産業事業者や関係機関、基礎自治体などがより一層、連携して取り組むことにより、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような収組かなることも期待できる。	○サ来とい連抜を向い効果を使んがは、おはずる転点が ら問題があるため、自由度をできるだけ、高めり上で、都 適府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求め る。	
941	情報処理の促進に関する事務の都道府県 への権限移譲	補助事業や委託事業の実施上がよる・地域における先進のな情報処理・ソフトウェア産業の振興事業、中小企企業・地域住民中、対する情報セキュリティ強化の普地域におけるIT動向の実態の調査	意見なし	・情報処理の促進への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が 実施する事業と適切に連携することによって、より効果を を上げることができる。都道府県が実施する背積処理の 促進に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮 する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め た上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		

	48 market				Aut of the			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
368	有エイ法に基づく特定 事業者等に対する指 3 導・助言、報告徴収、 立入検照移館	に関する法律に基づく指導・ 助言、報告徴収及び立入検 査権限を、並行権限として、	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を寝定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。 地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むらにエネルギーの関連が、国本の関連の大学・ログロット・ログログロット・ログロット・ログロット・ログロット・ログロット・ログログロット・ログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ	エイルキーの使用の合理化に関する	経展財工祭、 養養、 養養、 養養、 養養、 養養、 養養、 養養、 養	九州地方知事会	C 対応不可	前回の検討過程において、平成25年11月22日付けで、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告 徴収・立入検査に関する権限の委譲の受入れが困難である旨示されて いる。
476	事業者等に対する指 導・助言、報告徴収、 立入検査の都道府県	事業者への措置(指導・助 言、報告徴収・立入検査)に	当該事務・権限は国による自己仕分け結果で、一の都道府県で完結する特定事業者等に対しての権限を地方に付与することを「全国一律・一斉に委譲するもの(A-a)」としている。 エネルギーの使用の合理(等に関する法律等による事業者への措置(指導・助言、報告者限・立入検査)は、都道府県条例に基づく事業活動・併予地球温度化対策に係る計画書創度等の等を「権限を招望する点が多く、権限移譲により事務が一元化し、事務の効率化や事業者の利便性向上を図られることから、国の仕分けに基づき、都道府県に権限を付与すべきものとまえる。ただし、権限移譲にあたっては、以下の事項について、場方自治体と国との間や、地方自治体に関係の研修、では、以下の事項について、地方自治体と固との間や、地方自治体の関係の研修で情報。共衛、社場、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	エネルギーの使用する合理部等に、第87条 条本ルギーの使用する会達等に、第87条 条本ルギーの使用の合建物では、10分配と等に関する条本の表達を作り、第26条、第25条、第26条	经济産業省	神奈川県	C 対応不可	前回の検討過程において、平成25年11月22日付けで、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告、機収・立入検査に関する権限の委譲の受入れが困難である旨示されている。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
368	省エネ法に基づく特定 事来者等に対する指 事・助言。特合微収、 立入検査の都道府県 への権限移譲	に関する法律に基づく指導・ 助言、報告徴収及び立入検 査権限を、並行権限として、	り、昨年度の結論をもつ、把合うることにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものと考える。	・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定 事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の 受理やら理化計画に係る指示及以命令などの権限につ いても包括的に移譲すべきであり、全国一様の制度化 会実験による実現を検討するべきである。 自治年新に扱いされる。 自治年新に扱いされる。 には、最終付け、枠付けのメルフマールの範囲内とすべ は、最終付け、枠付けのメルフマールの範囲内とすべ さお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲 後の責任ある対応を取ることができない報告報収・立入 検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載した もの。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
476	事業者等に対する指 導・助言、報告徴収、	事業者への措置(指導・助 言、報告徴収・立入検査)に	か、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきというスタンスである。 しかし、本県としては、現在、神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき実施している事務・権限と一元化させることによって、事務の効率化や事業者の利便性向上を図ることができると考えており、国の自己仕分けでネーaとされていることに違み、まずは、指導・助言・報告徴収・立入検査権限のみであっても移譲に向けて条件を整えるべきであると考えている。	受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化 に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社 会実験による実現を検討するべきである。 ・自治事形に受かされるものと考えられるため、国によ る指示権は原則認められず、また、基準の設定につい ては、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。		

	相字市环				地中の記憶			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
506		ギー等利用計画認定に係る	国は「新エネルギーの普及促進にかかる業務は、原子力も含めたエネルギー政策全般を実施する国が行わなければ、エネルギー政策のパランスを失することになり、著しい支障が生じる」としているが、財エネルギーの音及保進は、地の自然環境や立地条件等の制約を受けることから、地域の状況を熟知している地方自治体が行うことが合理的かつ効率的である。 前述した理由から、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条に基づく「新エネルギー利用等に関する計画」の認定に関する特別措置法第8条に基づく「新エネルギー制用等に関する計画」の認定に関する特別措置法は、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の関連に関する特別措置法の施行に伴い廃止されている。したがって、同特別措置法第6条による「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等」に関する事務を、地方に移譲するべきである。		经济産業省	神奈川県	C 対応不可	以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」である。 ・「新エネルギー利用等に関する計画」の認定について、経済産業大臣は国の基本方針に照らして適切な計画であり、かつ、我が国全体の新エネルギー利用等の普及にとって特に有効なものと認めるときは、その認定をするものとしている(同法第9条第3項)。引き続き、国による認定が必要、信を論して、本生の事による認定が必要、信息が決定して、自治体において、地域の自然環境や立地条件等の地域の実情を踏まえて、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条(以下、「本条項」という。)に規定される再生可能エネルギー電気の発電の認定権限の地方への移譲に関して、本条項により認定された第余の発電機によりまかなわれることから、国が全国一律の基準で認定を行うことが必要であるため、本条項でも固による認定を引けるためとしている。とが必要であるため、本集可でも固による認定を引けるためとしている。自然を重要すにも国に表現でも国による原生の課達に関する特別措置法第9条(設備というないないないないないないないないないないないないないないないないないないな
277	水素ステーションの設 7 置に係る高圧ガス保安 法令等の見直し	高圧ガス保安法関連法令、 連築基準法関連法令、消防 法関連法令を改正し、水素 ス規制改革実施計画(平成と 年6月14日閣議決定)(次次 世代自動車の世界最速高 及)に基づき、速やかに規制 を報知すること。	【制度改正の必要性等】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない 水素エネルギーの音及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安 変的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が廃しいことで、 米に比べ、設置コストが6~6倍となっており、設置事業者に多くの負担となって いる。このため、安全性が確認とれた事項については、欧米並みのコストで水業 ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年中に 全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまって いる。 本県では、平成66年5月に有職者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる 「埼玉県大寨エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ス 「埼玉県大寨エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ス 第二年以来なるが規制緩和を速やがに実施する必要がある旨の意見が出された。 富圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進 すべきである。		経済産業省、 国土交通省 (清防 庁)	埼玉県	A 実施	「欧米に比べ、設置コストが5~6倍となっており」との指摘に関しては、 根拠が必ずしも明らかではないが、水素ステーションの設置コストの低 減については、規制の見直しに加え、技術開発、標準化に向けた支援 など総合的な対策が必要である。規制の宜直しに関しては、規制改革 実施計画(平成25年6月14日開議決定)」に基づき、安全性の検証を 行った上で必要な措置を行っているところ。 例えば、使用銀材の拡大については、ドイツ、米国等語外国の事例を 該まえ検討を行い、平成27年度までに結論を得次第措置を講じることと している。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
506	新エネルギー利用等の 便選に関する特別措置 対象は15世紀の 開計画の認定権限の 移譲	ギー等利用計画認定に係る 各種届出の受理	新エネルギー利用等に関する計画の認定機関については、当該計画に記載する事項 (事業者が新エネルギー等を利用する際の目標、内容及び資金調恵方法等)を考慮すると、国が定めた基本方針等に基づき、想道所規知事が認定することは可能と判断して経緯を求めているものである。また、認定計画に送って新エネルギー母用等を行う際に、中小企業投資育成株式会社法の特例等が適用され、こうしたエネルギー会社の設立支援が地球経済の活性化につながることを期待しており、同様の目的で別に条例を制定する意味はないと考える。 また、電気事業者による新エネルギー電気の調達に関する特別措置法等9条は廃止されたが、常電設備の認定の取消等の手続きが、後週措置として電気事業者による再生力能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等9条は廃止されたが、多電設備の認定の取消等の手続きが、後週措置として電気事業名による再生力能エネルギー電気の調整に関する特別措度とで電気事業者による再生効能エネルギー電気の調整に関する特別措度とで電気事業の必要による方式の主要を記録の認定の特別を対象に基づれませた。この単位表により、この単位表により、この単位表により、この単位表により、この単位表により、この単位表により、この単位表により、この単位表により、この単位表により、この単位表により、この単位表により、この単位表により、この単位表により、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。		
277	水素ステーションの設 置に係る高圧ガス保安 法令等の見直し	高圧ガス保安法関連法令、消防 建築基準法関連法令、消防 返送令な正し、水素 ステーションの設置について 規制改革実施計画(平成25 年6月14日間議次定)(次 世代自動車の世界是速音 及)に基づき、速やかに規制 を緩和すること。	早期に見直しを実施し、水素ステーション設置を促進していただきたい。	・電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、規制緩和を図るべきである。		○ 提案主体や全国和事会の意見を踏まえ、規制緩和の実現に向けた最新の 状況や見通しについて、具体的に明示していただきたい。

	相索索				地中の正体			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
367	設等の届出に係る基 準面積等の条例制定	大規模小売店舗の新設等 の届出に係る基準面積等の の届出に係る基準直接等の 条例あまる 表のよう制度の見直しを行 う。	【制度改正要望の経緯・必要性】 新設等の届出は、本集では各市町に特例条例で移譲済である。市町が基準面 精設定を希望する場合は、独自で行うことができず、県が条例を制定して設定す る必要がありまか事である。このため、本事務の移譲により、新設に係る事務を 市町がより一体的に自ら実施できるようになる。 また本県は市町村台州が大きく進展した県であり、市町村合併により広域化した 基礎的自治体(県内市町の平均面積388.FM20)は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能となっている。 なお、大規模・形態は能と対策により、基準面積等を定める事務は、稲道府 県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による市町への 移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。 (課題の解消費)・売店舗法第3条第2項の大規模小売店舗の新設等の届出に 係る基準面積等の条例制定主体へ「市町村」の追加を求める。	大規模小売店舗立 地法 第3条第2項	经济産業省	広島県	C 対応不可	大規模小売店舗立地法に基づく新設等の届出に係る個別の事務は、自 治事務として都道府県及び政令指定都市が実施することを本則としてい る(地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めて市町村に事務を移 譲することも可能)。 一方、基準面積は同法の適用対象を明らかにする客観基準の一つであ り、その決定に当たっては個別の新設等届出に係る法運用よりも広範 な影響を及ぼす事項である。こうた事情から、基準面積は国が全国的 な影響を及ぼす事項である。こうた事情から、基準面積は国が全国的 な影響を及ぼす事項である。こうた事情から、基準面積は国が全国的 な影響を及ぼす事項である。こうた事情から、基準面積は国が全国的 が設備の場合という場合の場合により定めることが認められているもの である。 以上の通り、基準面積の決定については大店立地法の適用に係る個別 の事務手続に比してより広域的な観点から厳格な判断が求められるこ とから、法令第2項の規定により自治体が強自の基準面積を定める場合 でも、ある程度広範を地域を鳥瞰し、客観的な評価を行いうる都道府県 もしくは政令指定都市が決定することが必要である。
845	電気工事業者の登録 等の市町村への権限 移譲	電気工事業者の登録等の事務について、効率の力能となる。う、以下のとは実施をまたがりとする。う、以下のとは果たをまたがりて複数の手の重要が、事業で、要が、の一般を関して、は、表で、の一般を対して、表で、の一般を対して、表で、の一般を対して、表で、の一般を対して、表で、の事務は、表で、の一般を対して、表で、の一般を対して、表で、の一般を対して、表を使し、対して、表を使し、対して、表を使し、対して、表を使し、対して、表を使し、対して、表を使し、対して、表を使し、対して、表を使し、対して、表を使し、対して、、表を使し、対して、表を使し、対して、表を使し、対して、表を使し、対して、表を使し、対して、表を使し、対して、表を使し、対して、表も、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、	現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する電気工事業者でありながら、県域 内のみに事業所を設置する電気工事業者に対して都道府県は指導できるが、 県域をまたがって事業所を設置している電気工事業者は固所管であり都道府県 では指導できない二重行設となっている。基礎は一体が原学する消費者行 さらには、電気工事業者の登録等の事別は、基礎自治体が原学する消費者行 変や消防行設との関係が深く、これらと連携して対応することが有効であるもの の、現在、当該事務は県(一部国)が所管しており、効率的・効果的な行政連盟 の妨げとなっている。例えば、国所官の事業所は、数率的・効果がな行政連盟 が指摘されている。例えば、国所官の事業所は一地で出り輸工事に平 ラトラブルが発生した場合であっても、直接、調金や計事を行えないといったこと 本業務に従事する国の人件費、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事 業所は地域で統一した指導等することができる。 一般消費者や地域店舗に最も近い、返復自治体で指導等を行うことにより、効率 的な消費運営が可能となる。また。 地域有数でのでは、消防を所管する基礎自 治体の方がより密に消防と連携を図ることができる	電気工事業の業務 の適正化に関する 法律第4条第項、条 第1項、第8条、第10~12 条、第14~16条、第 17条第項、第18条、第 02、第17条の3、第 17条第項、第4項、 第38条第第、第39条、第 第38条第第、第38条 第38条第第第38条 第38条第第38条 第38条第第38条	经济産業省	愛媛県	C 対応不可	国所管の電気工事業者の中には、100以上の事業所を登録しているケースもあり、国が所管する仕組みを変更し、事業所単位で地方自治体で所管する計算とした場合、広域指導の観点から規制の実効性が乏していてことといった評価が生じることからも、事業所単位で基礎自治体(市面村)が電気工事業者また、後娘のご要望については、地方自治法第252条の1702に基づき、都道府県は例の定めるところにより南町村が事務処理することと、都道府県が行うことなっている電気工事業関係の事務処理を占づまいた。地方開京が作うこととでついる場合に、条例により、都道府県が行うこととでいるできる「大郎に、条例により、都道府県が行うこととしている事例がある。」ため、現行制度においても対応可能である。(なお、電気工事業の登録は、選業所が二以上の都道府県に所在する場合には当該報道府県にの本部道府県にのみ営業所が所在する場合には当該報道府県に受録することとなっており、二重規制(行政)との御指摘はあたらない。)

	in the start		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
367	設等の届出に係る基 準面積等の条例制定	大規模小売店舗の新設等 の展制に係る基準面積等の 条個制定を通自治体が行 えるよう制度の見直しを行 う。		・佐美団体の佐来を始まえ、入規模が元店舗の新設寺の届出を事務処理特例によって市町村に移譲した場合には、基準面積等の条例制定を都道府県ではなく、市町ササビスをもらしまする。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求め る。	
845		来的以本等かおり可能だなるよう。以下のようとする。 ① 事業者が県城をまたがっている場合の国事が所管正る仕 収を力を見治体が所管できる。 とこれが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままでは、ままでは、ままが、いまが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが	「現行制度においても対応可能」との回答であるが、今回の提案の趣旨は、国の 権限に属する事務について、まずは地方・移譲してほしいというものであり、県 から基礎自治体、市南村)への移譲は、次のステップの課題として、環境の整備 をされた基礎自治体から順次実施することを考えている。 「二重規制(行政)との指摘はあたらない」との回答であるが、今回の提案の趣旨 は、同一の行政区域に行する同一の事業を営んでいるものでありながら、その 営業区域の大小により所管する官公庁が製なることをもつて「二重行政」とし、そ	・電丸工事業者の登録等の権限については、市町村に 移譲するべきである。	【全国市長会】 事業者が複数の市町村に事業所を持つ場合、申請先が 増加することとなり事業者の負担が増大することから、 市への移譲については慎重に検討すべきである。	

	40 days vii				Auct o Fr Mr			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
31	県への移譲	「中心市街地の活性化に関 する は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	【制度改正の必要性】 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務については、法に規定する基本計画はずでに国が認定法外であり、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定との事業計画の範囲内であるから地方に任せるべきである。これまでの認定はその事業計画の範囲内であるから地方に任せるべきである。これまでのとことう支険となる具体的事例はないが、法定近が実施されたことにより基本制度策定性数が増加することも想定されるため、都道府果による地域の実情に応じた事務処理がと効率的である。また、事業者へ利利便性の確保や迅速な事情に応じた事務処理がと効率的である。また、事者への利便性の経保や迅速な手続行の法保険の対象に対し、市町村の基本計画と存っした。といるでは、都道庁県が起の実情に応じて相談ホームを定め、財政支援することがより効果的である。そして、中心市街地再興戦略事業費補助金の文付事務は、地域の実情に応じた視点が必要であり、市町村の基本計画を存知し、市町村及び地域と緊密に選携する都道府県での実施が効率がある。こと、規定は原味の実施が過度に応じた視点が必要でありため、新道府県が極別事業計画を認定し、市町村と一体となった財政支援を実施する。また、都道府県は市町村に対して補助を行う。(間接補助を想定)		经济産業省	愛知県	C 対応不可	総理大臣認定を受けた中心市街地活性化基本計画には特定民間中心市街地活性化計画の認定を受ける旨が記載されるが、そのことをもって特定民間中心市街地活性化事業計画として認定されるものではない。特定民間中心市街地活性化事業計画図窓定においては、別途申請される詳細な計画を踏まえて主務大臣が認定することとなっている。なお、主務大臣には経済産業大臣の他、国土交通大臣、農林水産大臣が含まれている。中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を含まれている。中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の大学等を配慮しつつ。国が地方自治体の体を超えた全国的物点のもとで行う必要があり、中心市街地活性に法に基づき機大臣の同意を待て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っていることから、権限要議することは適切ではない。
473	中心市街地再興戦略 事業費補助金(旧:戦略的中心市街地商業 等活性化支疫付事限的 補助金府県への権限 移移 議	中心市街地再興戦略事業 費補助扇中公の交付付貨 時間一級企の交付付貨 時間一級企業 中心市街東の実施 日本市場の実施 日本市場の実施 日本市場の実施 日本市場の実施 日本市場で 日本市場 日本市場で 日本市場 日本市場 日本市場 日本市場 日本市 日本市 日本市 日本市 日本市 日本市 日本市 日本市 日本市 日本市	中心市街地の活性化に取り組む市町村やまちづくり会社を支援するためのものであり、地域経済の活性化を目的とするものである。 これらの地域の業・経済の感覚、関する事務は、権限や財源の移管と併せて、地域の実情を把握している地方に移管されるべきである。	中心市街地の活性 化に関する法律第 40条	经济産業省	神奈川県	C 対応不可	補助・委託等に係る中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近線地域の状況等を配慮しつ。国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必ずがある。特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺地地域の先導的モデルとなり得る事象の分に限定して採択を行う必要があり、中心市街地活性化法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行って大市市村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っていることから、権限委譲ずることは適切ではない。なら、総理大臣の設定を受けて中心市街地活性な基本計画には特定民間中心市街地活性化毒素計画の設定にあいては、のおりではない。特定民間中心市街地活性化事業計画の認定においては、りではない。特定民間中心市街地活性化事業計画の認定においては、別途申請されるが、そのこともつて特定目中心市街地活性化事業計画の認定においては、別途申請される時報な計画を落まえて主教大臣が認定することなっている。なお、主教大臣は接済産業大臣の他、国土交通大臣、農林水産大臣が含まするよりでは、おいては、都道府県は認定者よれている。基本計画に対する助言については、都道府県は認定基本計画の写となっている。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	
31	中心市街地の活性化 に関する事務の都道府 県への移譲	「中心市街地再興戦略事業	に、より効果を上げることかできる。 都連府派が実施する中の市街地の活吐化 に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県 に交付すること。			
473	事業費補助金(旧:戦略的中心市街地商業 3等活性化支援事業費補助金)の交付事務の	中心市街地活性化に関する 委託事業の実施	また、7例隔を埋入しかるとで1701を終る目面について、下方17.12世によることで全国的な視点のもとで事業を行うことは可能であると考える。 また、周辺地域の先導的モデルとなり得るかの判断を、地域の実情をより詳しく 把握している都道府県が行うことで、より施策効果の適正化につながると考え		【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都 直府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事 勝手続きの選手が等への懸念もあることから、慎重に検討 を行うべきである。	

	All of the All				Aut o Fr Mr			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
765	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の都道府県への移譲	費補助金の交付事務及び 中心市街地活性化法第40 中心市街地活性化法第40 開中心市街地活性化事業 間中画の認定事系、61条第2 同による認定の取消し、など による認定の取消し、に関 では、が である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。		化に関する法律第 14条第3項、第40	经济産業省	兵庫県、京都 府、徳島県	C 対応不可	中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。特に補助事業については、限られた財産の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中活市街地活性化に基づき関係大臣の開意を借く内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところである。また、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定は補助事業の採択とは別の制度であり、別途事業方を開立大臣、農林水産大臣、別を書きて、主教大臣、関立文庫を対しても主務大臣が行う必要があり、付随する通知・取消しに関しても主務大臣が行う必要があり、付随する通知・取消しても主務大臣が行う必要がある。よって、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等について権限委譲することは適切ではない。
446	割賦販売法に基づく包 括信用購入あっせん業 る者に対する報告徴収、 立入検査の都道府県 への権限移譲	割獣販売法に基づき、包括 信用購入あっせん業者に対 して、報名徴収、立代検査 に関する事務を美施する。 (勧誘が一の都道保東内の みで行われる場合の権限付 与)(併行権限)	割膜販売法第47条で都道府県が処理する事務を設合で定めるよう規定し、具体 的には施行令第33条により都道府県が処理する事務を定めている。施行令第 33条の改正により対象となる事業者の範囲と業務の範囲を定めるもの。 この権限移譲により、当該都道府県内で消費者被害が発生した場合、個別信用 購入あっせん業者と同様に包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収及び 数都道府県にまたがる場合は広域的指導の観点から後来どおり国が行う。) 包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査と行う。 包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査以かの権限移譲につ いては、権限を行使した時の影響が全間に及ぶことや、機動的に実施すること が難しくなるため、従来どおりの広域的行政が望ましいと考える。	割賦販売法第40条 第3項、第41条第1 調割賦販売法施行令 第33条	轻涛産業省	神奈川県	A 実施	割賦販売法施行令第33条を改正することにより対応可能。 ただし、国による併行権限を規定する必要がある。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	
76:	中心市街地の活性化 に関する補助金交付事 務等の都道府県への 移譲	中心市街地再興戦略事業 費相の動金の交付事務及び 中後第4項に規定する特定民間中心市街地活性化業等 計画の認定事務。同条第5 項による認定の取消しなど、 中心市街地の活性化に関 の事務を、必要となる人員、 財滅とともに、国から都道府 果へ移譲すること。	国は変かる自制や成人となった。 合的に事業を推進できる部道府県に移譲すべきである。 ・また、特定民間中心市街地活性化事業計画は、地方税の不均一課税など地方 公共団体の支援措置にも関係している。	・中心市街地の活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 原外実施する事業と適切に選抜するととはこれ。本道府 効果を上げることができる。都道府県が実施する中心市 財地の活性にに関する事との連携を図り発を最大 関に発揮する現点から問題があるため、自由度をできる だけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道 用県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都 道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事 務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討 を行うべきである。	
441	括信用購入あっせん業	割臓販売法に基づき、包括 信用購入あっせん業者に対 山原人あっせん業者に対 に関する事務を実施する。 (動誘が一のみで行われる場合の権限付 与)(併行権限)		・報告徴収、立入検査に加えて、登録、改善命令、業務 停止命令の権限を移譲すべき。 ・削払式制販売業者、削払式特定取引業者に対する 事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の 格関にとどきっているが、許可、改善命令、業務等・・ ・権服移職後の国による並行権限行使については、こ 以上の都追所象の区域にわたり消費者の利益が含されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率 的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都 道府県知事から要請があったときに限るべき。		

	All other star of				Auto o Er M			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
498	商品取引所への立入 検査等に関する事務の 都道府県への権限移 譲	商品取引所法に基づ代、① 商品取引所法に基づ代、① 商品取引所等への報告取引 原本、②商品取引 授查、②商品取引 資本、《查路取引 度本。企成,全部在人 。 一、数据、《查路》、《查路》、《查路》、《查路》、《查路》、《查路》、《查路》、《查路》	また、広域的な実施体制の確保については、自治体間での広域連合の形成等	商品取引所法第86 条の3、第96条の30、第96条の30、第96条の33。第96条の33。第96条の30、第96条の39、第157条、第184条。第222、第263条、第63条、第632条。第632条。任縣對金數學資に係對金數學可能對於上に関する法律第14条、第15条	轻涛産業省	神奈川県	C 対応不可	商品先物取引法(旧商品取引所法)、商品投資に係る事業の規制に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)に基づく立入検査等についよい、商品先物取引着各11社の本社が「都所引易に編在している中で、地域性のない全面的にシーで企正な規制を行う必要があること、及び委託者の保護に資するためには、全国の委託者の公司法院の必要(情報の参与化解)の公司代替を対する認具等の集中的な活用が不可欠であることから、国で実施すべきである。
510	認定、報告徴収、取 消、確認事務等の国か ら都道府県への移譲	①事業者から申請のある 「総合効率化計画」の認定、 ②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、(3特定 流通業務施設の基準適合 の確認事務について、移譲 を求める。	当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。 報行が期待できる。 観点はいて当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。 なのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の整度を含む食み事化計画の設定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率が収益負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。 が立められ、流通の効率化に資する。 なが図られ、流通の効率化に資する。 では、単の許可とがまたが、世域の特性や、では、対して総合的な対応、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の起点から国が引き接き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る程点から県が所ですべきと考える。また、125年の各省の検索計においては、流通業務施設が所でまった。また、125年の各省の検索計においては、流通業務施設が所でまった。また、125年の各省の検索計においては、流通業務施設が所でまった。また、125年の各省の検索計においては、流通業務施設が所でまった。また、125年の各省の検索計においては、流通業務施設が所でまた。また、125年の各省の検索計に対していている。また、125年の各省の検索計に対している。また、125年の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	流通業務の総合化 及び効率化の促進 に関する法律第4 条、第5条、第7条、 第21条	国土交通省省 经济水产 是林水产	神奈川県	式により実施	当省の見解としては、十分な体制整備及び共管省庁と制度の在り方について調整が整った場合に、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲することが望ましいと考える。なお、他省庁所等分については各省の判断によるため、当省で判断できるものではない。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
491	商品取引所への立入 検査等に関する事務の 都道府県への権限移 譲	商品投資に係る事業の規制 に関する法律に基づく、商 品投資顧問業者に対する変	会等で全国一律の規制事項を定め、それに基づき都道府県において事務を執行する	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。		
510	「総合効率化計画」の 認定、報告徴収、取 消、確認事務等の国か ら都道府県への移譲	収、③認定の取消、④特定 流通業務施設の基準適合	総合効率化計画の認定等の事務については、計画を実施する者の種別等に応	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	担索市伍				加井の記が			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
376	カ団排除のための砂 利採取法の改正	砂利採取法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、 条例委任又は法改正による 基力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、砂利採取法法第6条に規定する砂利採取業の登録については、同法第6条第1項及び第12条第1項に最力団排除度がないため、暴力団から排防があって登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にある。過去において、砂利採取業の登録を担合し、又は取り消すことができない状況にある。過去において、砂利採取業の登録を担合している者が暴力団排除を項を条例で設け、今後同様の事家が生じない措置を選出とが、砂利採取法関係は暴力団排除を項を条例で設け、今後同様の事家が生じない特置を選出とが、砂利採取法関係は暴力団排除を項を条例で設けることができなかった)。 「改正の必要性し反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策限供金譜の「世界一安全な日本」創造難略」においても、「各種素・公共事業等のの最力団排除の機度」が明記されている。このため、砂利採取法を改正し、暴力団排除規定を自分体が設けることができるよう条例委任するが、又は暴力団等の排除規定を占分上の要件として追加することを求める。なお、砂利採取法と同じ、条件を持令性を法令上の要件として追加することを求める。なお、砂利採取法と同じ、条件を接触を採用している割販販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。	砂利採取法第6条第 1項及び第12条第1 項	经济産業省	九州地方知事会	E 提案の実現に向けて対応を検討	提案事項の重要性については十分理解している。 一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係 部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措 置内容を検討していくこととする。
884	第一種フロン類充填回 収業者の登録等に係 る指定都市への権限 移譲	プロン類充填回収業の登録 等の権限を指定都市市長に 移譲する。 この際、業者の不利益を回 避するため、指定都市市長 が登録した業者が、その業 務を行える区域は、指定な 市市域内に限るのではなく、	【制度改正による効果】 フロン回収破壊法の改正により、第一種特定製品の管理者に対する都道府県知事的指導・助言等の複販が定められ、フロン使用製品の使用から廃業に至る一連の過程における適正な管理に関する法制度が整えられた。 基礎自治体である指定都市は、大気汚染飲止法、騒音規制法等に基づて仕場・事業場への立ち入りや、住民からの苦情申し出による法令に基づかない立ち入り指導を目が記しているが、これらの工場・事業場には第一種特定製品を設置しているものも多い、これらの工場・事業場には第一種特定製品を設置しているものも多い、これらの工場・事業者の真と第一種特定製品を設置している場のも関係を併せて、プロン類の適正な管理に関する指導が可能となり、より効率的かつ効果的である。【権服容譲について懸念される事項)、より効率的かつ効果的である。【権服容譲について懸念される事項)、より効率的で、対策が集団収集者の多くは、その活動の範囲が市域内にとどまらないものが多い。そのため、事業者の負担が過大とならないよう、指定都市市長へ以で使の強に実者は、都道府県知事が登録を行った業者前に構造部が直接、当該都道府県、「平成25年12月20日間額法定とかり、指置を講ずる必要がある。【平成25年12月2日日間額法といき、技術と使いました。「根保に表現では、「東京、第一種フレンドできるよう、指面を講する必要がある。【年成25年12月2日日間額法となり、技術とで、東京・世界の大学である。「本のよりできるよう、指面を講する必要がある。「本のよりに対しているとかり、表情を表現を新たに保健所設置で、対策が関い、表情を表したが、表情を表した。「本のなり担が上集けていることが、また。」といるまた。「本のなり、また」といるまた。「本のなり、また」といるまた。「本のなり、また」といるまた。「本のなり、また」といるまた。「本のなり、また」といるまた。「本のなり、また」といるまた。「本のなり、また」といるまた。「本のなり、また」といるまた。「本のなり、また」といることが、また。「本のなり、また」といることである。「本のなり、また」といることである。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また」といることで、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また」といることが、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、また。「本のなり、また。」といることでは、また。「本のなり、また」といることでは、また。「本のなり、またり、また。「本のなり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、また	フロン類の使用の合理化及び管理の適立にに関する法律第27条~第35条	経済産業省、 環境省	広島市	C 対応不可	政令指定都市への登録を行った業者について、都道府県へ登録を行った事業者同様に当該都道府県域での業務を行うことができるよう措置を講ずるとの考えを提案いかだいているが、政令指定都市は当該市において登録を行った事業者の当該市域外における業務を監督することは困難であるため都道府県による監督が必要ななることから、いずれにしても当該都道府県において登録を行う必要が生しる。現状、第一種フレーの英語の政策主法等一種特定製品、大型の海水漁膨胀やどルの空調機器等の政策されている現場に出向いてコン類の充填又は国収作業を行うことが多く、半半が一の都道府県、市町村を超えて営業を行っているところ。政令指定都市における業務について新たに登録を表行っているところ。政令指定都市における業務について新たに登録を表わることとすれば、第一種フロン類充填回収業者の事務自むが増入することから、第一種フロン類充填回収業者の事務自むが増入することは妥当でない。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
376	砂利採取業からの暴)力団排除のための砂 利採取法の改正	砂利採取法に基づく業者か ら暴力団を排除できるよう、 条例委任又は法改正による 暴力団排除条項の追加を行 うこと。	犯罪対策閣僚会議「「世界一安全な日本」創造戦略」や、地方分権改革推進本 部第1回会合を踏まえ、提案の早期実現に向けた対応をお願いしたい。	・砂利採取業の登録及び取消の基準については、地方 分権改革推進委員会第2次動告を踏まえ、都道府県の 判断により条例で指定することができるようにするべき である。 ・なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準と するべきである。		○ 提案主体は「提案の早期実現」を求めているが、「第1次回答」や9月3日 (水)のヒアリングにおいて「具体的な措置内容を検討していく」とのことであった が、検討結果と出す時期等のスケジュールについて、現在の長週と明示して いただきたい。 〇 9月3日(水)のヒアリングにおいて「立法事実の把握が課題」とのことであっ たが、把握に向けた現在の進捗状況を示していただきたい。
884	第一種フロン類充填回 収業者の登録等に係 る指定都市への権限 移譲	都道府県知事が行う第一種 プロン類充填回収集の登録 等の練覧を指定都市市長に を必慮の業者の不利本市会 この歌る業者の不利本市の業 が登録した業者が、各がではは、指定なく が登録した実した実 市市が直房県域となるよう 制度改正を行う。と 制度改正を行う。と	泰日村		【全国市長会】 提条団体の意見を十分に尊重されたい。	

	相字本环				他体の記念			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
976	使用済自動車の再資 源化等に関する法律に 基づく権限の広域連合 への移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づる場合・立入検査・指導・助言が、 といる人検査・指導・助言が、 よび動告・成合率のが譲る をである(事業所が複数なる 場合になっていてが広域連 の区域内にある場合に限 る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・ 再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の反撃を超えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ 移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の 3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	使用済自動車の再 資源化等に関する 法律第57条第38条。 第38条第3項第131 条第2項	経済産業省、環境省	関西広域連合	C 対応不可	指導・助言、報告・立人検査等の一連の是正指置は、自動車リサイクル 法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他 の事業者の取組状況や、近隣の県域も含かた自動率集者等又は その委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその 時点における全国的な状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその 時点における全国的な状況と指定まながた。全国統一的な観点から実 施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これ らの権限を地方に移譲することは困難である。
980	使用済自動車の再資源化等に関する法律に 基づ、報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	令に係る事務・権限を都道 府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状 況は様々であることから希 望する都道府県の手上げ方 式とする。		使用済自動車の再 資源化等に関する 法律第24条、第26 条、第37~38条、第 90条、第130~131条	経済産業省、 環境省	鳥取県	C 対応不可	指導・助言、報告・立入検査等の一連の是正排音は、自動車リサイクル 法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他 の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又は その委託を受けた有の状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその 時点における全国的な状況を踏まえながら、全国統一的な観点から実 施される必要があり、引き続き固による実施が求められることから、これ らの権限を地方に移譲することは困難である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
974	使用済自動車の再員 源化等に関する法律に 基づく権限の広域連合 への移譲	使用済自動車の再資源化 等に関する法律に基づく報 ち、立入検査・基準・前言が よび動き・命令に係る事務・ 権限の広域等を不める(事業所が複数ある 場合はそのすべてが広域に 合ってある場合に限 る。)	のであり、これを関西仏域連合の区域内に振入しても栄味の連いなないで考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保の ための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
980	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づ報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	なお、各自治体、地域の状 況は様々であることから希 望する都道府県の手上げ方 式とする。	駅村が実施している。同様に、自動車リサイクル法に基づく事務についても、国 が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃 業物処理法に基づ(権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるこ とから、移譲が必要である。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合 は、手上げ方式による移譲を求める。	

	40 m vir vir				durt o Er At			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
50	1 施行に関する事務の都	航空機の製造確認、修理確 認及び航空機用機器の製 造証明に関する届出の受理	関東地方産業競争力協議会でも航空宇宙産業を戦略産業の一つと位置付け、 今後は受注拡大に向けた一貫受注生産体制の確立により、戦略産業に係る中 小企業等の広域連携の場を創出し、関東地方の産業競争力強化を図ることを目 指していることから、航空機に係る経済産業局の事務権限の移譲を求める。	航空機製造事業法 第8条第2項、第6 項、第10条第2項 第12条第2項	经济産業省	神奈川県	C 対応不可	航空機産業を戦略産業と位置付け、一貫受注生産体制を構築し間東地方 産業競争力の強化を目指すとしていることと、航空機製造事業法における 航空機等の製造確認の届出等の受理の事務の都道所県への委譲がどのよう に関連するのが因果関係が不明であり、対応できない。
370		法第5条第2項第8号及び第 9号に係る部分について、同 意協議ではな事後報告ま たは届出とすること。	【支障】企業立地促進法第5条及び第6条に基づく「基本計画の主務大臣への同意協議」については、これまでに協議の迅速化を図るため、提出書詞の簡素化が行われたが、現状においても、基本計画の同意を得るための主務大臣と他省庁間の事前協議に可能を見ており、地域産業活性化協議会での協議期間を含めると、承記まではの月程度を要する事例がある。初期投資付削しようを合金業は、同法に基づく低利手融資等の使通策の活用の適合が不明なため、法に基づ(基本計画が同意(計画の変更を含む)されるまでの間上等を対象が表す。場合によっては投資計画でからを受重する要が生じるよど、長期の協議期間が企業の円滑な事業推進に大きな支障を主じている。特に近年、股傭投資を決定している。特に近年、股傭投資を決定している。特に近年、股債的では、法に基づ(框利子配資活用決定までに数か月を要することが不少となり、活用色断念に事例もあり、との目的と実務が非難している。連の手続きに時間を要する主な理由のひとつとして、関係有庁との事前協議に多くの時間を要ける主な理由のひとつとして、関係有庁との事前協議に多くの時間を要けることが可能となり、協議の回途化に繋がる。事前に関係者の世界に示すことにより、事前協議段階で果内部や市町村等関係団体との協議を進めることが可能となり、協議の迅速化に繋がる。	企業立地の促進等 による地域における 産業集積の形成お よび活性化に関する 法律 第5条及び第6条	经济産業省	九州地方知事会	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意(同法第6条に基づく基本計画の 変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等との 整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取 制やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配置するための ものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に 従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、 工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国と して財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現 行規定を維持することが必要。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
501	施行に関する事務の都	航空機の製造確認、修理確 認及び航空機用機器の製 遊証明に関する届出の受理	産業競争力強化を目指すとしている中で、航空機等の製造確認の層出等の受理の事務を申請窓口が身近にある都道辞県で行うことにより、産業競争力強化につながるものと考える。	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。		
370	企業立地促進法に基 づく産業集積の形成又 は活性化に関する基本 的な計画にある国の同 意協議の見直し	法第5条第2項第8号及び第 9号に係る部分について、同意協議ではなく事後報告または周出とすること。	国は基本計画に基づく企業による立地及び設備投資に対して各種優遇措置を 選じていることから、これら制度の活用にあたっては、国がその内容を確認する 必要があるという意見は、一般的には実現できる。 しかしながら、今回の提案の趣旨は、国の同意までに長い期間を要していることが、企業が当該制度を活用する際の支障となっている状況を踏まえ、企業の目 観し立って制度を活用しやすぐするというものであり、そのためにはやはり思い 切った権限移線が重備重が必要である。 企業立地促進法事集(目的)には、「地方公共団体が行う主体的かつ計画的な 取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自立的勢 長の基盤の現象に変援するための措置を講ずることにより、地域経済の自立的勢 長の基盤の現を整図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とす る。」と明記されているところであり、「地域の自立的な取り組みを支援する」とい う同法の趣旨を鑑みると、国にるお財政との措置があるために国の関与がしたい フトローの、国の同意協議等事後報告又は届出とすることがどうしても難しいとい 予期所になるのであれば、代えば、同意に乗している期間を短縮するために 第一項に関いるのであれば、代えば、同意に乗している期間を短縮するために 第一項に関いるの時間を割いている関係を拒縮するために、 第一項に関いている場合と記録するでは、またが、 第一項に対している。 第一項に対してい	・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議「同意については地分分構改革推進委員会第2次動告を設まえ、法制度上当然に、国の総制・財政上の特別措置が講じられる計当然に、国の総別と整合性を対して、一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの態策の実施に著しく実施が特に確保しなければこれらの態策の実施に著しく実施が基準である認められる場合に係る事項の実施に著しく実施が展出ない。 建築団体の提案の実現に同けて積極的に検討するべきである。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形で制度活用や投資計画を断きする企業が出てるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うへきであるが、この場合何か具体的な支険はあるのか。 【同意権限の移譲】〇 「野政上等の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成1年法律第18号)における経営亜新計画位だ、他の法律においまで表すのうかえもあるため、こおける経営亜新計画位だ、他の法律においまで来かる等の方法もあるため、正は、海後国出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権程を移することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意事項の簡素化】〇 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革権進委員会の第3次動告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかしめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

	相字本环				和中の記念			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
18	実態的に法令に根拠 3のない農政局協議を求 めている通知の廃止	展村地域工業等導入促進 法に基づき県が実施計画を 策定又は変更する場合及び 市町村が策立は変更する場合及び 東施計画について同法第5 条第9項により県が協調に 応じようとする場合の国との 連絡調整を廃止すること。	【支障】 農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都 道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協	農村地域工業等導入促進法第5条第8 項、第9第2 項、第9第2 東村地域工業等導入促進法の運用に ついて」(昭和34年8 月18日付け63構成日 第855号)第4の4連 統調整等	農林水產省、 機林水產省、	佐賀県	C 対応不可	1 農工法の趣旨は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することであり、御指摘の連続調整については、法律の趣旨を構完するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導入基本計画の内容に即しているが、農業振興地域整備計画等の土地利用語との調和が図られているが、地域全体として工業等の導入の規模は妥当か、近隣に他の農工団地はないか、当該団地の利用状況はどうか、等の観点からの製品から固が事務的な確認を行うためのものである。 2 この連絡調整は、上記の観点からの実施計画における不備等の発見や無秩序な農地転用など、農工法の趣旨に反する事業の防止等にも資するため、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。
48	づく産業集積の形成又 5 は活性化に関する基本 的な計画に係る国の同	地域産業活性化協議会の 関係法令に関わる地方支分 前局への意見聴、協議の 容の報告等による事務の迅速化	【支障事例】 国との協議や意見の調整に時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 【制度改正の必要性】 地域の特性・愛みを活かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指す法律 の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国 の同意を義務付ける必要はない。	企業立地の促進等による地域における 産業集積の形成及 び活性化に関する法 律 第5条 第1項	轻涛産業省	愛知県	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他 の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自 治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮 するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる始ら自治体等の企業立地促進に向けた取組 に対して、工場立地会の特例指面、抵利融資、施設整備補助等を請じ に対して、工場立地の特例指面、抵利融資、施設整備補助等を が不可 欠であり、現行規定を維持することが必要。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
15	実態的に注令に根拠 のない農政局協議を求 めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進 法に基づき県が実施計画を 策定和が変更する場合及び 家定和が変更する場合及び 実施計画について同法第 に応じようとする場合の国との 連絡調整を廃止すること。	しているが、失能計画に表が開来の火泥土体のほとへどか自治体をはしめとする公共機関であり、実施計画の策定にあたっては農工法の趣旨を踏まえ、多くの時間をかけて議論されていることなどから、こうした懸念は当たらないと考え、		【全国市長会】 市町村の関係部局が一つの計画について十分協議し、 さらには近隣関係市町村との協議関整を語った上での 計画策定である場合、県との協議によることで支障はな いものと考えるため、提案団体の提案の実現に向けて、 積極的な検討を求める。	
45	づく産業集積の形成又 は活性化に関する基本	部局への意見聴取、協議内	地域の特性・強みを活かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指す法 律の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に 国の同意を義務付ける必要はない。	・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議 同意については地方分権改革推進委員会第3次動告を設まる、法制度上場然に、国の筋制・財政しの特別措置が講出られる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を養存付けることなる場合であって、国の施策全性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく実施が特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく実施が事後を報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「適用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、適用改善を行ったと、同意事項の商素化や同なの情襲移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 「同意権限の移動」 ○ 「財政上等の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画の料金と、中の発生においては財政上等の措置があってもある経済発析である場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象と取が一都道府保に置まる場合など、一定の場合に都道序県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意事項の簡素化】 ○ 法第5条第2項各目に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらたいと関目において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

	48 mb street				Auto a Er Ar			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
173	基づく産業集積の 形成又は活性化に 関する基本的な計 画に係る国の同意	企業立地の促進等による地域における産業集 積の形成及活性化に 関する法律の規定によ る、基本計画に係る国 の協議、同意の廃止	策定から国との協議や意見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、 迅速な企業立地の支障となっている。 地域の特性・総みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。 国の同意を予要となれば、より迅速に企業立地計画・事業高度化計画の認定が可能となり、基本計画の同意まで企業の投資にストップをかけることがなくなる。 都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。	企業立地の促進 等による地域に あける産業集積 の形成及び活性 化に関する法律 第5条	经济産業省	鳥取県、大島 阪府、徳島 県	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他 の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自 治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮 するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基 本計画に従って行われる地方自治体等の企業立便促進に同けた取組 に対して、正支地法、50時間潜、低利酸策、施設整備制助等を譲じて対し、式り、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可 欠であり、現行規定を維持することが必要。
497	7 都道府県への権限移	県内立地企業等の業況、生産、設備投資などの地域で を、設備投資などの地域で を登入を を を を を を を を を を が も の も を を を を を を を を を を を を を を を を を	地域経済動向の把握、分析・調査については、現在も各都道府県を単位として 行われており、分析結果の活用や機動性確保の製点からも、地域が行うことが 望ましいと考える。 また、広城的な実施体制を補完する観点からは、日本銀行が実施している企業 短期経済観測調査の活用なども可能であることから、都道府県が当該事務を 行った方が、より効率的で地方の実情に応じた処理がなせると考える。	広域関東圏産業立 地ガイドブック	轻济産業省	神奈川県		経済産業省で実施している地域経済動向の把握、分析・調査は、経済 産業省職員が、民間企業等の任意の協力を得て、現地に赴いてヒアリ ングをするなどの方法で情報を収集し分析等を行っているものであり、 特段、国の権限を行便して行っているものではない。 役って、現代にあいても、地方公共団体で同様の方法で調査を実施す ることは可能。 なお、根拠法令等に配載されている「広域関東圏産業立地ガイドブック」 については、外部委託により2009年まで作成されていたが、現在は作成 は行っていない。

	10++-7		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
173	基づく産業集積の 形成又は活性化に 関する基本的な計	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	現在、国内企業の拠点集約を含めた再編や海外立地を見据えた立地競争の中において、企業への迅速な対応は重要な課題となっているが、地域活性化基本計画の策定から国との協議や意見の創整、同意までに合か月かかるとが時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 県が行う基本計画の策定とあたっては、企業立地促進法、及び国において各省との調整の結果定めた基本方針にしたがって策定を行っているものであり、国の策等との整合性は取れている。また、当地域の地域活性化基本計画の策定時等においては地域活性化協議会に主務省庁である経済産業の助力経済産業局から出席をいただき、意見、諸区等と頂いており、国への協議、同窓は必要ないと考える。国の支援が門滑に業除されるように配慮が必要という点に関しては、同意ではなく、果における基本計画策定後、速やがに届出を行うことで対応可能である。なお、基本計画に関ウこ果の企業工地保護への取組に対する国の附近へなく、果における基本計画策定後、速やがに届出を行うことで対応可能である。なお、基本計画に関ウこ果の企業工地保護への取組に対する国の附近である。なお、基本計画に関ウこ果の企業工地企業の非過で表していては、果における企業立地計画や事業高度化計画の承認実績や、地域の支援要量を国において把握することにより適切に指置することが可能である。	・企業立地保援法に基づく産業集積の形成又は活性化 に関する基本的な計画に係る協議・同意については地 力分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上 当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計 画をする場合及び、国に対し一定の事務の処理を養 務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を 特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく実施に著しく単すると認めよれる場合に係る事項のほか、廃止又は	提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行うへきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 「同意権限の移譲」 ○ 「財政上等の措置」があるため国の機極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営基新計画など、他の法律においては財政上等の措置があってもかい、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営基新計画など、他の法律においては財政上等の措置があってもかい、中小企業の新たな事業活動の役益に関する法律(平成11年法律第18号)における経営基新計画など、七の法律においては財政上等の措置があってもかい、中心を受け、一般活用限に同意を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあため、計画の対象を収集が一般活用限へに留まるをなど、一定の場合目に都道府限に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 法第5条第2項格号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次動告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だるを存するところ、あらかいめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
497	地域経済動向の把握 2 及び分析等の事務の 都道府県への権限移 譲	県内立地企業等の業況、生産、股債投資などの地域ご 設合を実施し、その結果の 集約・分析等を行う	国と地方がそれぞれに分析・調査することは民間企業等の負担を考慮しても好ましくなく、二重行致となっている。 地方が一元的に行うことで、国の行政改革に資するとともに、地域に密着した地方が分析・調査を行うことで、より効率的で、地方の実情に即した処理がなせると考える。	体が「担行担守に上口が内可能」となっているが、事事問	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	In the state of							各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
71		事業計画の認定権限を経済	の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金	産業競争力強化法 第113条	經済産業省、 総務省	山梨県	C 対応不可	創業支援事業計画の設定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区 町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁 や関係名庁と連携と取りながら実施している。 現状では、各都道府県の認定件数はの件~20件(平均4件)程度に留 まっており、設定権限を移縁した場合、事務量の多少に関わらず執行体 制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて事効 事である。 また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に 接展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移 議した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国 議した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国 接上が場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国 接上が場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国 接上が場合、他地域の大道的な取り組み等の情報を反映しながら なることが懸念される。 各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報 提供という役割に加えて、県センター、インキュベージュン・施設等の活用 やというで割に加えて、県センター、インキュベージュン・施設等の活用 を対しては申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後 済産業局を通して都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、 都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えて いる。
391	への移譲	に基づいて市区町村が作成 する創業支援事業計画の認	【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後型を取得を発望する市区町村からの報節が増加すれば、接済産業局に過度な負担が発生するおされがある。また、平成20年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村にみる創業支援のガイドライン」によれば、申請の素要、受付から認定までの所要期間は2ヶ月以上されており、この期間中は素薬を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優遇措置を対象が大となってしまう表表で、場合では大きない。の場合によっては支援機能の気料が使用間の対象が大となってしまうまされがある。さらに、本法に基づく創業支援計画に、市区町村が主体的・地域内の創業の促進を計画・実践するという画別的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む初めての機会となるため、頻繁に計画変更が生じる可能性がある。窓口が他方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が倒離となるおされがある。場合に入りた。日本の世界は大きないました。日本の計算をは、また、大分県における「スターアンプ支援機関連が会議(県、商工団体、金融機関等で組織。年間、500年の開業相談を受け、うち40年が創業を実現などの全界組織がある。日本の中の制業相談を受け、うち40年が創業を実現などの全界組織がある前、中の10年の中の制業相談を受け、うち40年が創業を実現などの全界組織がある前にあるから、との中の10年の中の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年	產業競争力強化法 第113条、第114条、 第137条 產業競争力強化法 施行規則第41条~ 第45条	經済産業省、 総務省	九州地方知事会	C 対応不可	創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区 町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁 や関係省庁と選携と取りながら実施している。 現状では、各部道府県の認定体数はの件・20件(平均4件)程度に留 まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体 前の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効 また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に 模屋開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移 議した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しない合金国 水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなく なることが整念される。 各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報用 代表して、経済産業局を通常しながら市区町村への情報用 や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、経 済産業局を通じて都道府県との選携体制を後いしていく方向、今後、経 済産業局を通じて都道府県との選携体制を後いしていく方向にて、都道所以の選携体制を後いしていく方向に、 都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えて いる。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	軍点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
71	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	市町村が策定する創業支援 事業計画の認定権限を経済 産業省から都道府県へ移譲 する。	起業:創業の促進は、総務大臣が提唱された「ローカル10000プロジェクト」や「日本再興戦略」のKPIに示されるように、今後とも積極的に取り組んでいべべき事項のおり、現状の窓定件数を削退し事務処理が事の第二な必むれがあることをもって、権限移譲の対応不可とすることは如何かと思います。また、各地のモデルとなる創業支援体制の確立が肝要であり、それに当たっては、先ず、各地のモデルとなる創業支援体制の確立が肝要であり、それに当たっては、集行、各地のモデルとなる創業支援体制の確立が肝要であり、それに当たっては都定再における創業支援施策の集単位とする各種支援機関との連携強化が不可欠であり、都道府県が認定し、その結果情報の共有化を図ることで十分に対応可能と考えます。	・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県小実施する事業と適切に連携することによって、より無を上げることができる。都連府県小実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との選接を図り効果を表現に発揮する場本が高度があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画の認定権限をが適合により、制造の関係を実施主体にするが、都道府県に支付すること。		○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも連用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用及害の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通と毎明示していただきたい。○ 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展別とは分けて考えることができる。 横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲べるさめるが、この場合の利果体的な支険はあるのか。 ○ 都道府県はこれまでも創業支援を行っており、ロークル10,000プロジェクトののでは、報道府県の有するノウバウを活用することが必要になると考えられる。計画の認定権限を移籍することにより、当該目標達成につなけるべきであるが、この場合何が具体的な支障はあるのか。
391	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	に基づいて市区町村が作成 する創業支援事業計画の認	都道府県では既に独自の創業支援施策を実施しており、市町村との連絡・調整、認定事務を担うに当たっては、既存の施策実施体制を活用できることから、大きな非効率は生じないものと考える。 大きな非効率は生じないものと考える。 また、地域の特徴ある創業支援体制を全国に機展開する取組は重要であるが、 そうした全国比較については必ずし計画認定の段階で行う必要はなく、国にける補助事業の採択審査や、事例集作成等により実施可能である。 が遺所県に設定権限を移譲することで、申請から認定に至る利間の短縮のみならず、地域の独自性の深握り、実か他の高い支援体制の構築につながり、モブルの創出にも費するものと思われる。さらに、こうして構築した市町村の創業支援体制を、大分県における「3年間で1,000件の創業支援上にった都道府県の定量相様と連接にながら運用することで、創業の一層の拡大が図られ、同様のでは、出発振費負担軽減や、地域の支衛に関するなお、大分県のの市町村かは、出発振費負担軽減や、地域の支衛に関するる。 なお、大分県のの市町村かは、出発振費負担軽減や、地域の支衛に関するる。 本式、大分県のの市町村かは、出発振費負担軽減や、地域の支衛に関するる。 本式、大分県のの市町村かは、出発振費負担軽減や、地域の支衛に関する。 査事務局への説明効率化などの観点から、身近な存在である県への認定権限の移譲を期待する声が寄せられている。	・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に及映するととは、北、都道府県実施する事業と動切に遺構することによって、より効果を上げることができる、都道府県が実施する中心企業の動たな事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づ情期かについて、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通と呼明元していただきたい。 ○ 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とは分けて考えることができる。 横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援を計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 都道府県はこれまでも創業支援を行っており、ローカル10,000プロジェクトや開業率・廃棄中109会という程を達成するためには、都道府県の有するノウックを活用することが必要になると考えられる。計画の認定権限を移譲することにより、当該目標達成につなげるべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

	40 ch st vI				Auto a Er Ar			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
699	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	条、第114条、第137条3 項、第140条「項6号に規 定する「市区町村創業支援 計画」に関する経済産他人 臣、総務大臣及びその他 主務大臣(開係する施行 令、施行規則を含む)における 権限を都道府県に移譲さ 札だい。 第113条 創業支援事業計 面の変更 第124条 創業支援事業計 面の変更 第137条3項 報告書の徴 収	【具体的な支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、固が全国約1700の市区町村 のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく計画認定に向けた指導・助言等 のフォローアップを的確に行うことは難しいと考えられる。 間の第一回認定(月20日では、2月4日に説明を実施、2月7日に近機経済産業局に 素率を提出、2月4日に即かで全有に一番のでから、都連府県に認定権限 のため、販原内で6市がこのスケンコールに開い合わなかった。都連府県に認定権限 があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられる。 うらに、中心を実由者(2013年版)・インシールに開い合わなかった。都連府県に認定権限 があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられる。 うらに、中心を実由者(2013年版)・インシーであれているように、創業者のマーケットは市区町村エリアを超えており、都道県県レベルの創業支援施策と密接に連携した 製造があった。した、現計制度、インシでであれている。対し、対しの創業支援 施策との関連・最適にを行うことができたり複数の市区町村にことが同事の創業支援 施策との関連・最適において、各々2件にかなかった。創業者のマーケットの正さは多種 多様であり、現行衛性では創業者のマーケットに合うして市区町村の組合せを一様で が、日の第2年度の表である。 「最近保護などでないため、都道府県レベルの育セに市区町村の経過とを発 したが不可欠である。 「最近保護が設定と行うことは、会の2件にかなり、別に対している場合である。 「最近保険が認定と行うことによる効果、※1)別行制度にありたのある。 「最近保険が認定と行うことによる効果、※1)別行制度との時である。 「最近保険が認定と行うことによる効果、※1)別行制度とのある。 「最近保険が認定とそ行え は、場合によっては地方自治法上の様々な連携を表がしたのある。 「最近保険が認定となる」といる。 「最近保険が認定と行うによる効果を対しているのである。 「最近保険が認定となる」である。 「最近保険が認定と行うことによる効果、※1)別行制度と対しているのある。 「最近保険が認定と行うことによる効果を対しました。 「最近保険がありまた」といる。 「最近保険が表した。」のでは、単位である。 「最近保険が表した。」のでは、またが、単位である。 「最近によるのである」といるのでは、またが、日本のである。 「最近保険が表した。」といるのでは、日本のでは、またが、日本のである。 「最近によるになるのである。」といるのでは、日本のである。 「最近によるになるのである。」といるのでは、日本のである。 「最近によるのである」といるのでは、日本のである。 「最近によるのである」といるのでは、日本のである。 「最近によるのである」といるのでは、日本のである。 「最近によるのである」といるのでは、日本のである。 「最近によるのである」といるのでは、日本のである。 「最近によるのである」といるのでは、日本のである。 「最近によるのである」といるのである。 「最近によるのである」といるのである。 「最近によるのである」といるのである。 「最近によるのである。」といるのである。 「最近によるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりである」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりであるのである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるのである。 「またりである。」といるの	產業競争力強化法 第113条,第114 条,第137条3項、 第140条1項6号	経済産業省、総務省	大阪府、京都 东兵庫県、 徳島県	C 対応不可	創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区 町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁 や関係省庁と連携と助りながら実施している。 現状では、各部道府県の設定年数は6件~20件(平均4件)程度に留 まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体 制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効 また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に 模展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移 譲大生場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国 水学での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなく なることが懸念される。 各部道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報 提供という役割に加えて、県センター、インキュペーション施設等の法規 提供という役割に加えて、県センター、インキュペーション施設等の活用 や、単独では申請が難しい市区町村への情報 提供という役割に加えて、県中とクー、インキュペーション施設等の活用 や、単独では申請が難しい市区町村への開発役を担っており、 済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、 都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えて いる。
455	事業協同組合等の設 立認可等に関する事務 の都道府県への権限 移譲	区域にわたる事業協同組更 等の設立の報等ので、定款を 等の設立の報告の徴収、技才の 関連を が、対等の事を が、対等の事態を が、対等の事態を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い 決算書類等の周出分の都道府県が変わることも考えられることから、指導の 継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要があ る。 (参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監管(厚生労働者(地方 厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県 厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県	中小企業等協同組 合法施行令第34条	経済産業省、農林水産省	神奈川県	C 対応不可	中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合を以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。 農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に受験することができるか高がについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	軍点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
691	創業支援事業計画の 設定権限の都道府県 への移譲	項、第140条1項6号に規 定する「市区町村創業支援 計画」に関する経済産業大 臣、総務大臣及びその他の 主務大臣(関係する施行 令、施行規則を含む)におけ る権限を都道府県に移譲さ れたい。 第113条 創業支援事業計 画の認定	この点、都追府県への前裏支援事業計画の検照移譲により、近隣地域とのバランスを 幸盛して、都追府県が商工会会会等と連出して法の枠組み以外で行う創業支援 策=補第行政」を行うことができ、また、都道府県に計画認定権限があれば、共同申請 を誘導することも容易になる(例えば、た版府は、「事務の大同処理」「機関や内部組織 郷の大同党直」等の市両村の連携を促進した美輔がある)。 このようご、都追府県への権限移譲により、「ローカル1000プロジェクト」等の政府目 様に貢献することができ、申請中税に除りが見える現状からずれば、決して時期尚早で はないと考える。 【報行税制の整備の必要性について】 執行体制については、都追府県に創業支援担当が、創業支援ボータルサイトの運営、 所管の商工会、商工会議所(地位の創業支援事業の中核)への指導監督を通じて、創 業支援情報の入手、市両村や経済団体との情報支援を通じて各創業策度を総合的に コーディネイト・情報の業等を保証行でおり、経済産業を制とに地域の実施を形容	の関与を強化して地域の実情を適切に反映するととも		○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の異体的な検討状況とその後の制度が正に係る議論の見遠と明示していただきたい。○ 各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体上成功例の全国展別とは分けて考えることができ、横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合所具体的な支障はあるのか。○ 都道府県はこれまでも創業支援を行っており、ローカル10,000プロジェクトで削業率・廃棄中いの会という目標を連成するためには、都道府県の有するノウハウを活用することが必要になると考えられる。計画の認定権限を移譲することにより、当該目標達成につなげるべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
451	事業協同組合等の設立対の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	東農政局から都迫府県へ権 限の移譲 (参考)	複数都道府照間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める、厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括(地方原生局)所管の組合に第4次一括(地方原政局)所管の組合も対応可能である。本事務・機服を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働(他)万度生局)での組合等に会多事務・機関を特けて、原代を併せて、原代を併せて、原代を持て、原代を対し、原民サービスを向上する効果が期待される。	・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲する べきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

								各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
160	法に基づく改善計画の	中小企業労働力確保法に 基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県 の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成愈は、事業主団体を対象としたもの1件しかが薄れていると思われる。改善計画の設定を条件としている助成をは、事業主団体を対象としたもの1件しかが薄れていると思われる。改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。 【支障事例】 当該計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている場合の手順は次のとおりで煩整。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への設定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国が定める設定蓄登基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかしめ国に協議し同意を得る必要がある)。 ④都道府県小の設定連知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請書に適加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を包含業等が増加する可能性がある。 ②、③がなくなることで、事務の商業化が図られるとときに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の配用の機会の配用割理の改善の配用道理の改善がある。 第13項	厚生労働省、経済産業省	鳥取県、京都 大阪府、 徳島県	C 対応不可	ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業に同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を準生生態に動力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業財献、一入」については、中中小企業労働力確保法に基づな、善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続にかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中心業事業主ではないこと、②改善事業のの団体であり、個々の中心業事業主ではないこと、②改善事業のの団体であり、個々の中心業事業主ではないこと、②改善事業のの団体であり、個々の中心業事業主ではないこと、②改善事業のの団体であり、個々の中心業事業主ではないこと、「国教者の一般を書き、ないこと、「国教者の一般を書き、とので、「国教者の一般を書き、「他の一般の一般ので、「他の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の
241	中小企業労働力確保 法に基づく改善計画の 超道府県の認定の廃 止	改善するために策定する改	【制度改正の必要性】 法における支張措置、助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられているが、助成金受給の際には、別途国へ申請が必要であり、申請者に大きな負担をよっている。景体的には、計画記定の申請審別推翻のうち種類が助成金受給の申請審別生産している。(態念の解消策) 《患者回の認定は、助成金受給の要件のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているが、現実には、改善計画の認定は、助成金受給の要件のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているが、現実には、改善計画の認定後に助成金受給以外の支援を活用した事例はなく、支障はないと考える。	働力の確保及び良 好な雇用の機会の 創出のための雇用 管理の改善の促進 に関する法律第4条	厚生労働省、経済産業省	広島県	C 対応不可	ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用制出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成一スーパニンいては、中小企業労働力確保法に参考を関いている。「個別中小企業財力を関いるととの支格要件からかしており、耐などのであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成」スパロンいては、「の申請の主体が事業協同組合を要件からかしており、耐などのであるとのであるところである。他方、「団体的成一スノについては、「即申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、(②改善事業の実施については、同業種であか、同地域でみでの取組力が有効があるとと、関心書計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、(③改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、(③改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、(③改善計画の認定は、従来から中小企業の実情を対している経過を提出されて行うことが望ましいこと、④人材不足分野においる雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、今後を、国としている経済保護しての課題に関いも組入でいる必要があることから、引き続き「団体財政者」といる形式に係る改善計画について都ら高信限知事が認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県知事の記を受けることとその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。引き続き「団体財政者」といて各種道府県にご協力をいただきたい。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
161	0 法に基づく改善計画の 都道府県の認定の廃	中小企業労働力確保法に 基づき事業主が策定する改 番計画について、都道府県 の認定を廃止する。	本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始 ・ 予選までのスケシュールを立てやすくすることにある。 ・ 今回、「団体助成コース」については対応不可との回答であるが、個々の事業 者も都遠府県認可の団体も労働力確保という目標に同けた計画を立案する点 は同じており、団体の外に負担を禁すことはペランス上不均衡と思料。 事業協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都遠府県知事の認定 定支給受件から外し、負担整減いただくことで、検討いたださたい。 また、中小企業信用保険法等の特例についても、同様に、事業主等の負担軽 減を図ることをご検討いただきたい。	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止する	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
24	1 本学中国の記中の味	中小企業労働力確保法に 基づき事業主が雇用管理を 改善するために策定する府県 の認定を廃止する。	「個別中小企業助成コース」については、改善計画の認定が助成金の支給要件でなくなることで、認定申請がほぼ見込めないため、制度が形骸化するものと思われる(242の本県意見を参照いただきたい)。また、認定制度が残ることで、設立制度の支給要件となる可能性が残り、申請者にとって負担となる恐れがある。 「団体助成コース」については、二重の手続をなくすために、改善計画の認定を廃止し、助成金の申請手続として改善策を立案させ、指導・助言することが適当と考える。なお、助成案件に対して県が連携して指導・助言を行うことは、当然、可能である。	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止する べきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	to the total							各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
961	法に基づく改善計画の		企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。 当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで類 度。 ()企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ()企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ()企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ()を書替直に、あらかしめ国に協議し同意を得る必要がある)。 ()の指述商場である認定調を受視した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請書に違加することで、企業は、上記の②の手続が不要とがり、企業等の負担が軽減され、助成金活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。 ()。③がななることで、事務の商業化が関られるとともに、企業等は、労働局へ申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケンユールをたでやすぐなる。 現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善便道のための助成制度の中で当該認定を条件としている動成をは、事業主面開始が予定までのスケンス、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 改善計画の認定を条件としている動成され、事業とのことができ、本業を施期間開始予定までのスケンコルをたでかすぐなる。 現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている動をは、事業上面はを対象としたもの1件しか、被害計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の割管関連の改善の政制等関連の改善は関する法律第4条第3項	厚生労働省、経済産業省	中国地方知事会	C 対応不可	ご指摘の助成金である中小企業学働環境向上助成金は、労働環境向 上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して 助成するものであり、雇用管型の改善を推進し、魅力ある雇用剤出を図 ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体とな が「個別中小企業助成一スーパニついては、中・中心業実労力確保法に基 がる書計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支 移要件から外しており、助成金の申請手続にかかる中小企業事業主の 担料課を図っているところである。 他方、「団体助成コース」については、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
252	に基づく経営発達支援	る小規模事業者の支援に関 する法律の一部改正により 新設予定の経営発達支援 計画に係る経済産業大臣の	【制度改正の必要性】 現行制度(基盤施設計画)は、国が作成した商工会及び商工会議所による小規 標事業者の支援に関する法律実施要領により、都道府県知事が計画認定して いることから、 教設される経管を達支援計画についても、地域の承債を踏まえた 計画とするために、現行制度同様に、都道府県が認定することが望ましい。 複数の都道府県で、各商工会議所が地域や地域内小規模事業者がじ方ある べきかという中期的な目標を復変し、目標達成に同けて効果的に事業を実施させ、目標達成状況について評価する事業界面シスカンがとあり、不多を でおり、目標達成状況について評価する事業界面システムを導入する動きが広がつ だおり、目標達成状況について評価する事業界面システムを導入する動きが広がっ におり、日本度成に同けて力にを統一するためにも、都道府県が設定すること が望ましい。《事業評価システムの導入状況》導入済・6団体、検討中・3団体 に整るの解消し 全国統一の基準や適用が必要な点は、国が作成する要領等により確保されるも のと考える。	成正後の個工芸及 び商工会議所による 小規模事業者の支 援に関する法律第5	轻涛産業省	広島県	C 対応不可	今般、新たに経営発達支援計画の認定スキームを創設する目的は、 小規模事業者に対して先進的な経営コンサルティング等の支援を行う 商工会・商工会議所をモデルとして認定・公表し、これを全国に展開・普 及することで、全国の小規律事業者に対する支援を技事的に強化する ことである。 認定のポイントは、全国的なレベルでの先進性、同様の課題を抱えた 他地域の債期可能な普遍性、(他地域の情報も踏まえつつ)高い効果が 見込めるか等のモデル性を関わるのであるため、全国的な情報を基に国 が統一的に認定を行う必要があることから移譲できない。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
961	法に基づく改善計画の	中小企業労働力確保法に 基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県 の認定を廃止する。	本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始 予定までのスケジュールを立てやすくすることにある。 財源の有効活用、認定計画に係る改善事業の的確な実施のための指導・助言 の必要性こついては、個々の事業者と同う変わらないことから、個々の事業者 同様、都道府県認可の団体も労働力確保という目標に向けた計画を立案する点 は同じであり、団体のみに負担を課すことは、パランス上不均衡である。 事業協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都道府県知事の認定 を支給受件から外し、負担経済すべき。 また、中小企業信用保険法等の特例についても、同様に、事業主等の負担軽 減を図ることを検討すべき。	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止する べきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
252	に基づく経営発達支援 計画に係る経済産業	る小規模事業者の支援に関 する法律の一部改正により 新設予定の経営発達支援	認定権限を都道府県知事へ移譲していただきたい。	済産業大臣が行うとされているが、今後、都道府県知事が行うこととするよう引き続き検討を進めるとともに、その実現までの間においても、都道府県が行う小規模事	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	AD other wife wat				Aut o Fr			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
498		官公需適格組合の証明申 請対応業務 管内の都県で官公需確保対 策地方推進協議会の開催	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条に基づく「官公 審査格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」に規定する 証明申請対応業務を都道府県に移譲することを求めるもの。 この権限移譲により、県の施策に応じた証明申請対応業務等(都道府県ごとに 施策を生かした証明申請対応業務が可能となると想定したもの)が行えるように なるものである。 なお、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定しているこ とから、官公需における都道府県間の基本的な取扱いの均衡は保たれると考え 。	官公需についての中小企業書では、 中小企業をは、 中小企業をは、 中の確等金、 でのでの での のでの のでの ので ので ので ので ので ので ので ので	经济産業省	神奈川県	C 対応不可	国等の官公需においては、中小企業者の受注機会の増大を図るため、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定しており、国と同様に地方公共団体に対しても、中小企業の受注機会の増大の為の措置を講じるよう依頼しているところ。 そもそも当該契約の方針は、国等の発注に関する方針であり、本法に関連する業務を都道府県が担う合理的理由が不明であり、引き続き国で実施することが適切。
580	中小企業者に対する セーフティネット保証に 係る地域指定の都道 府県知事への移譲	ティネット保証のうち、災害 により影響を受けている4号に ほんの地域指定の指定、指定の権限 場合には、指定の権限 が明確のも都道府県知事に移 領の場合には、指定の権限 が明確な地外の が明確な地外の が明確な地外の も、動きが も、も、動きが も、動きが も、も、動きが も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、	【現行制度】	中小企業信用保険 法第2条第5項	经济産業省	長野県	C 対応不可	信用保証制度は、毎年度、多額の国費を投入して実施しているものである。特に、経営安定関連保証(セーフティネット保証)は、融資額の10 0%を保証する特制制度であるため、国庫への負担が大きく、その発動また、自然災害は複数の都道府県にまたがる広域災害となることが多く、被災地全体の被害状況を考慮して判断する必要があるため、一都道が最大の事態の事態を持ちられているない。なお、セーフィネット保証も得しまける被災地域の指定にあたっては、地方自治体による被災状況の実態調査が済み次策、速やかに国において意思決定そ行い、終済産業大田の指定を行っている、※今回事例としてあがっている2月14日の雪害においては、被災自治体の国事例としてあかっている2月14日の雪害においては、被災自治体の国事例とりであり、10年26世紀末年では、接近自治体の国事例としてあかっている2月14日の雪吉においては、被災自治体の国事例とであずが3月25日、国による意思決定(報道発表)が3月27日、大臣の指定(管報告示)が4月4日となっているところ。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
498	官公需対策に関する事務の都道府県への権 限移譲	官公需適格組合の証明申 請対応業務 管内の都県で官公需確保対 策地方推進協議会の開催	官公需確保対策地方推進協議会の場を通じて、官公需適格組合の受注機会の確保に 努めていきたい。	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。		
580	中小企業者に対する セーフティネット保証に 係る地域指定の都道	テイネッ・保証のうち、災害 により影響を受けている中 により影響を受けている中 小企業域者を支援する4号に 係下の場合・都道府県知事に移 質り災害者が改動。 で が 明確なから が 明確なから が の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	2月14日の霊書における被害状況顕査は、本県においては3月20日に完了しており、仮に未県に権威が移線されていれば3月中の指定が可能であった。セーフティネット保証の発動に国の判断が必要不可欠ということであっても、災害教助法適用地域等被害が基大であることが明確立地域については、国が設けた基準に基づき、概和・フリスリに地域構定できるようは、権限を制造府県	・セーフティネット保証に係る地域指定の権限について、	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

								各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
766	中小企業・小規模事業 者ワンストップ総合支 援事業(よろず支援事 業)の都道府県への移 譲	小規模事業者ワンストップ 総合支援の体制整備に必 要な「よろず支援拠点」及び 「コーディネーター」選定人の 事務を、必要となる業員、 財源とともに、中小企業庁	【制度改正の必要性】中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、コーディネーター、よろす支援拠点についても国の統一的な施策力計を踏まえながら都道府県が選定し、地域の中小企業の実情に応じま血病的・効果的)効率的な施策を展開することが当望ましい。 【支障率例】今回、兵庫県においてはよろず支援拠点に活性化セクテ、コーディネーターに活性化センターと密な連携がよる専門家が選定されているが、国から、活性化センター内に既存の管理体制と別の管理体制をつくることが要されており、酒体内の予算と人員を効率的に配置することができず、運営が非また、活性化センターのような都道府県等中小企業支援センター以外の機関や専門家が選定された場合には、 ①財源と人員の運営が2団体に分散し、非効率的になる。 ②都道府県等中小企業支援センター(兵庫県は活性化センター)も総合的支援の窓口となっており、利用者(中小企業有)が混乱する。 ③名支援機関は連携する終わり支援のから関係となり、混乱が生じるとともに対応によいて負担が生じる。 などの問題がある。 【移譲による効果】兵庫県においてはよろず支援拠点と同じ目的を有する「中小企業支援イントしようごを以前から構築済みである。財源が移譲されれば、既に整備されている「中小企業支援イントしようごと見前から構築済みである。財源が移譲されれば、既に整備されている「中小企業支援イントしようごを見まがいた。」	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公募要領	经济産業省 (中小企業 庁)	兵庫県、京都 府、徳島県	C 対応不可	本事業は、全国に約385万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、買、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、必ずしも経営相談に十分に対応できていないケースがあったため、それら現状を踏まえ、国として経営支援を回じようず支援拠点・2を備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施等の支援を行うものである。そのため、同時に全国本部を設置し、各拠点での支援レベル等にバラツキなどが出ないよう適切な評価や管理といった総括・サポートを行うこととしている。上記のように、よろず支援拠点は、既存の経営支援体制では支援や解決出来ていない相談に対応するなどのものであり、地域の支援機関の機能とは統合するものではなく、あくまで強化・補完する役割を担うものである。
26	地域産業資源活用事 業計画の認定権限等 の都道府県への移譲	地域における関係機関との 案件発掘に係る調整 事業計画認定に係る事務 補助金の交付・確定に係る 事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業目的は、中小企業が、地域固有の産業資源を活用し、新事業展開を図ることを支援するものであるので、地方が地域資源の指定から事業計画の認定まで 地域の中小企業のニーズの基づくきか細かい支援を行うことが必要である。全 国的な視点があるとしても地域振興に関するものであるから、自由度を高めて都 通府県に交付すべきである。	中小企業地域資源 活用促進法第6条、 第小規模事業者下 列APANブラ東台源 以APANブラ東台源 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	経済産業省	愛知県	C 対応不可	本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただなど、地域の実備を設定を持つまなスキー人となっている。 都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされななるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも着しい支障が生じる。 また、添付資料にて本事業と「中小企業応援ファンド」採択事業者の1人が重複しているとのご相論ですが、「中小企業応援ファンド」採択事業者の1人が重複しているとのご相論ですが、「中小企業応援ファンド」は地域資源を活用した初期段階の取組等を支援していると認識しており、制度上の重複はないと考える。 さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも着しく非効率である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	軍点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
764	者ワンストップ総合支 援事業(よろず支援事	各部道府県内の中小企業・ 小規模事業の外記備に必要な「よるす支援機選」及び「コーティネー会」の事務を、必要な配入員、財産との事務を、必要ないの事務を、必要ないの事務を、必要ないの事務を、必要ないの事務を、必要ないの事務を、必要ないの事務を、必要ないの事務を、必要ないの事務を、必要ないの事務を必要ないの事務を必要ないの事務を表し、	・これまでも都道府県等中小企業支援センターが問題なく適切なアドバイスを 行っている。	・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援は、都 道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映する ととむこ、都道府県が実施する事業と適切に遵携するこ とによって、より効果を上げることができる。都道府県が 実施する中小企業・小規模事業有フンストップ総合支援 に係る事業の創出に関する事業との選託を図り効果を 最大限に発揮する観点から開動があるため、自由度を できるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、 都道府県に交付すること。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
24	地域產業資源活用事 業計画の認定権限等 の都道府県への移譲	地域における関係機関との 案件発展に係る調整 事業計画認定に係る事務 補助金の支付・確定に係る 事務の権限移譲	しておらず、地方自治体において、5年間、3、000万円の補助事業を創設すること が困難であるため、金額の多寡によって分けられているというのが実情であり、	・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携することによって、より効 が実施する事業と適切に連携することによって、より効 実施活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図 り効果を最大限し発揮する観点から問題があるため 自由度をできるたけ高めた上で、都道府県を実施主体 にするか、都道府県に交付すること。		○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道所集の関与・位置付けだっている非心性が表す。 ○ 地域産業資源の指定については都道所集が行いもかかわらず、その活用に係る計画設定は国が行い、都道所集が関与については法律上の位置付けが弱いので、都道所集が実務上も関与してくいという実情がある。 そのため、運用改善を行った上で、都道所集がより生体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

	相字市环				制度の記録			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
238	地域産業資源活用事 3 業計画の認定権限等 の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資 原を活用した事業活動の促 組に関する法律に基づき 都道府県が指定する地域産 都道所は30世域産者 が作成する地域産業資源及 が作成する地域産業資源及 が作成する地域産業資源及 が作成する地域産業 を制 適府県知事に移譲す を都 る。	【制度改正の必要性】 地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。 現行では、国の計画承認手続が、概わ7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が改変を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い能策展開ができる。 関源移譲のスナーム】 計画認定権限と合わせて、地域資源活用新事業展開支援事業補助金及び関係事務費を必要、イール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中・企業による地域た ・事業活動を選択を活用した ・事業活動との選集に 関する法律等の リロックを リロのを は リロのを リロのを は リロのを は は は は は は は は は は は は は	轻済産業省	広島県	C 対応不可	本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル 事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、 地域資源活用事業計画の窓見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。 都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が 困難になり、施設の最適化がなされななるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。 さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(その方66県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも着しく非効率である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。
358	地域産業資源活用事 3業計画の認定権限の 都道府県への移譲	等設置の委員会の評価等を 経て認定される。この事業 認定について、地域の実情 及び地域産業資源を熟知し	地域産業資源を熟知し、地域の中小企業を間近で支援する各都道府県が認定 業務を実施する方が、より適正・効果的に事業認定することが出来る。また、都 道府県、部には一般である。また、都 道府県、地域で出る。また、北京、北京、北京、北京、北京、北京、北京、北京、北京、北京、北京、北京、北京、	争業活動の促進に	程済産業省	德島県、兵庫 県、鳥取県	C 対応不可	本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき設定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していた。地域の実情を販快できるようなスキー人となっている。都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国外視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされななるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難なり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が世じる。 さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(その56県赤が件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の親点からも著しく非効率である。以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	軍点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
238	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、 連に関する法律に基づき、 都道府県が指定する地域産 業資源について企業を が作成する地域産業権限分 所事業計画的認定権限及 びその支援措置に係る財 を都道府県知事に移譲す	起しが期待され、非効率の懸念は解消されると考える。	化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携することによって、より効 果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業 資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図 り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、 自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体		○ 9月3日 (水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった。定法案における都道解釈の関与・位置付けていておった。との地域産業費の利定については都道解釈が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが、額いので、都通解釈が実務と問与していたしい多葉情がある。そのため、運用収蓄を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
358	地域産業資源活用事 業計画の認定権限の 都道府県への移譲	認定について、地域の実情 及び地域産業資源を熟知している各都道府県(のうち希 望する都道府県)」に権限を 移譲する。	当法律は、地域産業資源を活用した地域中小企業の事業活動の促進を図り、 もつて、地域経済の活性化を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することを目 的としている。よって、まずは地域における地域産業資源の最良の活用方法を 選択産業資源活用事業計画を起まったが、である。 選択産業資源に用事業計画を起まする方が効率的、その結果全国に普及しろるモ アル事業が増えるかと考える。 また、地域産業資源の更なる活用・振り起こしの点においても、各都道府県で計 画認定するというスキームに変えた方が、認定業務の時間短縮・効率化が図ら れ、認定件数の増見免まれる。 お、認定性数の増見免まれる。 部立府保証であるとで、補助金の採択については、各都道府県において各認定計画を結 さらに補助金の採択については、各都道府県において各認定計画を結 さらに補助金の採択については、各都道府県において各認定計画を はことから、地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲 が望ましいものである。	・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の業情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に建持するととよって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する事業の動は、直側する事業の連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めたと、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例』を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった成正法案における都道解像関係・位置付けたついておぶたしいただきたい。 ○ 地域産業費の相定については都道解像が同うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道解像の関与については法律上の位置付けが、弱いので、都通解像が実践としいう実情がある。 そのため、運用収養を行った上で、都道解県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

	担党事体				他体の記念			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
472	地域産業資源活用事 業計画の認定権限等 の都道府県への権限 移譲	事業計画の認定業務 小規模事業者等JAPANブ ランド育成・地域産業資源活 用支援補助金の交付に係る 事務 について、関東経済産業局 及び関東農政局から都道府 県へ権限の移譲	は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地 元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見	関する法律第6条 小規模事業者等JA	轻济産業省	神奈川県	C 対応不可	本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっているとのでは、他域の実情を反映できるようなスキームとなっている。 地道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を自動の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を自動の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。また現在、本事業の芽出しを支援する目的のスタート・アップ応提型ファンドとして、「中小企業応援ファンド」が全国44都道府県で造成されており、地域資源を活用した初期段階の取組等を支援しているところである。 さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(その556県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも着しく非効率である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。
594	地域産業資源活用事 業計画の認定権限等 の都道府県への移譲	源を活用した事業活動の促 進に関する法律に基づく計 画認定権限を支援施策の財	都道府県の行っている中小企業支援と重複し、企業にとって窓口が二つある状 態であり、企業が支援制度を選択する際、経済産業局と都道府県の施策双方を 検討しなければならないなど障害となっている。	中來業による地域な 中來養殖療を活用止性 開する法律等、第13 ~18条 ~18条 ~18条 ~18条 小規模等之於源活用 地域產業資源付 表現補助金交付要	经济産業省	京都府、兵庫県	C 対応不可	本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただなど、地域の実情を反映できるようなスキー人とかっている。都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされななるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとつモデルとなり得る事象の確保が困難なり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。 さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
472	地域産業資源活用事 業計画の認定権限等 務適府県への権限 移譲	地域資源活用促進法による ・ 本規模事業等JAPANブ ランド育成・地位の交付に係る 事務について、関東経済産業局 及び関東展政局から都道府 展へ権関の移譲	都道府県は計画の策定後に求められる意見書程度しか関与できていないため、計画 が十分な効果を発揮していないケースが見られる。都道府県が、地域の実情を適切に 反映し、産業政策と一体的に計画の窓定業務を行うことで、地元の支援等を生かした 効果的な計画ようることができる。 国は全国的な視点から評価の準則を定め、都道府県が準則を踏まえた評価基準を設 けることで、都道府県においても、全国的な視点での効率的な認定が可能となる。	・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に基準するとによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する事業の動は、世間する事業のも必要なの事との事なの事なの場で、一部であるため、自由度をできるだけ高めたと、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった。近法案における部連飛界の関与で位置付けについてお示しいただきたい。 ○ 地域産業費の預定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが親いので、都道府県が実行と関与については法律上の位置付けが親いので、都道府県が実としまであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 をのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
594	地域産業資源活用事 業計画の認定権限等 の都道府県への移譲	源を活用した事業活動の促 進に関する法律に基づく計 画認定権限を支援施策の財	全国水準でモデルとなり得る事業は、地域資源・人材に詳しい都道府県が主体的に関わることでより確保しやすぐなると考える。全国の中小企業・小規模事業者への普及に関しても、国の報告を義務付ければ可能になる。また、人口減少問題や地方活性化に取り組む地方創生を進めるためには、効率性よりも地方の創金工夫を引き出すことを重視するき局ではないか、本事業は経済産業の行政事業レビューにおいて、「廃止」判定が出されているものの、「ふるとと名物」の開発・販路開発を支援する新たな制度、企民制でもの。「ふるとと名物」の開発・販路開発を支援する形式を制度、企民制・対している。まさく地方が切磋琢磨し競い合って取り組むテーマであり、新制度の制度設計にあたっては地域の実情を把握している都道府県が実施主体となるようにすべき。	果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業 資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図 り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、 自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体		○ 9月3日(水)のヒアリングで聡明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。 ○ 地域産業貿惠の指定については都道府県が行うにもかかわず・その活用に係る計画設定は固が行い、都道府県の関与については沈律上の位置付けが弱いので、都道府県の販支務上も関与していという実情がある。そのため、運用改善を行った上で、都道府県外がより生体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

	担党市区				他体の記念			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
889	地域資源活用に関する 事務・権限の都道府県 への移譲	経済産業局等が行っている 中小企業やベンチャーの支 提、地域産業の振列声を学 官連携推進に関する事務・権限の56、地域資源活用 に関する事務・権限を都道 府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 景では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、 技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の 接、中心市街地の活性に等に関する事務を行っている。 一方、経済産業局においても、中小企業の 接、中心市街地の活性に等に関する事務を行っている。 このため、中心業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンス トップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域搭分担い手である中心企業への支援は、地域の情報やネット ワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道所景が一元的に積 砂に担うことにより、ワンストップで効果的、効率的に行うる。 こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限(中小企業による地域産業 資源を活用し手事業活動の促進に関する法律第5条(生規度する地域産業 資源を活用し手事業活動の促進に関する法律第5条(生規度する地域産業 資源を活用しき事業に動の促進に関する法律第5条(生規度する地域産業 資源を活用して事業に動の促進に関する法律第5条(生規度する地域産業 済度を活用して土地、土地、土地、土地、土地、土地、土地、土地、土地、土地、土地、土地、土地、土	中小企業による地域 産業資源を活用した 事業活動の促進に 関する法律第6条、 第7条、第15条等 地域資源活用新事	经济産業省、農林水産省	埼玉県	C 対応不可	「純埔産業資源活用申業計画の設定と補助事業の採択」 本事業は、国が全国的情点に立て、全国レベルの失物的なモデル申業を法律に基づき認定 は、精助金の経費で行っていることがあり、地域資源活用事業計画の設定申請において、制定 ・ 相関の表現を持ちていた。ことが、地域資源活用事業計画の設定申請において、制定 ・ 相関の表現を表現していて、全国レベルの失物のなどで、中央・ は は は は は は は な な な な な な な な な な な な
947	地域産業資源活用事 業計画の認定権限等 の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資 原本に対した事業と表面の会 通に関する法律に基づき、確 通道府県でかい在中東で設 環についな在中東で 事業が成立を対して中東で 計画の超記定権限財 所事業計画の超定権限財 を を が成立を は を は の に る の に の い の に の に の い の に の に の に の に の に	【制度改正の必要性】 地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域援興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。 現行では、国的計画承認手様が、概わ7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施定展開ができる。 【懸念の解消】 それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・植太していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が同一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。	中小企業による地域た 東震変調を開した。 事業の動の第26条 小規和列車等を活発像 小規和列連企業を が、規和列連を 東京の大学 東京の大学 東京の 東京の 東京の 東京の 東京の 東京の 東京の 東京の 東京の 東京の		中国地方知事会	C 対応不可	本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき設定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、補道府県の意見を付していただなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。 都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなべるため、全国水準で他の中小りまた、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の健康が同盟となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支険が生じる。 さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	軍点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
888	地域資源活用に関する	援、地域産業の振興、産学 官連携推進に関する事務・ 権限のうち、地域資源活用	展商工等連携事業については、平成26年7月現在すでに全国で621件が認定されており、必ずし4全国レベルの先端的モデル事業に限定しているとはもはや言えず、中小企業者と農林水産業者の経営力の安定及び地域経済の活性ににつながる事業については、積極的に支援していくべきと考える。都道府県は参議することにより、地域の実情・二人に応したきめ細かい支援が行え、実行性の高い能質制が開待できる。、「主鉄都道府県内上で情報で入り、「大きな地域を開から、「大きな地域を関し、これでは、土鉄都道府県内上で情報である。」と、「大きな地域では、大きな地域である。」と、「大きな地域である。「大きな地域である」と、「大きな地域である」と、「大きな地域である」と、「大きないる」」と、「大きないる」といる。「大きないる」と、「大きないる」と、「大きないる」と、「大きないる」といる。「大きないる」といる、「大きないる」と、「大きないる」といる。」といる、「大きないる」といる。「大きないる」と、「大きないるいるいる。」といるいる。「大きないるいるいる。」といるいる。「大きないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる	「地域東線活所に関する文庫は、御道所採の関守を理 化して地域の実体を適切に連携することによって、より効 が実施する事業と適切に連携することによって、より効 活用による事業の創出に関する事業との連携を図り効 定要を最大限に発揮する観かの問題があるため、自由 度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にする も、戦後の毎日であなせ去で、は、	提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「固が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例]を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道病疾の関与・位置付けについておい。○ 地域産業の付定については都道病疾が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は固が行い、和道病病の関係については法律上の位置付けが、弱いので、都通病疾が実験上も関与していという実情があ、そのこめ、運用収着を行った上で、都道病県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何が具体的な支障はあるのか。
947	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	源を活用した事業活動の促進に関する法律に考する法律にある。 地に関する法律にある。 帯道府県が指定する地域産業資源について域産業資源について域産業資源について域産業局の認定権限及でいる。 市事業計画の認定権限及源を都道府県知事に移譲する。	それぞれの地域資源を活用するという事業の性格上、全国的な視点でモデル的に普及、啓発を図っていくというより、地域での差別化・優越性を図ることが重要である。一定のレベルの確保が必要としても、国が運用指針等を示すことが重適済限間の情報共有の仕組みを構築することにより担保可能と考える。地域の実情や課題に詳しにおいて、都適所保が地域産業資源を指える起り起しが明持され、非効率の懸念は解消されると考える。 おお、現在の制度スキームにおいて、都適保限が地域産業資源を指定するともに、計画認定申請に意見を付すこととされており、都適保限の知見の活用が図られていること、甲戌の8年行政事業レビューにおいて「他の事業との連携的や自治体施策へ一任を検討すべき」とされたことを踏まえれば、平成27年度からの実施が検討されている「ふるとと名物に発生事業」においても、都道府保が主体的役割を担えるような制度設計が必要と考える。	化して地域の実物を適切に反映するとともに、都道府県 弥実施する事業と強切に運換するととによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業 資源活用に係る事象の創出に関する事業との連携を図 均効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、 自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体 にするか、都道府県に交付すること。		○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していたさきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった正実家における部連原衆の関与・位置付けについておよいにたされい。 ○ 地域産業の付定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが、朝いので、都道府県が実先も関与にていたり支債がある。そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

	AD other wife wat				turn o er tr			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
24	ものづくり高度化支援 1に関する事務の都道府 県への移譲	研究開発計画の認定業務 (申請等)付認定、計画を 対応等的基盤技術(忘及) 援事業等的基盤技術(高度)を 援事業等のオーニアップ 地域中小企業者をでして 一個、一個、一個、一個、一個、 一個、一個、一個、一個、 一個、 一個、 一個	【制度改正の必要性】 平成26年2月には、最新技術の動向を踏まえ、健康・医療、環境・エネルギーな ど需要側産業の視点に立った「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に改正され たところであるが、地域産業類、地域質素の活用など、地域振興の視点が欠 けている。そこで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の目的 に「地域接興」を加え、都道府県に権限を移譲して、地域のニーズに合った事業 を実施すべきである。	中小企業のものづく り基盤技術の高度 化に関する法律第4 条 戦略的基盤技術高 度を接事が必募 要領・交付金交付要 網	轻済産業省	愛知県	C 対応不可	中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、最が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としてより、単なるが、域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図らものである。したがつての認定等については、全国的視点に立つて、経済産業大臣の責任とされており、移譲できない。また、この法に基づ、補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない。
471	ものづくり高度化支援 に関する事務の都道府 限への権限移譲	「中小ものづくり高度化法」 や「戦略的基盤技術高度化 支援事業」への改善要望受付や相談 「中小ものづくり高度化法」 における研究開発計画の認定	ものづくり中小企業への支援策については、地方でも地域の実態に合わせて 行っているところである。地方で実施している施策との季離や補助の重複などが 生じる可能性がある。 「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定業務等を移譲すること で、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を 図ることができる。	中小企業のものづく り基盤技術の高速律 第 4条第3項、第5選 2項、同条第3項、第 11条から第13条	轻济産業省	神奈川県		中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度でと図り、表が国の制造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図らものである。したがってその認定等については、全国的視点に立って接済産業大臣の責任とされており、移譲できない。また、この法に基づく補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
24	ものづくり高度化支援 に関する事務の都道府 果への移譲	研究開発計画の認定業務 (申請受付、認定、計画変更 対応等) 「戦略的基盤技術高度化支 提採化、契約、事業管理、 環本等、管理、 「戦略的基盤技術高度化支 提採化、契約、事業管理、 「戦略的基盤技術高度化支 提採を第3等のフォローアップ 及び成中小企業を 表及び関係 者を対象とした「最略的あ 盤技術高度望受付や相談業 務等の種限移譲	ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切 に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、 より効果をしていることができる。都道府県が実施するものごくり高度化支援に係 る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に免損する観点から問 題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県全が か、都道府県に交付すること。 全国的な損力が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国 的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはない と思われる。	・ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が 実施する事実と適切に連携することによって、より効果 を上げることができる。都道府県が実施するものづくり高 度化支援に伝る事業の創出に関する事業への遺揺を図 り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、 自由度をできるだけ高かと上で、都道府県を実施主体 にするか、都道府県に交付すること。		
471	ものづくり高度化支援 に関する事務の都道府 県への権限移譲	「中小ものづくり高度化法」 や「戦略的基盤技術高度化 支援事業」への改善 要型 付や相談 「中小ものづくり高度化法」 における研究開発計画の認 定	認定等にあたって、国が全国的視点に立って基準を定め、当該基準に沿って都道府県 が事務を執行することは可能である。これにより、都治界県が実施する事実との選携も 行うことができる。」では、以事中的な効果をあげることができるようになるととは、 身近な都道府県窓口で事務を行うことで、中小企業者・小規模事業者にとっても利便性 なお、移賃と同時に補助事業については、都道府県を実施主体にするか、若しくは関 接補助先とするべきである。	・ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するものづくり高度化支援に保る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発酵する製品から問題があるため、自由度をできるだけ高かとして、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		

	AD play the AT				Auto o Er M			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
886	革新的なものづくりに チャレンジするための 試作品開発・設備投資 などの技術開発支援に 関する事務・権限の都 道府県への移譲	経済産業局等が行っている 中小企業やベンチャー 広学 援、地域産業の振興 企産学 官連携推進に関する事務・ 権限のうち、革新的なものづ (ソリニチャレンするための 以け上がサンジするための 試存新開発・設備投資など 事務・権限を都道府県に移譲 すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技 術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技規 開発・入村育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の割出等の支援 中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中心業余の支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネット ワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極 的に担うことにより、ワンストップで効果的、効率的に行える。 こうしたことから、革新的なものづくリニティレンジするための試作品開発・設備 投資などの技術開発支援に関する事務・権限(中小企業ののづくり基盤技術 の高度化に関する法体等4条第・項に規定する特定研究開発等計画等の認定 等と都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府 東に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由 度の高い制度とすること。)。 報路的基盤技術高度化と支援を乗業、サポーティング・インダストリー) 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた網院・企業間の連携支援 地域中小企業知り対度影響を見事業業情報を ものづくり中心企業・小規模事業者試作開発等支援補助金(ものづくり補助金) ものづくり・商業・サービス補助金	化に関する法律第4 条第1項、第5条第 1、2項、12条 平成25年度補正 中央の業・小規模事	轻済産業省	埼玉県	C 対応不可	中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための計置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、表が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。したがこの設定等については、全国的視点に立つて接済産業と区の責任とされた別、移議できないまた。この法に基づ(補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できないものづくり補助金、ものづくり・商業・サービス補助金については、補正予算に基づく経済対策の一環として、我が国産業の国際競争力の途化等を図るものであり。8月11日までに公募を終了(予定)。したがつて、令の執行に当たつては、全国の視点を要するほか、(補正という性格上、原則連続性を有さない事業であるため、)移譲できない
25	新連携支援に関する事 : 務の都道府県への移 譲	地域における関係機関との 家件発掘等に係る調整 新事業計画認定・承認に係る事 業計画認定・承認に係る事 補助金の交付・確定に係る 事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効 に組み合わせて、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ること であることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づ(きめ細かい支援を行う ことが必要である。全国的では最かあるとしても地域振興に関するものであるこ とから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	第12条 中小企業·小規模事	经济産業省	愛知県	C 対応不可	本制度は、中小企業の新たな事業活動の促進を図ることで国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり。施第の最進化がなされななるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者によってモデルとなり得る事業の確保が困難となりります。というでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般

	to the state of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
884	チャレンジするための 試作品開発・設備投資 などの技術開発支援に	経済産業局等が行っている 中小地域産業の振興、産学 官連携推進に関する事務・ 信服の35、革新的なものづ (リニテヤレンするための 以付上を明から、 が技術開発・設備投資など 取技術開発・設備投資など 事務・権限を都道府県に移譲 すること。		・中小企業に対する技術開発支援は、都道府県の関与 を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道 府県が実施する事業と適切に反映するとともに、都道 府県が実施する事業と適切に運携することによって、よ り効果を上げることができる。都道府県が実施する中小 企業に対する技術開発支援の適関をの連携を図 り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、 自由度をできるだけ高かと上で、都道府県を実施主体 にするか、都道府県に交付すること。		
21		案件発掘等に係る調整 新事業活動促進法による事	全国的な視点が必要である点に関して、経済産業局ごとに採択を行っている現状から見ると、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはない、本事家の目的を造脱することはないと思かれる。また、各部庭保税、地域の中小企業の一人不を踏まえ、独自の支援メニューに本事業を組み合わせて活用すること等により本事業の申請件数が増加することが期待できるのではないか、さらに、本事業の認定案件を見ると、経済産業局をまたいだ連携があることから、コア企業を中心とした執行を行うことにより、都道府県においても対応が可能であると考える。	の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する 事業と適切に連携することによって、より効果を上げるこ とができる。都道府県が実施する新連携支援に関する 事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から 問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道		

	相字本环				他体の記念			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
27	農商工連携に関する事 7 務の都道府県への移 譲	地域における関係機関との 案件本発電等に係る進法に係る 事業計画認定・承認に係る 事業計画認定・承認に係る 事務の全の交付・確定に係る 事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力 し、お互いの過余を活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の 開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細 かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関す るものであることから、自由度を高めて都道将乗に交付すべきである。	中小企業者と農林 心漁業者との連携に進 合事業活動(年第4 条)第5条 中小企業・小規模等 中小企業・小規模を 書等、 報刊策支援・ 事業 利力策支援・ 事業 利力策支援・ 事業 利力策支援・ 事業 利力	经济産業省、 農林水産省	愛知県	C 対応不可	ご指摘のような、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることという要件は法律等では求めておらず、事業計画認定に係る事務については、本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に委任しており、事業計画の設定を指動をの提択にあたり署金を行う基金費負金を構成する委員は、各経済産業局において各地域の外部有識者等から選出する等地域性や事業者の二一ズ等に配慮した運営を行うているとこ。また、各都道府県にて実施している農商工連携ファンド事業に対し、国が先進的なモデル事業の発掘・創出の観点から、地方では行うことの出来ない全国的視点の下で事業計画の認定及び補助金交付による支援を行う必要がある。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。
851	事務及ひ財源の都迫	農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等の二一 域の実情や事業者等の二一 ズを踏まえた支援を行うた。 現在、国が行っている。 業計画の種度及び射源を地方 へ移譲する。	展商工連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組むものであり、これまでの相談事例から、事業展開の加期段階から支援することが必要である。いいながら、国の事業計画設定においては、新商品の開発で完成には、地域性や事業者の二、不等が考慮することなどが要件となっていることもに、地域性や事業者の二、不等が考慮することなく毎日律に評価していることから、実も書者が申請を断念するケースが散見される。全国を見据えれ現についても、現地、連携体の現状を掌握している県などの地域行政の判断(審査会等や専門家の意見照金が必要である。設定実件が放の判断(審査会等や専門家の意見照金が必要である。設定実件がのより相談を書きましいては、農商工連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで「特別教育を付きなる」とは、といるといる。「規制を書きる」と、「特別教育を開発を有していることから、県段階で審査実施することで、「独議等の低することが、保護とない。」といる「大学教育を開発を指している」といる「大学教育を開発を指している。といる「大学教育を開発を指している。といる「大学教育を開発を指している。といる「大学教育を開発を指している。といる「大学教育を開発を表している」といる「大学教育を表し、「大学教育を表し、「大学教育、大学教育、大学教育、大学教育、大学教育、大学教育、大学教育、大学教育、	る事業活動の促進 に関する法律第4条		愛媛県	C 対応不可	売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なことは貴県の指摘どおりであり、貴県を始めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと思料されるが、農商工事機構集業計画の目標であら付加価値報や総売上高で発養国が実施することが適当である。また、本事業の執行については本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局に事務処理を委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う蓄を委員を受任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う蓄を委員を発しまい、会と経済産業局において当該地域の外部有識者から選出する等、地域事情に起しており、現分体制で得る不確はない。さらに、認定件数が年間の件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関連やの下ある。以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	生 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
2	農商工連携に関する事	地域における関係機関との 案件発掘等に係る調整 展商工部部定。承認に係る 事務 補助金の交付・確定に係る 事務の権限移譲	局等に委任されていることからすれば、都道府県に移譲することにより、さらに 地域の中小企業のニーズを踏まえたきめ細かい支援を行うことができるのでは	・展商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化 して地域の実情を適切に返映するとともに、都道府県が 実施する事業が可じ。運動するとによって、より効果 を上げることができる、都道府県が実施する最高工運機 に係る事業の創出に関する事業との連携を回り選集 最大関に発揮する観点から問題があるため、自由度を できるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、 都道府県に交付すること。		
85	に基づく計画認定等の 事務及び財源の都道	農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等の二一 域の実情や事業者等の二一 交換を、関が行っている。 表計画の認定や補助金の 採択の権限及び財源を地方 へ移譲する。	り効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創 出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるた	実施する事業と適切に連携することによって、より効果 を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携		

	in the state of							各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
982	農商工等連携促進法 による事業計画の認定 権限等の都道府県へ の移譲	農商工等連携促進法による 事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連 接促進支援制金の交付 に係る事務 について、関東経済産業局 及び関東農政局から都道府 県へ権限の移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。 の結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが教見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析で支援体制の構築が不分であることが原区である。国が知程行うている、人口の多い都心部における阪路開拓であることが原区である。国が知程行うている、人口の多い都心部における阪路開拓で表しまり、今後と継続した支援が必要である。しかし、産地における阪路開拓で地元の支援などの・ツグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも観し、都心と地元における阪路開拓で支援し、車線の両衛であり、そらに推進するべきである。そして、現状の方式では、一般の代制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見重しを求めるものである。施りな事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるながで、全国的には選集れている都連行に対しまっては必要な支援をするべきである。である。それまのは、日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	中小企業者と農林 漁業者との連携によ る事業活動の促進 に関する法律第4条		神奈川県	C 対応不可	売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なことは貴東の指摘どおりてあり、貴東を始めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと思料されるが、農商工事連携事業計画の目標である付加価値額や金利金の達成のためには都心部等への販路開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。また、本事業の執行については本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局に事務処理を委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において当該地域の外部有護者から選出する委員は、各経済産業局において当該地域の外部有護者から選出する委員は、各経済産業のより、現行体制で特に不備はない。さらに、認定件数が年間の件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要をより、都道府県での執行は極めて非効率的である。以上により、本事業は、引き続き固が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。
28	中小近条再生又接に 関する事務等の都道 応用への移譲	支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援機関 (中小企業再生支援協議 会等)の業務運営の適正化 や監督業務の権限移譲	【制度改正の必要性】 25年3月の中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、今後、地域における中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、今後、地域における中小企業金の経営成善・事業再生・集種転換等の支援の重要性が高まるものと考えており、地方自治体に権限移譲することで、より一層実効性のある施強展開が図られるため、CFL以即満付与を条件とする)また、下記の理由等から25年6月の全国知事会でも地方自治体への移譲を求がしている。「国の支援基準に入び再生支援を行うことから地域ごとに異なる運用となる余が出まとんどないこと」、「知見の集勢や情報共有は国でなても十分可能であること」、「債権者として直接資付や債務保証をしていることから債権放業には利益しても対応せざるを得ず、地方自治体が行う認定支援機関の認定や監督には影響がないこと」	産業競争力強化法 第127条、第128条	經済産業省 (中小企業 庁)	愛知県	C 対応不可	国が示す支援基準は、関係者間の合意形成や税制措置の適用を受けるための最低限のルールを示しているに過ぎない、他方、事業再生(私的整理)においては、債権者である全での金機関の合意が必要となる。当該実践基準を基本としつも、債権者である全金機関の合意が必要となる。当該実践基準を基本としつも、債権者である全金機関の合意が必要となる。当該実践基準を基本としつも、債権者である全金機関の金融が必要となる。対象が自然の企動を対していない部分による場合というであり、単に、支援基準に沿って事業を実施すればいちのではかい、でコルナテース・バイ・ケースの対応を事前に一ルール化することは困難。したがつて、支援基準に現立されていない部分において、地域に異なる運用が変えることで、債権放棄等の金融支援に応じることが基督等により地域に興なることで、債権放棄等の金融支援に応じることが基督等により地域に実施を選挙しているといるといるというで表別を表別である。また、地域事に異なる運用がなることで、債権放棄等の金融支援に応じることがなると、金融庁で国務等から認められている金融検査との取扱いばり無機を開発しなることを設備を対している。金融庁で国務等から認められている金融検査との取扱いは質出条件機能制度機能が取扱性の支援を表別である。また、地域事によりなを必要を表別である。また、地域事により大きが基準を表別である。といるの表別では、都に関係するのの機能者として、直接資付や債券接近を上、多大な影響を入び情報を要しまり、その機能をあるの地域を対した。といるの表別を記述されている。といるの表別を記述されている。といるの表別を記述されている。といるの表別を記述されている。といるの表別を記述されている。といるの表別を記述されている。といるの表別を記述されている。といるの表別を記述されている。といるの表別を記述されている。といるの表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	生 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
982	農商工等連携促進法 2による事業計画の認定 2 権限等の都道府県へ の移譲	農商工等連携促進法による 事業計画の認定業務 事業計画の認定業務 連接促進支援補助金の交付 に係る事務 について、関東経済産業局 及び関東農政局から都道府 県へ権限の移譲	地元の販路分析や支援体制の構築については、地域の中小企業や小規模事業者の 実情と――ズを把握している都道供解が、その実施する他の産業改策と連携させること によってより効果を上げることができるため、都道庁根実実施主体にすること。 都心部への販路開拓は重要であるが、事務権限を移譲したうえで、国と地方が連携 するべきと考える。従って、その重要性が故に国が実施することが適当ということには ならない。	・機商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化 して地域の実情を適切に返映するとともに、都道府県が 実施する事実施引に連携するとにはって、上が効果 を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携 に係る事実の創出に関する事業との連集を図り効果を 最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度を できるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、 都道府県に交付すること。		
21	中小企業再生支援に 関する事務等の都道 府果への移譲		反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業再生支援に関する 事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度 をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付する こと。	・中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる、都道府県が実施する中小企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高のた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		

	担党市区				他体の配体			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
768	中小企業再生支援に 関する事務の都道府 県への移譲	中小企業再生支援に関する、支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援 協議会等)の業務運営の業務運営の重正化や監督、時期の認定について、必要を 事業再生計画(第二会社)を 力、の認定について、必要と か企業庁(発売産業局)から各都道府県へ移譲すること。	[現行] 平成18年度から中小企業支援の業務については移譲が進められたところであるが、再生支援については中小企業再生支援協議会等(本県・神戸商工会議所)への国の関ラが残った状況にある。 【支障事例・制度改正の必要性】 夏旭し力計を受けて同法に基づいて定められた指針において、再生支援の体制構築のために、①国は地方公共団体は悪ないの構築に努め、②地方公共団体は変支技機関の事業の適切が運ごに向け、人材の確保に努めるととれた。助言・支援を持てきたされているものの、プロダウトマネージャー等の人選において、金融機関出身を行うとされているものの、プロダウトマネージャー等の人選において、金融機関出身を行うとされているものの、プロダウトマネージャー等の人選において、金融機関出身を行うとされているものの、プロダウトマネージャー等の人選において、金融機関出身を行うとされているものの、プロダウトマネージャー等の人選において、金融機関出身を行うとなれているものの、プロダウトマネージャー等の人選において、金融機関出身が懸念されるなど、県の方針と必ずしも一致しない。 基準企業形態も多種多様であるとともに地域性も流い中心を実施をは、である場であるが思される。とれるは、プロダクトマネージャー等は、自動作県が主体的に取り組む体制構築を必要がある。 各部道府県が中へ企業の支援やでいることは、プロダクトマネージャー等については上まる効果】 中小企業を観楽、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から見て、再生支援業務の人国の役割とするのは不合理であり、国施策と依託の支援内容には、公開がしまと様と、という、他の経営支援、展用支援との一体的な運用や財源の有効活用が可能となり、フンストップ総合支援体制能とないました。	中小企業基本法第 24条第4項 產業競 争力強化法第127条		兵庫県、京都 和歌山県 、徳島県	C 対応不可	総括責任者(プロジェクトマネージャー)の選任に関しては、認定支援機関である各都道府県の財団法人や商工会議所等からの推薦を受け、再生支援に関する知見や地域会能機関との連携等を重視しつつ、国が了承(追認)しているしの。また、運営上も、総括責任者権任か直接保険したの通り等を重視しつつ、国が了承(追認)しているした。また、運営上も、総括責任者権任な金融機関からの現内し向者を排除し、総括責任者権任な金融機関からの出内の場合、利害関係のなる条件担当から除外することを求めており、割関係が生じない仕組みとなっている。かかる取り組みもあり、これまで、総括責任者が金融機関に出身者であることをしても、はまることができないといった声が関こえできたことはないが、そうした恵見率があれば、真摯に制度等の説明をさせていた。ださいと考えているところ。また、再生支援は専門性が高い分野であり、他の中小企業支援とは性質を異にする。地域者に支援にあいることが極かて国際等の記明をさせていた。ことが極かて国際となると、金融機関に対して自殺等から認め、日本による、地域を観音を表して、自然情報を実等のといては、各地行ることも困難となるため、引き終を、自然の関与が必要となっている。 さらには、都道府県は中心学業者への債権者として、直接貸付や債務保証をしており、その債権者である部は府県小事業年と実施い着会も、利益相反が懸念され、適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難である。おが道府県との連携については、各中小企業者と大きに表しました。
29	地域間店街店住化に 関する事務の都道府 県への移譲	て行う、	【制度改正の必要性】 本県は毎年180近い商店街等に対して各種支援を行い、商店街等の現状を熟 知している。本県が当該事務の実施主体となることにより、県の持つ情報やネットワークを活用した円滑で効果的な事業計画及び執行を行うことができる。	商店街の活性化の ための地域住民の 需要に応じた事業活 別法律 第4保から第7名及 以地域等2条 第4保が条集自立促進 事業要綱	経済産業省	愛知県	C 対応不可	商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域発のかみならず、国家的税点からは使先順位の高いものである。中小企業基本法第20条においても「国」商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずらしたされている。 全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる・全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる・地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならでは、の取扱資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした光道的な取組事例を広く全国に展開させるためには、全国的に普及、近報を行っていたとが必要不可決しておいるでは、おけては、金里的に音なしたがので、全国の店店街について、衛助すの主ないで、金里的店店街について、衛助するととが可能であり、全国的は「報告報・アリークを持つ国が認定権者として適切であると考えいる。 ・福助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当でなお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその業権を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	生 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
768	中小企業再生支援に 関する事務の都道府 県への移譲	中小企業再生支援に関する、支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)を開発協置会事務連盟の承継方式)の認定にや認定について、必要と小企業庁(経済産業局)がらる人員、財政ともに、からといか企業庁(経済産業局)がらる。	業支援に取り組んでいる都道府県において、十分に対応可能である。	て地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を 上げることができる。都道府県が実施する中小企業再 生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発		
25	地域商店街活性化に関する事務の都道府県への移譲	域コミュニティの担い手」とし て行う、	地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に戻験するとともに、都道府県小策節する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県小策市さゆ地域南后活性化に関する事業との連携を図り効果を表大限、発揮する報点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携するととはこれで、より効 が実施する事業と適切に連携することによって、より効 発揮するできる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に 発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ 高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県 に交付すること。		

	相索索				他体の記念			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
638		地域商店街活性化法に基づ き商店街振興組合等が作成 可る認定権限を都道府県に移 譲する。	【制度改正の必要性】 地域商店街活性化事業を行おうとする商店街 地域商店街活性化法第4条において、商店街活性化事業を行おうとする商店街 張興組合等は、作成した商店街活性化事業計画について経済産業大臣の認定 を受けることができることされている。 同法第11条により、国は商店街活性化事業の促進を図るため必要な支援を行 うこととしており、国においては地域商店街への補助事業を各種実施しており、 上記の計画態定を受けた事業には補助率の満上げも行っている。 申請については、申請者(商店街)が直接国(経済産業局)へ計画書等を提出し 両者で内容を調整するため、限には、計画の最終薬について意見照会がされる のみである。 所店街活性化に関する事務は地域の実情にないた。根点が必要であり、都道府 祭において設定事務を行うことにより、市町村や都道府県が実施する事業と横 断的な連携を図るなど、計画実施の支援を進めることができ、商店街の活性化 を図ることが可能となる。	商店街の活性化の ための地域住民の 高動の促進に成した事業式 法律第4条、第11条	经济産業省	長崎県	C 対応不可	商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第20家においても「国は商店街等の活性化を固合ため、必要な金国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。地域商店街方程以上した「全国の商店街でとて参考となる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政策選を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした。進的の商店街話性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政策が書のでは、全国の商店街について「報告でのといる」と問いる。は、全国の商店街について「報告でした」のより、また、「おした」のは、全国の商店街について「報告でした」のより、日本のでは、本のでは、全国的、日本のでは、全国の市は、日本のでは、全国の市は、日本のでは、全国では、日本のでは、全国では、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の
668	域振興に資する事務の 希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望する指定市など は、希望する指定市など 地域に最も身近な基礎自治 体に移譲すべきである。	これまで国が実施していた施策の中でも、商店街の各種事業に対する補助(地域商業自立促進事業など、地域振興に資する支援事業については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。他の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体のな施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに行う必要な財源排衝に交付金)を選して頂きたい。工事内容に変更が成かよ場合等。申請者である商店街は不慣れで説明資料の地方に蘇門の合力体職員に問い合わせが別に資うの実情や工事の参望帰じている地方自治体職員に問い合わせが別に資うである商店街は不慣れで説明資料の地方自治体職員に同い合わせが別に資うである場合があります。希望する基礎自治体、地域所と場合があります。希望する基礎自治体が既存施策と一体的に中小企業無限に取り組むことができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。 近く中で、本種自治体が既存施策と一体的に中小企業無限に取り組むことができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。 が可能となります。 でき、中小企業に対して多くなり、地域商店街等に身近へ必要に対している。 活性化に加えて、全国レベルのモデルとして国内に変放できるような取り組みとなることも規格できます。また、地域振展に資する補助金の中でも、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについては、運用面で基礎自治体がより関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考えます。"	地域商業自立促進 事業費補助金交付 要網	経済産業省 (中/小企業 庁)	绿市	C 対応不可	商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を譲ずる」とされている。全国の商店街で入してもでは、企業の商店街で表退し地域経済の再生が国の政策として軍要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。地域商店街方後退し地域経済の再生が国の政策が選を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした連結では、国の政策が選を集中的には入して支援することとしている。また、こうした進命なる場合を必要不可欠である。こととしている。また、ごうした光道的な必要不可欠であるとたがつ能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えている。 場前事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。 都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街にといてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街についてはその実行を除し、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。

	10-1-1-7		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
638	地域商店街活性化法 に基づ(商店街活性化 事業計画の認定事務 の権限委譲	地域商店街活性化法に基づ き商店街振興組合等が作成 する商店街活性化事業計画 の認定権限を都道府県に移 譲する。		・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げったができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から開極があため、自由度をできるだけ、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		
661	8 域振興に資する事務の	で地域振興に資するものは、希望する指定都市など	少子化や高齢化が急速に進行するなかで、基礎自治体に対しては、地域特性を踏まえ、生活者のニーズに合わせた身近な商業機能の充実などが求められている。特に、商店街については、地域コミニテー技能やレーズに合うた商業機能の充実により、賑わいのある商店街づくりへの支援が求められている。そのような中、国が実施する地域商業自立促進事業等、地域振興に資する事業については、商店街を構成する商店主や商店街と深い開わり合いを持つ周辺の住民や自治会、中小企業等に身近で、かつ、地域内の商業集積地の状況に積温している業産自治体が、補助事業の設計や運用を担えるようになれば、自治体が持つ既存施策と一体的に地域の商店街活性に取り組むことができ、商店街に対して、タイムリーかつ分かりやすい施策策への活用を使すことができ、商店信対して、タイムリーかつ分かりやすい施策策へに活用を使すことが可能となると考える。また、商店省や関係機関、基礎自治体などがより一層、連携して取り組むことにより、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも制持できる。なお、地域商業自立促進事業のうち、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについても、運用面で基礎自治体がより関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考える。	か実施する事業と適切に連携することによって、より効果をもばることができる。 報道佐里が実施する 地域奈良		

	48 market				Aut o Fr Mr			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
764	地域商店街活性化法 に関する認定事務及び 4 地域商業自立促進事 業の補助金交付事務 の都道府県への移譲	地域商店街活性化法による 商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画 店街活性化支援事業計画 国立保護事業登積制設金の 文付事務を必要なる人員、財源とともに、国から都 道府県へ、移譲すること。	団体である都道府県が行う方が総合的な施策展開が望める。	地域商店街活性化 法第4条~第5条。 第15条、地域商業 可促進事業費補助 金交付要網	経済産業省	兵庫県、徳島 県	C 対応不可	商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家の形成点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第20条においても「国は南店街等の活性化を図らため、必要な施策を譲ずる」とされている。全国の商店街が登退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。地域商店街が住法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした地かの表すとなる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした地かの表すとなる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、これた戦争の表となる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政策資源を集中的に対しても、大き畑の市店街について「報味するとが可能であると考えている。
88	地域の商店街等の活 7性化支援に関する事 7務・権限の都道府県へ の移譲	経済産業局等が行っている 中小企業やベンチャーの支 生。 生。 生。 生。 生。 生。 生。 生。 生。 生。 生。 生。 生。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技 情間発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術 情間発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の支援 即参・人材育成率による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援 中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支 爰現していない。 上がし、地域配済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネット アークを有し、目倒から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極 的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。こうしたことから、地 域の商店街旁の活性化支援に関する事務・権限(商店由の活性化の生めの活性 域内商店街下の活性化支援に関する事務・権限(商店由の活性化の生める ま活、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである。 都道府 原に交付金として交付、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由 度の高い制度とすること。)。 商店街まちてくり事業、地域商店街話ではり事業、中心市街地活性化事業) 神域商業自立促進事業補助金 ものづくり・商業・サービス補助金	経票3年13年13年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3		埼玉県	C 対応不可	高度南は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても置 来なインフラであり、その活性化は地域経済のからなず、国家的特点からも最小機位の高いもの 原するとされている。 企園の商店を対象と地域接近のからなず、国家の特点からも最小機位の高いもの に関するとされている。 全国の商店を対象と地域経済のからなって、毎天なる「和田市ならでは」の原植を形字 を国の商店を対象と地域経済の場合とが国の政策して、長妻となる「和田市ならでは」の原植を形字 を場面の店店が出ることは、「銀の南店街」とって、毎天なる「和田市ならでは」の原植を形字 を製造園の構造性となった。「銀の南店街」とって、毎天なる「和田市ならでは」の原植を形字 をはな金額」展開させるためには、金田的に書意と「毎春を行っていくとか必要不可文である」と たかって、全国の高店街について「韓本寺するととは「中心も、また」これとは一条 はかるで、金田の高店街について、日本でまするととは「中心も、また」の表植を形字 を記念して、「本日の芸の店店は「一、中でますると」である。 はかって、全国の高店は「いって「韓本寺するととは「中心も、また」のまた。 第2条 第2年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 1

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
764	地域商店街活性化法 に関する認定事務進事 東の補助金交付事務 の都道府県への移譲	店街活性化支援事業計画 の認定事務及び地域商業 自立促進事業費補助金の 交付事務を、必要となる人	・国が認定する地域商業活性化法による計画及び採択する地域商業自立促進	・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に建持するととはって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する事業を回り連接を図り効果を長大限に 発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ 高か上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県 に交付すること。	市町村への交付分については、国の関与とは別に、都 道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事 発表はまの機力等への懸念すれることや、	
883	地域の商店街等の活 性化支援に関する事	経済産業局等が行っている 中小企業やペンチャーの支 標・連接性に関する事務・ 種関のうち、地域の商店街 等の活性化支援に関する事 が、種限を都道府県に移議 すること。	する取組を行い、にぎわい創出のイベントやまちづくりの取組等は、極力市町村 や地域住民、NPOなどの関係者を巻き込んで行う仕組みにする必要がある。 国庫補助事業採択時の地方公共団体への意見聴取は形式的なものにとど まっており、地域では本当に必要な取組を自ら考え実行していく運営力を欠き、	が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都資麻県が実施する地域商店 街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に 発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ 高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県 に交付すること。		

	担实市环				他体の記念			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
30	JAPANノラント 育成支)援事業の事務の都道 原門 への教諭	地域における関係機関との 家件発掘等に係る調整 補助金の交付・確定に係る 事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、複数の中小企業等が連携して、世界に通用するプランドカの確 支目指す取組みに要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の 海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興 に寄与することであることから、地方が地域の中小企業の二一ズに基づくきめ細 かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関す るものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	小規模事業者等 JAPANブランド育 成・地域産資源活 用支援補助金(地域 産業資源活用支援 事業)交付要綱	轻济産業省	愛知県	C 対応不可	本事業は、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上で、全国的視野に立ってプロジェクトを選定しているため、都道府県に本事実に係る事務を移譲した場合、我が国JJAPANプランドの普及推進に著しい支障が生じる。また、平成と万年度の本事実による支援件数は、全国で82件であり、最も多くの案件がある自治体でも9件にとどまり、微少な事務量を自治体に各類にて行うことは、行政が車の観点から悪く大学物であり、各自治体にとって、少ない案件数では海外展開支援のパウハウが蓄積し難く、引き続き国が一体的に支援を行うことが適当である。
261	新たな需要を創造する 新商品・サービスを提 供するための創業支援 に関する事務・権限の 都道府県に移譲	経済産業局等が行っている 中小企業やペンチャーの支 採、地域産業の振興、産学 言連携推進に関する事務・ 権限のうち、新たなで需要を 表 提供する下めの創業支援に 関する事務・権限を都道府 県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 累では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技 指開発等の支援を行っている。一条 経済産業局においても、中小企業の技術 開発・人村育成等はよる事業局度化や経営の向上、新事業の副出等の支援、 中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中心業への支援が実現して、国と地方に窓口が分かれており、ワンス トップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域接済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネット ワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積積 的に担うことにより、ワンストップで効果的、効率的に行うる。 こうしたことから、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創 業支援に関する事務・程限(中小企業の新たな事業の創出等)を都道府県に移 譲すべきである。 また、これに関する下記の補助事業等についても移譲すくきである(都道府 県に交付金として交付し、都道百県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由 地域需要創造型等起業・創業促進事業(創業補助金) 小規模事業者活性化補助金	則第231条19号等 中小企業の新たな 事業活動の促進に 関する法律第9条	軽済産業省 経済産業省 (庁)	埼玉県	C 対応不可	現在、創業支援については産業競争力強化法に基づく市区町村の創業 支援事業計画の認定や経営革新等支援機関の認定、商工会議所・商 工会を適じて、対象者にきめ細かい支援を効果的目の効率的に実施で きている。また地域需要創造型等企業・創業促進事業(創業補助金)は、新たに創業を行う者に対して、その創業に要する経費の一部を助成 する事業で新たな需要や雇用の創出を使し、しいては経済の活性を させる目的である。また過去。個公募で応募件数15,000件以上の事金を 実施した実績があることや、地域署査会による各地域に応じた署金や 全国審査会による事業者のレベル紙・を図る審査体制を限に要えてい る。これらを考慮すると既将スキームで創業支援を目指的に実施してい くこか効率的目立の実践が定めると思料、目を被き経済産業局が創業 支援に関する事務等を行うことが適当である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
30	JAPANプランド育成支援事業の事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との 案件発振等に係る調整 補本 事務の権限移譲	現状から見ると、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難に なることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。 また、各部道府県が、地域の中小企業のニーズを踏まえ、独自の支援メニュー に本事業を組み合わせて活用すること等により本事業の申請件数が増加するこ とが期待できるのではないか。	効果を上げることができる。都道府県が実施するJAPA Nブランド育成支援に関する事業との連携を図り効果を		
261	新たな需要を創造する 新商品・サービスを提 供するための創業支援 に関する事務・権限の 都道府県に移譲	経済産業局等が行っている 中小企業やベンチャーの支 援、地球産業の振興。産学 管権関の者事務を 権関の責む、新たな需要を 制提供する事務を 提供する事務を 規模する事務・ 場別する事務・ 場別する事務・ 場別する事務・ は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	等来計画の終定を経済産業前で行っているか、過と申刊で完結してようことなく、この地域で創業支援の実績のある県か中心に入ったほうが、広域的なネットワーク構築など横のつながり支援等をより効果的に発揮することができる。地域需要制造型等企業・創業促進事業、創業補助金)については、資金面で整理のある対象者支援として有効な施策であるが、創業前、創業等、創業後までのスパンで包括的支援を実施してきたのは県である。平成16年からの10年	・新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県外実施する事業と適切に反映するとともに、都道府県外実施する事業と適切に支映するまたな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をさる方に「海のト上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		

	In the state of							各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
888	問上会・問上会議所と	中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学 官連携推進に関する事務・	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技 指開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術 開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援 中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中心業への支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネット ワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極 的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権 限を都道府県に移襲すくきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府 県に交近とすると。)。 地域の対金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由 地域の活用市場獲得等支援事業		轻济産業省	埼玉県	C 対応不可	小規模事業者持続化補助金による商工会・商工会議所と小規模事業者が一体となった販路開拓支援については、商工会、商工会議所の全国団体である全国商工会連合会・日本商工会議所と連携し実施している事業である。その採択・執行に当たっては全国で必単性を確保した審査・執行体制を構築しており、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれかねず、移議できない。
942		「戦略的基盤技術高度化支 援事業」執行、フォローアッ ブ及び成果普及 等		弗IU宋弗I 垻、미宋	程済産業省	神奈川県	C 対応不可	中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものなくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。したがつその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大臣の責任とされており、移譲できないまた、この法に基づ、補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
888	商工会・商工会議所と 一体となった販路開拓 に関する事務・権限の 都道府県への移譲	経済産業局等が行っている 中小企業を楽やベンチャーの支 性の機能を関する事務・ 福振性進に関する事務・ 強調所と、なった原務開 括に関する事務・権限を都 道府県に移譲すること。	都道府県は地元の商工会・商工会議所、企業との距離が近く、補助金の執行 に伴う経営計画の策定や販路開拓の課題に対しても、横断的な対応が可能で ある。このように地域と結びつきの深い事業については、都道府県が担う方が適 当である。 補助金の採択・執行については、採択審査基準の明確化や事務執行マニュア ルの整備により全都道府県で統一したルールを構築でき、不公平は生じないと 考える。	域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施 する事業と適切に連携することによって、より効果を上 げることができる。都道府県が実施する販路開拓に関す る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点か		
942	新連携支援に関する事務の都道府県への権 限移譲	「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行、フォローアップ及び成果普及 等	「全国的視点」により全国画一的に国が事業を行うよりも、地域の中小企業を熟 知した都道府県が事業執行、補助会教行業務等を担ったほうが、後前から都道 所県で薬施している施策との参合性を図り、より効果のある支援策として展開す ることが可能と考える。 なお、移験に同時に補助事業については、都道府県を実施主体にするか、若しく は間接補助先とするべきである。	の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する 事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する新連携支援に関する		

	in the trans							各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
890	キの宣座しせ会成士	経済産業局等が行っている 中小企業やベンチャーの支 早、地域産業の振興、産学 宮連携推進に関する事務 権限のうち、中小企業・小規 模事業名の高庫及人材育成 支援に関する 議庁関「移権隊を 都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、 技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技 技術開発・対す商業による事業高度やや整営の自上、新事業の創出等の支 援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンス トップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネット ワークを有し、日頃から地域の中小企業と地質が深く都造所展が一元的に積極 的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・ 権限(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための 服用管理の必需の促進に関する法律第16条に規定する国の施策等)を都道府 展に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府 限に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府 限に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由 度の高い制度とすること、)。 中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確保・定着支援事 中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確保・定着支援事 中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者就職応援プロジェクトコーディネート等事業)	中小企業における労働から 働力の確保及び良 対な雇佣の機会の雇用 管理の改善の促進 に関 集 中小企材対策事額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	经济産業省	埼玉県	C 対応不可	一般に求職活動は、当該都道府県内に限らず、県境を越えて就職するケースも少なくない。他方求人も同一県内の者に限ることなく、優秀な人材を求めて広く行われる場合も少なくない。こうした観点から、地域中小企業の人材確保・定着支援事業においては、県単位を基本としつつも広域で事業が実施できる制度としている。また、今後は地域の人材を確保するため、Uいターンを含めた広岐的な人材活用に向けた事業展開も想定されるところである。また、中小企業新戦力発掘プロジェクト、新卒者就職応援プロジェクトについては、特に首都配、近畿圏におけるインターンシップについては県境にとらわれずに広域でのマッチングも存在するため、プロック単位で事業を実施しているところであり、効果的に事業が遂行できている。都道府県に委譲した場合、上述のような広域の人材確保・は困難となり、中小企業の人材確保も域内間における限定的なものとなる。したがって、当該事業については、国が補助事業等を行うことが適当である。
369	電気事業者による再生 可能エネルギー電気の 調達基に関付着特別措置 、 設轄告徴収及び立入検 査権限の移譲	電気事業者による再生可能 エネルギー電気の調達に関 する・物質・報告法に基づ代 等。 ・のでは、 ・。 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは と。 ・のでは と と と と と と と と と	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準して施策を請するとともに、その区域の実験は、成した能策を講定し、及び資施する資務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組合でも「エネルギーの合理した」者エネルギーのの登場に関すると対象的なが、表現では、一般である。というないない。というないない。これらの取組みをより効果的なのとするため、「電気事業者」とび記定発電波像を用いて再生可能エネルギーの音及、10施策の完実等に努めていて一番実の関連に関する特別計畫法に基づく、電気事業者及び認定発電波像を用いて再生可能エネルギー電客を保険として、都道府県に移域する必要がある。「投資を収扱して、都道府県に移域する必要がある。「投資を収扱して、都道府県に移域する必要がある。」「投資を収扱して、都道府県に移域する必要がある。」「投資を収扱して、都道府県に移域する必要がある。」「投資体である。と行を収取して、都道府県に移域する必要がある。」「投資体のなが実現すれば、再生可能エネルギーの普及代表の実践等を把でよる。まからの組接等に対し、都道府県においては、再生可能エネルギーの着及促進が開待される。民間事業者が、地方公共団体が対応で関係となることから、健全な再に可能エネルギーの普及促進が開待される。民間事業者が、地方公共団体が対応で可能となることから、健全な再に可能エネルギーの普及促進が開待される。民間事業者が、地方公共団体が対応で記述されている。「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれる」、「大学経済を持ちれば、「大学経済を持ちれる」を持ちれる。「大学経済を持ちれる」を持ちれる。「大学経済を持ちれる」を持ちれる。「大学経済を持ちれる。「大学経済を持ちれる」を持ちれる。「大学経済を持ちれる」を持ちれる。「大学経済を持ちれる」を持ちれる。「大学を持ちれる。「大学を持ちれる	電気事業者による再 生可能エネルギー 電気の開き る特別措置法第4 条、第5条、第40条	经济産業省	九州地方知事会	C 対応不可	以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対 の可能」である。 "電気事業者による再生可能エネルギー電気の譲遠に関する特別措置法(以 下、「同法」という、)第4条、第5条における電気事業者への指導・助言にそれ それ、特許性格者から特定を終め申し込みがあり、特定記録の円別法な締め ため必要があると認めるとき(同法第4条第2項)、特定保給者から認定発電 設備と電気工作物(電気事業業業工条第一項第16条1・規定)と電気に接 請することを求めたとき(同法第5条第2項)に行うことができるとされており、 ご要望の「地域における工み・オーク事及が実の場」に行うことができるとされており、 ご要望の「地域における工み・オーク事及が実のと課題等を推測・地域の実 情に応じた適切な対応」「民間事業者が、地元との調整を行わない」等に応じ で行うものではない。 また、同法第40条における電気事業者差しくは認定金電設備を用い、特定 供給者に対する場合を機関、地域の実情に応じ、定の法律を施行に必要な 限度において」に限定されており、ご要望の「地域におけるエネルギーの普及 状況や課題等を指揮し地域の実情に応じた適切な対応プし民間事業者が、地元との調整を行わない。等に応じて行うものではない。 なお、地方自治行政として、再生可能エネルギー発電事業者に対する指導・助言について、地方自治法に沿って条例を制定している自治体も存在し、現 行規定でも対応可能である。 ・また、系統連系に関しては、各都道府県にまたがる対応が必要となるため、 国が広域的な規定しては、各都道府県にまたがる対応が必要となるため、 国が広域的な規定し立って対応を行うことが必要である。 ・また、系統連系に関しては、各都道府県にまたがる対応が必要となるため、 国が広域的な規定し立って対応を行うことが必要である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	基本・中央の項目に対して 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
890	中小企業・小規模事業 者の高度人材育成支 援に関する事務・権限 の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている 中小企業を楽やベンチャーの支 情報推進に関する事務・ 標本の企業・小心企業・小利 規模基準に関する事務・ 構成表 が が が	人材確保・定着支援事業の実施を県が主体的に担うことにより県境を越えた就職支援が妨げられるとの指摘には阿ら根拠がない(国の出先機関もブロック単位であり、一定の所管区域という概念があるのは同様である。)。特に女性は、仕事と家庭の面立のため、自宅近で代制とこを希望している。現在、県が実施している同種の事業(合同企業認明会や企業見学/スツアーなど)では、参加者を保内在任名に限定することな、幅広ルマッチングを行っている。 また、産業、雇用、教育など全て包括した総合行政主体である県の方が、府省の縦割が登起えた機断的な事業展開も可能である。 この前とか中心業・小規模を乗者の高度人材育成支援に関する事務権限を直ちに都道府県に移譲すべきである。	成支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に		
369	法に基づく指導・助言、 報告徴収及び立入検 本権限の移譲	電気事業者による再生可能 エネルギー電気の調査に関する特別情報の表に基づ対 導・助言・報告徴収及び立 人検査権限を、並行権限と して、希望する都道府県に 移譲すること。	○「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた 適切な対応」等は、あくまで円滑に「電気事業者による再生可能エネルギー電気 の調達に関する特別措置法」(以下、「同法」という。第1条の目的である「電気 についてエネルギー服をしての再生可能エネルギー源の利用を促進」する機管 を述べたものあって、同法に規定された権限行使の要件を無視して移議を求め ているわけではない。 ○再生可能エネルギー発電事業を計画する事業者、住民から多くの相談等が 寄せられており、こうした実態を踏まえ、少なくとも当該相談等に対応するために は、地方自治体が関助する根拠として報告徴収、指導・助言の権限が必要するり、 地方側としても地方自治の本旨に従って同法の目的を達成したいと考える。 ○条例により対応が可能とあるが、事業者に対し法・条例双方の事務対応を求 めることは、事業者の負担増となることから、権限移譲、並行権限)による対応が 適当と考える。 ○系統連系に関しては、一の都道府県内で対応可能な個別事案については、 近接性の観点から、都道府県による対応が適当と考える。一方、各都道府県によ またがる対応が必要な場合等は、並行権限により国が対応することとしてはどう か。 ○「当該法令に基づき収集した事業者等情報には、情報公開まとしてはどう か。 ○「当該法令に基づき収集した事業者等情報には、情報公開まとして場所の情報 報的含まれる」とあるが、地方公務負法により情報と関したも守秘義務が課されており、一般国民への情報公開と同列に議論すべきではない。	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40 条を一体として検討する必要がある。	○ 9月3日(水)のヒアリングでは、再生可能エネルギー発電設備の認定基準は抹梢的な事項を定かたものであり、地域によって認定に差が出るものではなく、理論的には都道府県に移譲可能との話であった。権限移譲に向けた具体的な検討を早期に進めることに、スタンニールと明えていただきたい。〇 法の目的に「再生可能エネルギー源の利用を促進することや 地域の活性化」が規定されているとからすれば、9月3日(水)のヒアリングで静精能したより、免職を強の認定に当たて地元とからブルを防止し、服備者数するために地元調整の規定を置くことは法体系上、検討の余地はあると考える。9月3日(水)のヒアリングでは「軽茂産業の蓄強会で議論すること自体はやぶさかではない」との話であったため、具体的な議論を進めていただきたい。〇 事業者等情報が情報と関連することと、守秘義務が課せられている地方公共団体への情報提供を同一に考える必要性はないので、地方公共団体への情報提供の在り方の検討について、具体的に進めていただきたい。

	担实市环				他中の記念			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
507	可能エイルキー電気の 調達に関する特別措置 7法に基づく再生可能エ ネルギー発電の認定	電気事業者による再生可能 エネルギー電気の調達に関 する特別措置のに基づく、 再生可能エネルギー発電の 設定に関する事務を都道府 県に移譲	再生可能エネルギーで発電した電気を、固定価格買取制度を利用して電気事業者(電力会社)に売却するためには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6家に基づき、発電設備の設定を受ける必要がある。 の発電影像の影定の基準は、1.6検及と保守行うことを可能へから、1.6検及と保守行うことを可能へらない。1.6検及と保守行うことを可能へらない。1.6検及と保守行うことを可能へらない。1.6検及と保守行うことを可能へらない。1.6検及と保守行うことを可能へらない。1.6検及と保守行うことを可能の表する構造であること」、1.5検免を電影値であるとは、1.7k場がある。1.6検及と保守である本構造である。とりなど、もつばら技術的な観点から定められている。そのため認定を受けて使に、土地切っ土地の共和人にでいる。また、自治体にとつても、次のような課題が生じている。とはなく、もつばら技術的な観点から変われている。そのような課題が生じている。とはなく、1.0を引力を開発しませい。1.0を引力を開発しているが、地域の土地が用力によるが、4.0を引力に	電気事業者による再生可能エネルギー 生可能エネルギー 電機の調達に関す る特別措置法第6条		神奈川県	C 対応不可	以下の理由により、「C対応不可」ただし、一部において「D現行規定により対応可能」である。 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条(以下、「本条項」という。)に規定される再生可能エネルギー電気の発電の定在機の地方への移譲に関して、本条項により認定された発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担によりまかなわれることから、国が全国・律の基準で設定された発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担によりまかなわれることから、国が全国・律の基準で設定された必要であるため、本条項でも国による認定をうけるものとしている。・・設備認定の状況については、定期のに資源エルギー庁のHP(http://www.fite.goj/statistics/publics.phtml)において市町村別で公表されているところ。一方で、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報については、情報公開法との不開示情報に該当する情報が含まれるため、原則非公開としている。・・地域の土地利用計画等との整合性については、自治体によっては、地方自治法に沿って再生可能エネルギー発電設備に関する条例を制定し、その範囲において指導・助言などを行っている自治体もあり、現行規定でも対応可能である。
852	刊金文刊規則における 2事業採択及び交付額 配公等の報送店間。	における事業の採択や交付	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した彼の変更手紙に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を専业に制度スキームとはなっていない。 現行制度上、事業費の30%以上の増減がある場合には、それが入札減少金に 表ものであっても、事実内の変更について、大臣承認が必要とされ、事務手 続が煩雑となっている。 電源立地地域対策交付金支付規則第19条第3号に規定する交付金事業の変更 承認申請について、入札減少金の発生に伴うものなどについては県の裁量とす るよう権限を移譲する。 変更承認申請の省略化及び人札減少金等の余剰財源について、他の行政需要 事業への県の数量による売き行った上で、実績報告により額を確定する。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	電源立地地域対策 交付金交付規則第3 条、第19条	経済産業省 (資源エネル ギー庁)	愛媛県	C 対応不可	・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審査 主体が同一になることとなり、利益相反が生じることから不適当。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
507	スルギー発電の認定 特別等の都送の場	電気事業者による再生可能 エネルギー電気の調達に関 する特別措置法に基づく、 再生列能エメギー発電の 認定に関する事務を都道府 県に移譲	・再生可能エネルギー電気の発電設備の認定権限については、認定の基準が技術的なものであること、また、法律に基づき、国が定めた基準により都道府県加事が許認可等を行っている例はかなくないことから、移籍を求めているもの。 ・整備思定の状況については、市町村別の認定体数、認定容量等が公表されるようになったが、認定された・発電設備により発電された再生可能エネルギー電管は、広の自日、日の負担により備われることを考慮すれば、事業者の名称を含む詳細な情報を地方団体に提供すべきである。 ・再生可能エネルギー発電設備に対する条例制定の先行事例については、景観上の要請に基づき制定された事例があるが、景観上の要請ならば、その地方独自の問題であることから条例対ちる表が表は明得がが、景観上の要請ならば、その地方独自の問題であることから条例対ちる表が表は明得がある。最近と今時後に大阪により書様的に大阪には、日本版との情報に大阪には、日本版との行われ、その結果、整合性を欠きトラブルが生じるといった状況は、全国共通の問題であり、地方自治体それぞれの個別条例に委ねるべきではないと考える。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、移象については、第4条、第5条、第6条、第40 条を一体として検討する必要がある。	○ 9月3日(水)のヒアリングでは、再生可能エネルギー発電設備の認定基準は技術的な事項を定めたものであり、地域によって認定に差が出るものではなく、理論的には都道府県に移議可能との話であった。権限移議に同けた具体的な検討を早間に進めることとし、スケジュールを明示していただきたい。〇 法の目的に「再生可能エネルギー薬の利用を促進することや「地域の活性人が規定されていることからすれば、9月3日(水)のヒアリングで御指摘したおり、発電投資の認定に当たって地元とのトラブルを防止し、設備を意义するために地元課を列規定を置くに当法体系上、検討の余地はあると考える。9月3日(水)のヒアリングでは「経済産業省の審議金で議論すること自体はかぶかではない」との話であったため、具体的な議論を連論することと、守秘義務が、課せられている地方公共団体への情報提供の正明示情報に該当することと、守秘義務が、課せられている地方公共団体への情報提供の一に考える必要性はないで、地方公共団体への情報提供の在り方の検討について、具体的に進めていただきたい。
852	刊金文刊規則における 2事業採択及び交付額 配公等の報道疾順。	にわけて本業の揺れらたは	利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生による事業表で認め30%未満の場合でも、変更申請の後、交付金対象事業の内、別の事業に充当できるようにするなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き続き、制度の改善・拡発について検討いただきたい。	・电源二法寺による父刊 並制及 2 特別指直に づいし		

	相字市环				制度の記録			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
854	地域共生交付金交付 4 規則における事業採択 及び交付額配分等の	原子力発電施設立地地域 共生交付金における事業の 採択や交付額の配分などの 構取や整道府県に移譲す る。	東亜事業にカンスキヂ カけ明度額じたけのカけが受けれたい	地地域共生交付金 交付規則第3条、第9	経済産業省 (資源エネル ギー庁)	愛媛県	C 対応不可	・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審査 主体が同一になることとなり、利益相反が生じることから不適当。
858	大竹焼削における事業 5 採択及び交付額配分 等の都道在門への移	ける事業の採択や交付額の	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び-旦国へ事業計画を提出した後の変更手紙に柔軟性を欠など、地方の自由裁量を専止た制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入 出演全が生じ、執行額が事業ごとの計画部を割り込んだ場合には、他の行政 需要事業に充当できず、交付限度額どおりの交付が受けれない。 核燃料サイクルを付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を 移譲する。 地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度 度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	核燃料サイクル交付 金交付規則第3条、 第8条		愛媛県	C 対応不可	・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審査 主体が同一になることとなり、利益相反が生じることから不適当。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
854	原子力発電施設立地地域共生交付金を行う。 地域共生交付金を行う。 設成におけるでは一般である。 及び交付額配分等級 都直府県への移譲	原子力発電施設立地地域 共生交付金における事業の 推膜を都道府県に移譲す る。	利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生により、 執行額が事業ごとの計画額を割り込む場合には、交付金対象事業の内、別の 事業に充当できるようにするなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。	・電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能 となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。		
851	核燃料サイクル交付金 交付規則における事業 採択及び交付額配分 等の都道府県への移 譲	配分などの権限を都道府県	利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生により、 執行額が事業ごとの計画額を割り込む場合には、交付金対象事業の内、別の 事業に充当できるようにするなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き続き、制 度の改善・拡充について検討いただきたい。	・電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。		

	AD other size of E				turt o er tr			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
496	産業財産権に関する確認事務(中小企業に対する特許料軽減申請の受付と確認書受付と確認書受付の都道府県への権限 移譲		当該事務は、「産業技術力の強化を図る」という趣旨のもと定められているが、 産業技術力の強化は地域ごとに図るべきものであることから考えると、本県での 特許料の納付着予等の事新についても、地域の財力等に応じた事務を行った方 が、事務の効率化が図られ、かつ、相談等に係る移動時間の短縮につながるも のと考える。	產業競争力強化法 第75条	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	守秘義務及び他の出願人との公平性等の担保(出願人になり得る機関が出願公開前の未公開情報等を用いて当該事務を行うこととなるため)が困難である。 らに、産業技術力強化法の軽減措置において地方自治体は当該事務の申請者になり得るものでもあり、利益相反の観点からも地方自治体に当該事務を襲することは困難である。また、地域の独自性を設まえた当該軽減措置以外の更なる支援(知的財産権に関する性制的接等を実施することは可能であり、既に実施している地方自治体も存在している。なお、特許科争の軽減措置に関する事前相談については、各都道府県に設置している知財総合支援窓口において実施している。知財支援総合窓口一覧 (http://www.jpo.go.jp/torkumi/chushou/chizai.mado.htm)
495	産業財産権に関する相 談事務(知的財産権に 関する相談受付、説明 会)の都道府県への権 限移譲	説明会の開催等 (相談業務については、未 公開情報(出願公開前情報 等)を用いた相談対応や、産 業財産権申請を円滑に行う	当該相談事務は、弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、 特許庁で行う方式書査に向けた相談業務を行っており、相談業務に際して未公 開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うこともある都道府県が同様 の業務を行うことは公平性の確保に着い、立度があるとの懸念が考えられる が、未公開情を用い、右側を用い、有機が行ったとしてもなんら公平性を 書することにはならず、むしろ、都道府県で行うことで相談者の相談等に係る移 動時間の短縮につながるとともに、事務の効率化も図られると考える。	知的財産推進計画	经济産業省	神奈川県	C 対応不可	・知的財産権にかかる相談業務については、既に各都道府県の中小企業支援センター等を活用して、委託により相談業務を進めているところ(全国の7個所に知財務と会議の部所情報がを用いた相談対応」については、特許法の規定により第三者に提供できないため、相談対応することはできない。 ・また、申請書類の確認など形式的なチェック等については、上記相談業務でも対応している。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
494	産業財産権に関する確認事務(中小企業に対 する特許料軽減申請 の受付と確認書受付 の都道府県への権限 移譲	特請料又は審査請求料の 軽減措置を受けようとする 一定要件に診断で機関の 定を外に設置される機関 素や尖関体に設置される機関 関)からの事前相談の対応 をはじめ、提出された軽減 申請の内容(要件)について 確認(不備がある場合の訂 正等の対応を含む)、申請 者への軽減対象者 の確認書の交付	地方公務員には地方公務員法による守秘義務が課せられており、公平性の担保に支 隙はない。 地方自治株の申請については、国又は第三者がチェック等を行えば良いと考える。 特許料軽減申請の受付及び確認書受付等の事務を、地域に身近な都道府県が実施 することで、申請者の利便性が向上する。	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。		
493	産業財産権に関する相 談事務(知的財産権に 関する相談受付、説明 会)の都道府県への権 服務譲	(相談業務については、未	「木公田/[情報]を用いた相談未務に入いては、地方公務員法の寸極義務の点から公平 性を害する恐れはなく、法律改正等により第三者に都道府県を含まないよう措置すべ	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式		

	48 market				Auto a Fritt			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
474	的な計画に係る国の同意協議の見直し	・企業立地の促進等による 地域における産業集積の形 成及び活性に関する法)の 第5条2項号、68議及 投行の国意と移大日との協議及 びその同意とついて廃止 し、2項7号、0号についなよ は、2000年の出版を である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	企業立地促進法第5条2項の各号の内容について、同法第5条1項に規定されている主務大臣との協議及び同意に、およそ一ヶ月程度の時間を要するため、経済状況に適応した迅速な基本計画の策定の支障となっている。協議会で承認を得ている計画の策定やその変更に対しての事務が頃雑で、時間がかかっている。法第5条4項による計画の策定やの変更に対しての事務が頃雑で、時間がかかっている。法第5条4項による計画の策定や法第6条の変更の場合、協議及び同意に向けての段取り上て、主ず協議会での承認、無警への法定協議が行われ、関東経済産業局へ事前に家変更率を提出、次に家定要更多に基づき本省協議が行われ、関係各省の事前協議を経て、ようやく正式な変更協議書の提出が可能となる。そこから更にまた協議を経て、ようやく正式な変更協議書の提出が可能となる。こから更にまた協議を経て、ようやく正式な変更協議書の提出が中能となる。をでから更にまた協議を経てことがあり、これでは、タイムリーな計画策定との意との場所では、法第6条の変更についてであるが、平成26年3月に協議会の承認を得たにもかかわらず、定められた国との協議を経たことにより、正式な協議書の提出が平成26年7月になっており、主務大臣の同意は平成26年3月の予定である。この変更内容は、基本計画の中から、市の財団が行っている事業更に半年近くの時間を費やし、協議金の会員である各市前の長の印を集め、さらに関係省作数分の大臣の同意を得る必要がある。地方が定め、地方が行3計画であるにもかかわらず、このように主義大臣との協議及び同意を得るとが核状況に適応した迅速な対応の支険となっため、協議及び同意を廃止し事後報告・届出・通知等で対応することで良しとすべきである。	企業立地の促進等 による地域における 産業集積の形成及 び活性化に関する法 律第5条		神奈川県	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他 の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自 治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよの記億 するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進(に向けた取組 に対して、工建立地法の特例措置、抵利競債、施設整備制制等を譲じて対し、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。
593	企業立地促進法に基 づ、産業集積の形成又 は活性化に関する基本 的な計画に係る国の同 意協議の見直し	企業立地促進に関する権限 について、同法第5条におい て都道府県が作成すること とされている産業集積に関 する基本計画に係る国の同 意手続を廃止、簡素化する	計画を策定後、国の各関係省庁における同意の手続に相当の期間(3ヶ月程度)がかかっており、立地企業の産業活動をその間待っていただくなどの支障が生じているところ。なお、義務付け・枠付けの事体欠月直しにおいて提出書類の簡素化が行われたが、本手続きにより地域の強みを活わしたスピート窓のある産業の発展を阻害することのないよう、国への事前届出とする等、手続期間を短縮するとを求めるもの。また、地方分権改革推進委員会第3次動告においては、同意を要する協議が許容される場合として、「法制度上当然に、国の税制・財政上の特性措置が講じられる計画を策定する場合が示されているが、本法に基づく関係上の課税の特別、国から増加金(人材育成に関するもの)は平成26年4月から廃止されるご会が、国の関与を少なくすることを求めるものであり、国関係機関による確認の機会は、事前届出により担保できると考えている。	企業立地の促進等による地域における 産業集積の形成及 び活性化に関する法 律第5条	经济产業省	京都府、大阪府、鳥取県	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう部度するためののである。また、企業立地促進法では、国の国意省代主義本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設機構制等を講じて対り、国として財政上等の措置を実施していたため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	軍点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
47-	でく産業集積の形成又 は活性化に関する基本 的な計画に係る国の同 意協議の見直し	・企業立地の促進等による 地域における産業集積の形成及を活性化に関する法律 (成及後、企業・銀・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・	計画の東定や変更に関する協議及び同意に時間がかかりずきるため、経済状況に適 応した迅速な対応ができないことが支障となっている。 その改善のためには、個々の項目について確認が必要な理由を明らかにしたうえで、	・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議 同意については地方分権改革推進委員会第3次動告を踏まえ、法制度上場然に、国の動制・財政しの特別措置が講出られる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を繋付けることなる場合であって、国の施策を会性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく実際が生ずると認からある場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。		○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にあるとおり、現在の形でた剣度活用や投資計画を断念する企業が出てくるだどの支障が生じているため、選用改善を行うへきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか、、選用改善を行うへきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか、にの場合の特別・〇 「財政上等の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小人等の情報を対して事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても結婚保険が表としても例もあり、また、国が基本計画の内容と担保する方法としては、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象反域が一都道府保川(留書る場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか、【同意事項的需集化】 ○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次動造において、メルクマール非該対(廃止)や事後報告等にするとまれるあらかと的国において必要な確認す項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
59:	企業立地促進法に基 づく産業集積の形成又 は活性化に関する基本 的な計画にある国の同 意協議の見底し	企業立地促進に関する権限 について、同法第5条において、同法第5条において、同法第5条は、日本 部道府県が成すること とされている産業集業に関 する基本計画に係る国の同 意手続を廃止、簡素化する	国の確認の廃止を求めているものではなく、平成26年4月から国税の特例及び 国補助金が廃止されていることから、事前届出制に変更する等手続の簡素化を 求めているもの。 企業立地においては、事業を展開するスピードが重要であることから、地域の 実情に合わせた迅速な施策展開を図るため、提案に沿った見直しをすべき。	・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議「同意については地方分積改革推奨委員会第20動告を設まえ、活制度上当然に、国の税制・財政上の特別指置が譲じられる計器付けることなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支降が生すると認められる場合に保み事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの促案にもあるとおり、現在の形でも制度法用や投資計画を断きる企業が出てるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移録などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合向か具体的な支閣はあるのか、[同意権限の移跡論] ○ 「『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新活でよ事業活動の促進に関うる法律(平成1年法律第18号)における経営が新聞立た。本業活動の促進に関づる法律(平成1年法律第18号)における経営が新聞立と、他の法律においては対し条の制造が不足ものでは、事後囲により不備がある場合に是正文束の名等の方法もあるため、工は、事後組出によりイ備がある場合に生文束の名等の方法もあるため、計画の対象区域が一都造府県内に留まる場合など、一定の場合に都造府県に同意権限を移することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 (同意事項の簡素化) ○ 法第16祭第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革権違委員会の第3次動告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかしめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か異体的な支障はあるのか。

	All of the All				Auto a Fritt			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
807	企業立地促進法に基 づく産業集積の形成又 に活性化に関する基本 的な計画の策定主体 及び大臣協議の見直し	共同して基本計画を策定することとなっているが、「市町村のみで策定」できることすることま本計画の対象地区が一つの都道府県内に留まる場合を除りには、法第5条第1項に定める「主務大臣への協議同意)」は、「知事への協議同意)」は、「知事への協議同	に2~3月間の時間がかかる。	企業立地促進法第5 条第1項	经济産業省	兵庫県、大阪 房水馬取県、 徳島県	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他 の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自 治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよの記慮 するためのものである。また。金業立地促進法では、国の同意を得た基 本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組 に対して、正立地法の特別措置、抵利融資、施設整備制助等を誤して対し、正対して、工場立地法の特別措置、抵利融資、施設整備制助等を誤しており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。
962	づく産業集積の形成又 2 は活性化に関する基本 的な計画に係る国の同	企業立地の促進等による地 強における産業集積の形成 及び活性化に関する法律の 規定による。基本計画に係 る国の協議、同意の廃止	都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。 国との協議や意見の調整に6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支 障となっている。 地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すとい う法の考え方によれば、都道府県に市町村等が協議して策定する「基本計画」に 国の同意を義務付ける必要はない。	企業立地の促進等 による地域における 産業集積の形成及 び活性化に関する法 律第5条	経済産業省	中国地方知事会	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地の特別措置、抵利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していたが、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	乗点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
80	企業立地促進法に基 づく産業集積の形成又 7 は活性化に関する基本 的な計画の策定主体 及び大臣協議の見直し	合(全域にわたる場合を除く) には、法第5条第1項に定め	・国の他の政策等との整合等について事前の確認が必要とあるが、国が事前に必要となる事項について基準を示し、それを受けて都道府県が確認することで足りる。 「国として財政上の措置を実施していくため、(事前)確認が不可欠との回答は、企業立地促進法第1条の規定「地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずる。」に沿ったものとは言えないのではないか。	・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議 同意については地方分権改革推進委員会第3次動告を踏まえ、法制度上場然に、国の動制・財政しの特別措置が講じれる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を繋行けることなる場合であって、国の施策を合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく実施が特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支施が事後報告に移行するべきである。それ以外についても、投案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。		○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の影になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てるどの支障が生じているため、選用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 「同意権限の移譲」○ 「財政上等の情量」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画のより、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあったの、計画の対象と扱が一都道府県八間まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な文障はあるのか。 「同意事項の簡素化」○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分を確認することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な文障はあるのか。 「同意事項の簡素化」○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次動台において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にするときされた事項が未だ多で存るところ、あらかしめ国において必要な確認す項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
96	づく産業集積の形成又 2 は活性化に関する基本 的な計画に係る国の同	域における産業集積の形成 及び活性化に関する法律の	現在、国内企業の拠点集約を含めた再編や海外立地を見据えた立地競争の中において、企業への迅速な対応は重要な課題となっているが、地域活性化基本計画の策定から温とのは観かを見見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 県が行う基本計画の販定にあたっている。企業立地促進法、及び国において各名との調整の結果定めた基本方針にしたがって策定を行っているものであり、国の政策を必整合性は取れている。また、当地の地域活性化協議会に主務省庁である経済産業名の地方経済産業局から出席をいただき、意見、確認等を頂いており、国への協議、同意は必要という点に関しては、同意ではなく、県における基本計画変定後、速やかに周田と行うことで対応可能であるなく、県における基本計画変定後、速やかに周田と行うことで対応可能であっなが、基本計画に則った県の企業立地促進への取組に対する国の財政上等の措置については、県における企業立地制度・専業原任計画の承認実建や、地域の支援要望を国において把握することにより適切に措置することが可能である。	・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議 同意については地方分積改革推進委員会第2次動告を設まえ、結構定 当然に、国の散射・財政上の特別措置が譲じられる計器をする場合が、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性等特に確保しなければこれらの施設の実施に著しく更は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、定なの提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断きする企業が出てるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移域などの更なる制度改正を行うへきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか、【同意権限の移譲】 ○ 「可財政上等の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関するが建(平成1年法律第18号)における経営事新計画成と、他の法律においては財政上等の計を法律第18号における経営事新計画成と、他の法律においては財政上等の活を力を大きないでは、事後国出により不備がある場合に是正定求める等の方法もあるため、目面の教案区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。【同意事項の簡素化】 ○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革権より表し、または、事業のの第3次動告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかしめ国において必要な機能等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかしめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

	AD rely size wat				hit o Fr ht			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
366	工場立地法等4条の2 の競地面積率等に係 る地域学則の条例制 該議	工場立地法第4条の2の緑 地面積率等に係る地域準則 の条例制定主体への「町 村」の追加を行う。	【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の29 項項により都道府県が、第2項により基礎自治体である飲金指定都市。市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。 市までは移譲済みであるところ、町村だけを除守する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘数につながるメリットもあるなお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移域はできない、限の条例でのみ定めることができる事務。 【具体的支障事例】 本果では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地技の特定工場が立地にしている町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘数等の取組に支障がある状況である。 【課題の経済策】 このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。	工場立地法第4条の 2	轻济産業省	広島県	C 対応不可	工場立地法の権限移譲については、平成22年に開議決定された「地域主権戦略大綱」に基づて「地域の自主性及び自立改を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「衛村」については、行政規模(行政コスト、行政効率等の観点から、「場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。
715	工場立地法第4条の2 の緑地塩類の緑地塩類の 大型地塩類の 大型地塩類の 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型	面積率等の規制緩和に関す る地域準則の制定権限を、	【支障等例】当町に唯一存在する工業団地「新潟東港工業地帯」は概ね分譲済みであり、聯接地に事業用地を求めることが困難な状況、今後同工業団地において更なる事業拡大を望む特定工場に対する行政側の支援策としては、緑地面幕率の提和による智慧が勇夫かれるが、上野立地法の地球車割削定に係る事務権限は都道府県が有しているため、町村における年期制定に存立い。緑地面積率についたよるを基が秀夫かれるが、工場では、東立地促進法等い多の規定により特例措置を実施する工場立地促進法等い多の規定により特例措置を実施さらたよれるため、同法の実施要領においては、第10条に規定する工場立地法の特例措置が実施された場合、場当程度の効果で見込まれるそのとされてい、成立地企業の同一般を向工業団地の拡張計画はないため、今後の表とれるそのとされていた。同工業団地を企業立地の振飛計画はないため、今後の表えれるを貸ば、成立地企業の同一般を向工業団地の拡張計画はないため、今後で表える。以上のことから、同工業団地を企業立地を指出しの事点保護区域に指定し、緑地面積率の服用を入せるといるといる。同じまると考える。以上のことから、同工業団地を企業立地を基本計画上の事点保護区域に指定し、緑地面積電の観報を図ることは不適当であると考える。またの主意では一般では、環境保全を図りつつ適正に工場立地が行われるようにすることを目的とする工場立地法の終めりつう適正に工場立地が行われるようにすることを目的とする工場立地法の対しまった。また、移る対立地法における地域半期の制定による特別措置を行うことが直当と考える。また、移る対失実現した際には、環境保全を図りつつ周囲の環境と調和の取れる範囲で積極的な企業支援施策を図ることで、より地域の自主性を発揮することができる。	工場立地法第4条の 2	经济产業省	聖籍町	C 対応不可	工場立地法の権限移譲については、平成22年に開議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次・括法)において、市まで概念を移譲するのはを行ってきたとうである。 間村 川 こいては、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	是案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
366	工場立地法第4条の2 の総地面積率等に係 の総地面積率等に係 のと が で 程限の町村への移 譲	工場立地法第4条の2の緑 地面積率等に係る地域準則 の条例制定主係の「町 村」の追加を行う。	地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲している 中、面積要件の判断が可能になることで市町が一体的に法運用できるようにな る。 同法の目的は、工場周辺地域の生活環境の保持であることからも、より住民 に身近な行政主体である基礎自治体に於いて、地域の実情に応じた適切な判 断が出来るようにすべき。 「行政規模、行政コスト、行政効率等の観点」をもって、市には移譲適当、町村 には移譲不適当とする考え方は、合理性を欠く。 当該事務処理に当たり特別な資格や知見が求められていない中では、希望す る基礎自治体が処理できるようにすべき。	・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域 準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。	【全国町村会】 地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り 総も町村においては、市と歴色の奴は総体制を必 たから、必ずしも行政規模をの奴はから、町村に権限を 移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がな い、地方創生が内閣の登重要課題となっていることからむ、 地方の世界は一般表を移進し、地域の実情にあわせた 独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう 前向きに検討すべきである。	○ 聖難町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手撃げ方式等により条例物定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 聖職町のように、対象となる工乗団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地定遇法第10条に定める工場立地はは同時例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たぎ、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域半則に係る条例制定権限を移譲するべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのの。 ○ 9月19日(金)のピアリングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的におめり得ら比のことだったので、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも急い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していただきたい。
718	の緑地面積率等に係 る地域準則の条例制	面積率等の規制緩和に関す る地域準則の制定権限を、	当町においては、工場立地法における特定工場が約30社立地している。特定工場と同等の数値ではないが、平成24年工業統計調査における事業所数をみると、既に地域準則を制定している市のうち、北海道江別市、受知県知多市、島根展安末市などが当町の事業所数と類似しており、「町村」であっても「市」並みの立地件数を有していると言える。 動町が有する工業用地については概和赤却済みであり、現在、立地している企業が、更なる事業の拡大や施設の更新・立て替え等を行う場合には、隣接地官等を検討する際には、緑地面積率等の規制により、企業の新たな設備投資に対する服富の要因となる窓れがある。 当町とけては、日本戦争等の規制により、企業の新たな設備投資に対する協関には、緑地面積率等の規制により、企業の新たな設備投資につけていきたいと考えており、この課題を解決する施策の一つとして緑地面積率等に関する地域を関いでは大きたいと考えており、この課題を解決する施策の一つとして緑地面積率等に関する地域を関い制度に関する地域等関の制度を解決する施策の一つとして緑地面積率等に関する地域等関の制度を展りまする緑地面積率等に関する地域等の制度を保険する場合では、北、環立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の移譲を受けることで、地域の実情に合わせた独自の条乗の条例制定権限の移譲を受けることで、地域の実情に合わせた独自の条乗の条例制定権限の移譲を受けることで、地域の実情に合わせた独自の条東立地法第7条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の移譲を受けることで、地域の実情に合わせた独自の条束立地接近の集団にきるより地域の自主性が発揮できると考えるため、同権限の移譲をお願いしたい、なお、本程案については全町村に対しての一律の権限移譲ではなく、「手挙げ方式」により発生する面村への権限移譲を求めるものである。	・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域 準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。	組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を	○ 聖龍町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を即れて制定する必要がある場合がある。こうに場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支線はあるのか。○ 聖龍町のように、対象となる工業の間とはほぼ分譲済み等の理由で、企業立地接近後第1条に定める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法に一般が単準則に係る条例制定権限を移譲するべきであるが、この場合何か具体的な支線はあるのか。○ 9月19日(金)のビアリングにおいて、町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったので、上述のような町村も存在すること、また、全国町村台からも急い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していただきたい。

	in the trans			Automoral Professional		n =r Ar	各府省からの第1次回答		
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	
963	の緑地面積率等に係る地域準則の条例制	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の居出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法事名条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限が行政では、大きに対し、大きには、大きに対し、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには	2	経済産業省	中国地方知事会	C 対応不可	工場立地法の権限移譲については、平成22年に開議決定された「地域主権戦略大綱」に基づて地域の自主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(2次一括法)において、市まで概要移譲するできたところできたところ。「前打」にいて、「政規模、行政コスト、行政効率等の規点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、使って、本提案について対応することはできない。	
857	工場立地法に基づく緑 地面積に係る変更届 出に関する規制緩和	割合以下で思遠場合関の 地域の生活で表現合 地域の生活では、 を 関手に 関手に 関手に 関手に 関手に 関手に 関手に 関手に 関手に 関手に	工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める 比率(果又は市が別途定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが義 務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から 除外されているのは次の場合のみである。 ①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑 地の移設により緑地面積が減少しない場合。 ②保安上その他や位を得ない事由により定やかに削減する必要がある場合で あって、減少する緑地面積が10m以下の場合 未法の規制態質が地域の生活環境との調和であることを踏まえると、大規模な 緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対 しても一律に即り扱う現在の規定は過剰な規制となっている。 工場立地法に基づく特定工場を設置する企業に対し、事務手続きを簡素化する ことによって新たな設備投資の円滑化を図ることができる。 また、同時に行政の事務コストを削減することができる。 (具体的事例は別紙のとおり)	工場立地法第8条第 1項、同法施行規則 第9条	经济産業省	愛媛県	C 対応不可	工場立地法は立地段階の入口規制であることから、保安上その他やむを得ない場合を除き、生産施設、環境施設面積等の状況を把握するための届出は必要不可欠である。大規模な緑地が整備されている工場であっても、それがどのように変され、準則一合致しているのかどうかについて審査をする必要があるため届出は必要、また、周辺に住居がない森林に囲まれた工場であったとしても、周辺の状況は日々変わっていくものであり、届出不用の判断基準にはなじまない。従って、本提案について対応することはできない。	

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	軍点事項58項目について	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	
963	工場立地法第4条の2 の線地面積砂 動物面積砂 動物面積 の の 機 の 間 材 を 一 の 形 の 形 の 利 の 利 の 利 の 利 の 利 の 利 の 利 の 利	工場立地法第4条の2の線 地面積率等に係な地域準則 の条例制定法体への「町 村」の追加を行う。	地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲している 中、面積要件の判断が可能になることで市町が一体的に法運用できるようになる。 同法の目的は、工場周辺地域の生活環境の保持であることからも、より住民 に身近な行政主体である基礎自治体に於いて、地域の実情に応じた適切な判 断が出来るようにすべき。 「行政規模、行政コスト、行政効率等の観点」をもって、市には移譲適当、町村 には移譲不適当とする考え方は、音程性を欠く。 当該事務処理に当たり特別な資格や知見が求められていない中では、希望す る基礎自治体が処理できるようにすべき。	・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域 準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。	【全国町村会】 地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り 想も町村においては、市と歴色のない組織体制を必 移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がな い。 地方側生が内閣の金重要展題となっていることからあ、 地方側生が内閣の金重要展題と、地域の実情にあわせた 独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう 前向きに検討すべきである。	○ 聖難町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を即村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、即村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合向か具体的な支限はあるのか、日本大臣の同意を得るための基準を満に差す。毎月を10年の10年の10年の10年の日本で、企業立地投递法第10条に多める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満に支す。毎月を10年の場合がある。力に増合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域学則に係る条例制定権限を移譲するべきであるが、この場合例の具体的な支限はあるのの、の場合例の19年のは実施はあるのの、の場合の19年のは表現を指することは難理しまが得る」とのことだったので、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも急い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していただきたい。	
857	工場立地法に基づく録 地面積に係る変更届 出に関する規制緩和	割合以下で環境領域の保持に 支障に関する場合情報 地域の生活する。 地域の生活する。 地域の生活する。 地域の生活がな変 更同のでは、 の	工場立地法は、工場立地と地域の生活環境との調和を実現し、工場立地の適正化を推進することを目的とするものであり、監督上、生産施設、環境施設面積等の状況を把握することは重要であると考える。しかしながら、変更の内容から周辺環境に与える影響が小さいものについては、事前の届出により準則への適合性の審査をする必要性が低く体則に適合していることが削強が、結構特定工場の状況の変遷については、決回の変更届出の際に特せて届出が場合路された変則内容を届出させ、事後的に把握することで担いるものと考える。 線地面積率については、自治体に果又は市が都市計画上の用途地域等の地域環境に開した自由の線地面積率を定めることが可能となっているが、これは工場が整備するべき線地の程度は、立地する地域の環境によりたの必要性の程度は異なるものであり、工場やその周辺状況の実態をより把握している自治体の判断が必要になるとの考えから措置されたものである。 未提案の配置は、現行では工場の周辺状況にかかわらず一様に「緑地減少面積10円以下」であることが届出不要の判断基準とされていることから、変更届出春10円以下」であることが届出不要の判断基準とされていることから、変更届出春10円以下」であることが届出不要の判断基準とついてもこれと同様と変更の円滑化と周辺の生活環境保持とのバランスを図ろうとするものである。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 9月19日(金)のヒアリングで「提案について、適切に緑地面積に係る地域準則を定めることで対応すべき」との話があったが、たとえ緑地面積率に柔軟性を持たせた地域準則を定めたとしても、現行法では10㎡以上変更があれば届出が必要になるため、提案への対応に当たって、別価の論点として検討していただきだい。月19日(金)のヒアリングで言及したとおり、例えば愛媛県の事例によい。「公は、平成24年度以降に緑地の減少に係る変更層出が21件あり、そのうち19件の緑地減少割合が196前後であった。 近期に住民が14次に収入しているいると、周辺住民の環境に配慮する必要性が低い場合にまで、一律10㎡という総対数での基準の下、届出の義務を課し、かつ原則90日前変更に着手でされいとすることに合理性は次、変更届出が必要な範囲について地域で弾力的に定められるようにするなど、10㎡の限定を凝和すべきであるが、この場合何か具体的な支隙はあるのか。	

	担党市区				他体の記念		各府省からの第1次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
374	農村地域工業等導入 4 促進法の適用人口要 件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域工業等導入促進法して心魔用がら除外されるが、市町村会件によって人口が20万人以上となった市については、会特別の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い 施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け加止なる工業団地の整 値は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促 進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年 に周辺両村(農村地域との合併によって市の入口が20万入以上となったため 展工法の適用を持ちいたが、12年で、12年で、12年で、12年で、12年で、12年で、12年で、12年で	農村地域工業等導 入促進法第2条第1 項本文か23書書 同法施行令第3条第 4号ア		九州地方知 事会	C 対応不可	1 農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、 農業者の就業機会が得られにくい地域について、特に工業などの導入 促進を図るという法の腹旨に鑑み、・一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性 が低い地域 ・既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程 度確保されている市 については、法の対象地域から外すこととしたものである。 2 このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下 の市前村の全区域を対象としているところ。加えて、人口10万人から20 万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就集者率が 全国平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところで ある。 3 同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の 「市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する」にととした場合、 市として既に一定の財政かを有していると考えられる区域までが同法の 適用を受けることとなり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業 等を誘導するという法の趣旨からみて適切ではないと考えている。
22	産業クラスターの支援 2 に関する事務の都道府 県への移議	「新産業集積創出基盤構築 支援事業」の委託先の選定 事務等の権限及び財源の 移譲	【制度改正の必要性】 次世代成長産業の育成・振興施策、地域産業の振興については、一定の集積 地域が存在する地点を中核として実施する必要があることから、全国的な視点 が必要であるよって、産業分ラス ター集積促進の事業については、自由度を高めて都道府県に移譲すべきであ る。	新產業集積創出基 整構築板 記芸 記芸 報	经济産業省	愛知県	C 対応不可	国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	軍点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
37-	農村地域工業等導入 4 促進法の適用人口要 件の緩和	人口20万人以上の市は農 村地域工業等導入但ないとして適用から除外されるが、 市町村合併によって人口が 20万人以上となった市につ いては、合併物の市の人口 をもって農工法の対象とす るように適用要件を緩和す ること。	提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域であって、このA市と、同じく「農村地域」である町、村との合併によって人口2の万人以上たかったものである。よって20万人以上の実態は法の対象たる各「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。A市の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前に開催、人口増加車、製造業等の就業者率とも全国平均億よりも低く、それぞれの数値は合併前に比べ落ちている状態を示している、法の農盲は農業者の就業機会が得るればい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。A市のように「農村地域」と原村地域」との合併による区域を単に人口要件を満たさななったとして法の対象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規構で法の適用を判断するなどの要件を提和し、農村地域における農業と工事の均衡ある発展を図っていてことが、「条件が不利な農村地域」に工業等を誘導する」という法の趣盲に合致するものであると考える。			
2:	産業クラスターの支援 Iに関する事務の都道府 県への移譲	「新産業集積創出基盤構築 支援事業」の委託先の選定 事務等の権限及び財源の 移譲	産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に 反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、よ リ効果を上げることができる、都道府県が実施する産業クスターの支援に係る 事業との連携を図り効果を最大限に免疫する軽点から問題があるため、自由度 をできるだけ高めたして、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付する こと。 全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国 的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはない と思われる。	施する事業と適切に連携することによって、より効果を 上げることができる。都道府県が実施する産業クラス ターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に 発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	AD other size of E				turt o Fr Mr		各府省からの第1次回答		
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	
32		企業立地促進に関する補助 金等の権限移譲	[制度改正の必要性] 企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中核として 企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中核として 産が官連携による産業集積の形成及び活性化に向けた取積を行っており、全国 がる視点がある。 体の産業競争力強化に関する産業発展が期待できることから、自由度を高め 体の産業競争力強化に関する相談の(対内投資等地域活性化立地推 進事業費補助金)等の権限移譲及びそれに伴う財源の交付をすべき。		経済産業省	愛知県	C 対応不可	企業立地促進法に基づく国の補助金制度は、基本計画に基づく地方自治体等の取組みを支援することにより、国全体の産業の国際競争力を強化し、もって地域経済の活性化を図ることを目的としている。基本計画に基づ、取組みは単一の都道所県に限らず、企業立地促進法に基づ、補助金制度も我が国の産業競争力強化を図るため、全国的な視点のもで採択を行っているこから、都道可限に一様に補助金の財選を移譲した場合、その目的達成上支障が生じるおそれがあるため、(従来の制度のまま維持することが必要。	
469	産業クラスターの支援 に関する事務の都道府 県への権限移譲	企業や大学等への訪問等により。今年を大学等へのいます。 により。可情報収集・分析を行い、国際競争力さめの地域の成長で当ったものの提示集合では、大学を行い、国際競争力さめの地域の成長では、大学をでは、大学をできない。 があために、保護やフロンがも、等をできない。 がある。 がある。 は、大学などのは、大学などのコーディストーク付、対策をは、大学などのコーディストークでは、大学などのコーディストークでは、大学などのコードを表し、大学など、大学など、大学など、大学など、大学など、大学など、大学など、大学など	現在、経済産業局で行っている産業クラスターに係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」など産業クラスターに係る補助金の 執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 ※従前のスキームで国庫補助金とし、間接制助先名を過度所 している。 *地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現 行:園2/3 ⇒ 例:園2/3 都道府県 1/3以内など) 産学公連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している 施策との季軽や補助の重複などが生じる可能性がある。 都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化 施策との撃台性を図ることができる。 機助金については、移識を行うことで、後期から都道府県で実施している施策と 事業主が相談や申請等の手続きをする際の終動時間の短縮に繋がるとともに、 さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	産業クラスター計画	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な抵点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。	

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
	企業立地促進に関する 事務の都道府県への 移譲	企業立地促進に関する補助 金等の権限移譲	正来工地に建一いフス度は、都進州深か工作とように、地域の実情を強切に改 映する取組を行うことにより、事業の効果を上げることができるため、都造府県 の自由度を高めて企業立地促進に関する補助金等の権限移譲及びそれに伴う 財源の交付をすべき。	上げることができる。都道府県が実施する企業立地促	市町村への交付分については、国の関与とは別に、都 道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事	
469	産業クラスターの支援 同に関する事務の都道府 県への権限移譲	長産業創出等のための地域の成長ビジョンの提示	都道府県において地域経済の活性化を図る様々な新産業振興施策を実施しており、これらの事務を都道府県で行う方が、「全国的規点」により全国画一的に国が事業を行う方は、もの企業や大学等を把程し、産業要態、二一ズ、課題等について熱知しているため、地域の実情に応じた精緻な分析ができ、的確な事業執行、補助金執手業ができると考え。特に企業支援については国の対象企業との重複が考えられることから、都道府県が一体的に実施すべきと考え、これにより限られた財源の有効活用が図られる。なお、移譲までの間は、新産業展制策を必利果的に進める現点から、補助事業における対象企業の採択等に関する事務に都道府県が関与する仕組みを設けるべきである。	施する事業と適切に連携することによって、より効果を 上げることができる。都道原県が実施する産業やラス ターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に 発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ 高めた上で、報道府県を実施主体にするか、都道府県	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都 道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事 務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討 を行うべきである。	

							各府省からの第1次回答		
管理番	号 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	
	ベンチャー支援に関す 39 る事務の都道府県へ の権限移譲	地域での独自の産業クラス ター形成に向けた取組に対して、地域からの求めに応じたアドバイズ等。保境を超え でクラスター全国が代表を設定した。また、全国的代表を通え た準的カラスターにないる要がある た準的カラスターについては、国際接手の等の観点から国がまの交 情報事業の交換で、変が、ないでは、 では、国際接手をできませる。 は、国際をは、国際をは、国際をは、国際をは、国際をは、国際をは、国際をは、国際を	「地域新成長産業創出促進事業費補助金/などベンチャー支援に係る補助金の 執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先名都道府県とすることを想定 している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現 行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など)	中小企業の新たな 事業活動の促進に 関する法律第25条	軽済産業省	神奈川県	C 対応不可	国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。	

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見 全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	軍点事項58項目について
管理者	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
	*		一体的に失志®、今とさんる。また、移譲をかり集的に進める観点から、対象 企業の採択等に関する事務に本県が関与する仕組みをご検討いただきたい。 なお、本県では、国の成長ので、これで、「ライフサイエンス」「環境」等の新 産業分野を中心にベンチャーの起業や事業化に係る支援を行っている。 (主なペンチャー支援・事業の実績)	・ペンチャー企業への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事とは、近初に連携することになって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するペンチャー企	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都 道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事 務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討 を行うべきである。	